

南魚沼市地域防災計画

資 料 編

令和 7 年 3 月修正

南魚沼市防災会議

作成	平成 20 年 11 月 7 日
修正	平成 27 年 3 月 31 日
修正	令和 2 年 9 月 30 日
修正	令和 4 年 11 月 30 日
修正	令和 7 年 3 月 31 日

目 次
資料・参考資料・様式

1	防災組織に関する資料.....	1
1-1	南魚沼市防災会議条例.....	1
1-2	南魚沼市防災会議委員.....	3
1-3	南魚沼市災害対策本部条例.....	4
1-4	南魚沼市災害救助条例.....	5
1-5	南魚沼市災害弔慰金の支給等に関する条例.....	7
1-6	南魚沼市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則.....	13
1-7	南魚沼市災害見舞金の支給に関する内規.....	38
1-8	防災関係機関一覧表.....	40
2	消防施設に関する資料.....	41
2-1	南魚沼市消防団組織図.....	41
2-2	消防機械・団員数一覧表.....	42
2-3	消防水利の現状.....	46
3	危険区域に関する資料.....	47
3-1	土砂災害防止法に基づく指定区域(南魚沼地域振興局管内).....	47
3-2	土石流発生危険溪流及び施設(南魚沼地域振興局管内).....	75
3-3	地すべり危険箇所等.....	89
3-4	急傾斜地崩落危険箇所等(南魚沼地域振興局管内).....	91
3-5	山地に起因する災害危険箇所.....	98
3-6	雪崩発生危険箇所等(南魚沼地域振興局管内).....	109
3-7	警戒ため池.....	113
3-8	排水ポンプ車設置場所.....	113
3-9	浸水想定区域内要配慮者利用施設等.....	114
3-10	土砂災害警戒区域(特別警戒区域)内要配慮者利用施設等.....	117
4	避難所等に関する資料.....	119
4-1	指定緊急避難場所・指定避難所(◎は条件あり).....	119
4-2	福祉避難所.....	123
4-3	炊出施設.....	124
4-4	ヘリポート適地.....	125
4-5	臨時ヘリポート.....	128
4-6	地域防災拠点.....	129
4-7	市内の公共的入浴施設.....	129
4-8	災害情報発信基地.....	129
5	緊急輸送道路に関する資料.....	130
6	医療等に関する資料.....	131
6-1	医療施設.....	131
6-2	医薬品調達先.....	134
7	無線通信に関する資料.....	135

7-1	非常通信無線を信頼できる主要無線局.....	135
7-2	防災行政無線.....	135
8	災害時優先電話に関する資料.....	135
9	気象に関する資料.....	138
9-1	警報・注意報発表基準（南魚沼地域）.....	138
9-2	震度に関する情報.....	139
10	災害協定に関する資料.....	142
10-1	民間企業等との協定.....	142
10-2	他市町村との協定.....	144
10-3	国・県機関との協定.....	144
10-4	郵政関係との協定.....	144
様式1	県、他地方公共団体への応援要請文書.....	145
様式2	自衛隊への災害派遣要請依頼文書（県知事あて）.....	147
様式3	市内の公共的団体への協力依頼文書.....	148
様式4	ボランティア受付名簿.....	149
様式5	災害報告様式及び被害状況判断基準.....	150
様式6	避難者カード.....	155
様式7	避難者名簿.....	156
様式8	避難所日誌.....	157
様式9	り災者台帳.....	158
様式10	り災証明願い及び証明書.....	159
参考資料	災害時安否確認ツール.....	160

1 防災組織に関する資料

1-1 南魚沼市防災会議条例

制定 平成16年11月 1日条例第19号

最終改正 平成26年 3月18日条例第 8号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、南魚沼市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 南魚沼市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 水防法（昭和24年法律第193号）第33条第1項の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務
(平18条例67・平24条例37・一部改正)

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

5 委員の定数は24人以内とし、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
- (2) 新潟県の職員のうちから市長が任命する者
- (3) 新潟県警察の警察官のうちから市長が任命する者
- (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 南魚沼市消防本部消防長
- (7) 南魚沼市の区域を所管する消防団長
- (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
- (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

6 前項第8号及び第9号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(平18条例12・平24条例37・一部改正)

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成16年11月1日から施行する。

附 則（平成１８年３月２４日条例第１２号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成１８年４月１日から施行する。

附 則（平成１８年１２月２５日条例第６７号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成２４年９月７日条例第３７号）
（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行日以後最初に任命する南魚沼市防災会議条例第３条第５項第９号の委員の任期は、同条第６項の規定にかかわらず、平成２５年７月３１日までとする。

附 則（平成２６年３月１８日条例第８号）
この条例は、公布の日から施行する。

1－2 南魚沼市防災会議委員

区分	所属機関	職名	電話番号
会長	南魚沼市	市長	025-773-6660
1号	関東森林管理局中越森林管理署	署長	025-772-2143
	北陸地方整備局三国川ダム管理所	所長	025-774-3015
	北陸地方整備局湯沢砂防事務所	所長	025-784-2263
	北陸地方整備局長岡国道事務所小出維持出張所	所長	025-792-0839
	北陸地方整備局信濃川河川事務所堀之内出張所	所長	025-794-2064
2号	南魚沼地域振興局企画振興部	部長	025-772-2372
	南魚沼地域振興局地域整備部	部長	025-772-2661
3号	南魚沼警察署	署長	025-770-0110
4号	南魚沼市	副市長	025-773-6660
	南魚沼市	総務部長	025-773-6660
5号	南魚沼市	教育長	025-773-6610
6号	南魚沼市消防本部	消防長	025-782-0860
7号	南魚沼市消防団	消防団長	025-782-0860
8号	東日本高速道路㈱新潟支社湯沢管理事務所	所長	025-784-3921
	東日本電信電話㈱埼玉事業部新潟支店	支店長	025-227-6802
	佐川急便㈱六日町営業所	安全推進係長	025-776-2977
	東北電力ネットワーク㈱魚沼電力センター	所長	025-770-0597
	㈱エフエム雪国	放送局長	025-778-1500
9号	学識経験者	—	—
	学識経験者	—	—
	学識経験者	—	—
	自主防災組織	—	—

1－3 南魚沼市災害対策本部条例

制定 平成16年11月 1日条例第20号
最終改正 平成24年 9月 7日条例第37号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、南魚沼市災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（平24条例37・一部改正）

(組織)

第2条 災害対策本部長は、本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長及び副部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

5 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成16年11月1日から施行する。

附 則（平成24年9月7日条例第37号）抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

1-4 南魚沼市災害救助条例

制定 平成16年11月1日条例第21号
最終改正 平成17年9月30日条例第36号

(目的)

第1条 この条例は、災害に際して、市が応急的に必要な救助を行い、被災者の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

(救助の実施基準)

第3条 この条例による救助（以下「救助」という。）は、災害救助法（昭和22年法律第118号）及び新潟県災害救助条例（昭和39年新潟県条例第77号。以下「県条例」という。）が適用されない災害であつて、次に定める程度の災害が発生した場合に被災し、現に救助を必要とする者に対して行うものとする。

(1) 住家が滅失した世帯数が県条例第2条第1号の表に定める住家滅失世帯の3分の1以上に達した場合

(2) 前号に定める基準に達しないが、多数の世帯の住家が滅失し、市長が特に必要があると認めた場合

(3) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合

2 前項第1号及び第2号に定める住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し、又は半焼した等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

(救助の種類等)

第4条 救助の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 避難所の設置

(2) 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(4) 被災者の救出

(5) 応急仮設住宅の設置

(6) 被災住宅の応急修理

(7) 障害物の除去

2 前項第5号から第7号までの救助については、生活困窮者を対象として行うものとする。

(救助の程度、方法及び期間)

第5条 救助の程度、方法及び期間は、新潟県災害救助法施行細則（昭和35年新潟県規則第30号）第5条に定める範囲内において行うものとする。

2 市長が、特に必要があると認めた場合には、前項の規定にかかわらず、救助の期間を延長して行うことができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、救助に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。

(平17条例36・旧附則・一部改正)

(塩沢町の編入に伴う経過措置)

- 2 塩沢町の編入の日前に、塩沢町災害救助条例（昭和45年塩沢町条例第18号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(平17条例36・追加)

附 則（平成17年9月30日条例第36号）

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

1-5 南魚沼市災害弔慰金の支給等に関する条例

制定 平成16年11月1日条例第22号
最終改正 令和6年12月9日条例第29号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 災害弔慰金の支給（第3条—第8条）
- 第3章 災害障害見舞金の支給（第9条—第11条）
- 第4章 災害援護資金の貸付け（第12条—第15条）
- 第5章 災害弔慰金等支給審査会（第16条）
- 第6章 補則（第17条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）並びに新潟県災害弔慰金等に関する要綱（昭和50年9月1日）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

（平27条例32・一部改正）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、市の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金の支給

（災害弔慰金の支給）

第3条 市は、市民が令第1条に規定する災害又は新潟県災害救助条例（昭和39年新潟県条例第77号）が適用された災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

（平27条例32・一部改正）

（災害弔慰金を支給する遺族）

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は次に掲げるとおりとする。

(1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。

(2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

(3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じくして同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

（平23条例30・一部改正）

（災害弔慰金の額）

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時において、その死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けた場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

（死亡の推定）

第6条 災害の際、現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったこと。その他の特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民（以下「障害者」という。）に対し災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被

害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 1, 500, 000円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 2, 500, 000円

ウ 住居が半壊した場合 2, 700, 000円

エ 住居が全壊した場合 3, 500, 000円

- (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 1, 500, 000円

イ 住居が半壊した場合 1, 700, 000円

ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 2, 500, 000円

エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 3, 500, 000円

- (3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「2, 700, 000円」とあるのは「3, 500, 000円」と、「1, 700, 000円」とあるのは「2, 500, 000円」と、「2, 500, 000円」とあるのは「3, 500, 000円」と読み替えるものとする。

- 2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項括弧書の場合は5年）とする。

（利率及び保証人）

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。

- 2 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならない。

- 3 前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

（令元条例1・一部改正）

（償還等）

第15条 災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還とする。

- 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上

償還をすることができる。

- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、法14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

(令元条例1・令2条例5・一部改正)

第5章 災害弔慰金等支給審査会

(令6条例29・追加)

(災害弔慰金等支給審査会の設置)

- 第16条 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議する必要がある場合は、法第18条の規定に基づき災害弔慰金等支給審査会(以下「支給審査会」という。)を設置することができる。

- 2 支給審査会の委員は、医師、弁護士その他市長が必要と認める者から、それぞれ市長が委嘱する。

- 3 前項に定めるもののほか、支給審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

(令6条例29・追加)

第6章 補則

(令6条例29・旧第5章繰下)

(委任)

- 第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(令6条例29・旧第16章繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年六日町条例第27号)又は災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年大和町条例第25号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(塩沢町の編入に伴う経過措置)

- 3 塩沢町の編入の日(以下「編入日」という。)前に、災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年塩沢町条例第28号。以下「塩沢町条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(平 1 7 条例 3 7 ・追加)

- 4 旧塩沢町地域において編入日前にした利率等に係る取扱いについては、なお塩沢町条例の例による。

(平 1 7 条例 3 7 ・追加)

附 則 (平成 1 7 年 9 月 3 0 日条例第 3 7 号)

この条例は、平成 1 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 3 年 9 月 7 日条例第 3 0 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 4 条第 1 項の規定は、平成 2 3 年 3 月 1 1 日以後に生じた災害により死亡した市民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附 則 (平成 2 7 年 3 月 2 6 日条例第 3 2 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の南魚沼市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、平成 2 7 年 1 月 1 日以後に生じた災害に係る災害弔慰金の支給、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則 (令和元年 5 月 2 7 日条例第 1 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の南魚沼市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、平成 3 1 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (令和 2 年 3 月 3 日規則第 5 号)

この規則は、公布の日から施行する

附 則 (令和 6 年 1 2 月 9 日条例第 2 9 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

- 2 南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例(平成 16 年南魚沼市条例第 44 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

制定 平成16年11月1日規則第27号
最終改正 令和6年12月9日規則第17号

目次

第1章 総則（第1条）
第2章 災害弔慰金の支給（第2条・第3条）
第3章 災害障害見舞金の支給（第4条・第5条）
第4章 災害援護資金の貸付け（第6条—第17条）
第5章 補則（第18条）
附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、南魚沼市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成16年南魚沼市条例第22号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害弔慰金の支給

（支給の手続）

第2条 市長は、条例第3条の規定により、災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別及び生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（必要書類の提出）

第3条 市長は、市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第3章 災害障害見舞金の支給

（支給の手続）

第4条 市長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別及び生年月日

- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第5条 市長は、市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（様式第1号）を提出させるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込)

第6条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書（様式第2号）を、市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込書の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 連帯保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 同一県内の他市町村での負傷を理由とする借入申込書にあっては、負傷地の官公署の発行する被災証明書
- (3) 被災を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては、前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して、3月を経過する日までに提出しなければならない。

(調書)

第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討の上、当該世帯の被害状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書(様式第3号)を借入申込者に交付するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書(様式第4号)を借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに、連帯保証人の連署した災害援護資金借用書(様式第5号)に、資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)及び連帯保証人の印鑑証明書を添えて市長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第10条 市長は、前条の借用書と引換えに、貸付金を交付するものとする。

第11条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(様式第6号)を市長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書(様式第7号)を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書(様式第8号)を、当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書(様式第9号)を、当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払

免除申請書（様式第 10 号）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の免除を認める旨を決定したときは、延滞利子の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書（様式第 11 号）を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払の免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書（様式第 12 号）を、当該借受人に交付するものとする。

（償還免除）

第 15 条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書（様式第 13 号）を、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号のいずれかの書類を添えなければならない。

（1）借受人の死亡を証する書類

（2）借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

（3）借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類

3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書（様式第 14 号）を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書（様式第 15 号）を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

（督促）

第 16 条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

（氏名又は住所の変更届等）

第 17 条 借受人又は連帯保証人について、氏名又は住所の変更等、借用書に記載した事項に異同を生じたときは、借受人は、速やかにその旨を市長に氏名等変更届（様式第 16 号）を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代ってその旨を届け出るものとする。

第 5 章 災害弔慰金等支給審査会

（令 6 規則 17・追加）

（組織）

第18条 条例第16条第1項に規定する災害弔慰金等支給審査会(以下「支給審査会」という。)は、委員5人以内で組織する。

(令6規則17・追加)

(委員の任期)

第19条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 市長は、委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない行為があると認めるときは、当該委員を解嘱することができる。

(令6規則17・追加)

(会長及び副会長)

第20条 支給審査会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、支給審査会の会務を総理し、支給審査会を代表する。

3 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(令6規則17・追加)

(会議)

第21条 支給審査会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、委員委嘱後の最初の会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の合議で決する。ただし、合議が調わないときは、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(令6規則17・追加)

(意見の聴取等)

第22条 会長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聞き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(令6規則17・追加)

(守秘義務)

第23条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(令6規則17・追加)

(庶務)

第24条 支給審査会の庶務は、福祉課及び総務課において処理する。

(令6規則17・追加)

(委任)

第25条 この章に定めるもののほか、支給審査会の運営に関し必要な事項は、会長が支給審査会に諮って別に定める。

(令6規則17・追加)

第6章 補則

(令6規則17・旧第5章繰下)

(その他)

第26条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手續に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和49年六日町規則第8号）又は災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和49年大和町規則第12号）の規定によりなされた処分、手續その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手續その他の行為とみなす。

(塩沢町の編入に伴う経過措置)

- 3 塩沢町の編入の日前に、災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和50年塩沢町規則第2号）の規定によりなされた処分、手續その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた処分、手續その他の行為とみなす。

(平17規則25・追加)

附 則（平成17年9月30日規則第25号）

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（令和元年5月27日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の南魚沼市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和2年3月3日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する

附 則（令和3年12月27日規則第31号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年12月9日規則第17号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

（令3規則31・一部改正）

診 断 書

氏 名				生年月日	年 月 日			性 別	男・女		
傷病名					負傷発病年月日			年 月 日			
障害の 部 位					初診年月日			年 月 日			
既往症		既存障害		治ゆ年月日			年 月 日				
療養の 内容及び 経過											
障害の 状態の 詳細	(図で示すことができるものは図解すること。)										
関 節 運 動 範 囲	部位		種類範囲								
			右								
			左								
			右								
			左								
		右									
		左									
上記のとおり診断します。				郵便番号_____ 電話番号_____							
_____年 月 日				所 在 地_____							
病院又は 診 療 所				名 称_____							
				診療担当者 氏 名_____							

災害援護資金借入申込書

※受付日		※受付番号		※受付者		※貸付番号		
被災日時	年 月 日 時				災害名			
被害の種類	1 世帯主の負傷 2 住居の全壊 3 住居の半壊 4 家財の損害				被害場所			
返す方法					いつまでに返せますか	年 (月 回)		
借入申込者について	フリガナ					男・女	年 月 日生 (歳)	
	氏 名						(歳)	
	フリガナ					電話番号	()	
	現住所	〒 -						
	本 籍				勤務先の名 称と所在地			
	職 業							
	世帯の 状況	氏 名	世帯主 との 続柄	年齢	健 否	職 業	収入 (月収)	勤務先・学校名
収入合計		円			支出合計		円	
資産 の 状況	土地	(1)住宅 m ² (2)田畑 m ² (3)山林 m ²	住居の状況		(1)自家 (2)借家 (3)借間 (4)同居			
	建物	(1)自宅 m ² (2)その他 m ²	生活保護		年 月 日から受給 (生住教医)			
	負債	(内容)		(金額) 円				
連帯保証人 (保証人が書いてください。)	氏 名					男・女	年 月 日生 (歳)	
	現住所					本籍地		
	職 業		月 収	円	申込者との 関係		家族数	人
	資 産	土地	(1)宅地 m ² (2)田畑 m ² (3)山林 m ²	勤務先	名 称			
		建物	(1)自宅 m ² (2)その他 m ²		所在地			
				電話番号	()			

この災害の前一年以内に被災したことの有無及びその状況				(有・無) (状況)					
この災害により世帯主が死亡または重度障がい者となった事実の有無				(有・無)					
資金の使途	資金の使い方		総額	円	資金の内訳		合計		
			に	円	災害援護資金で		円		
			に	円	手持資金で		円		
			に	円	その他 () で		円		
			に	円					
被害の状況	被災時の具体的状況						負傷	全治	ヵ月
	住居の被害		(1) 全壊		(2) 半壊				
	家財の被害	品名	現在購入に要する費用	被害額	品名	現在購入に要する費用	被害額		
		和だんす			婦人用腕時計				
		整理だんす			畳(畳中で畳が被害)				
		洋服だんす							
		鏡台			障子				
		腰掛机			ふすま				
		本箱・本だな							
		食器・戸だな			小計				
		食卓・茶ぶ台			その他被害があつた家財	品名	現在購入に要する費用	被害額	
		げた箱							
		照明器具							
		じゅうたん							
		扇風機							
		石油ストーブ							
		こたつ							
		冷蔵庫							
		電気・ガス炊飯器							
		洗濯機							
		掃除機							
		ミシン							
		アイロン							
		自転車							
		テレビ							
ラジオ									
柱時計									
目覚し時計			小計						
紳士用腕時計			合計						
上記のとおり災害支援資金を借り入letak申し込みます。 年 月 日									
上記の借り入れに対し、連帯して債務を負担します。 年 月 日									
(あて先) 南魚沼市長									
借入申込者 印									
連帯保証人 印									

第 号
年 月 日

南魚沼市長

印

様

災害援護資金貸付決定通知書

年 月 日お申し込みになりました災害援護資金は、下記のとおり貸付けを決定いたしましたのでお知らせします。

記

貸付番号	第	号
貸付金額		円
措置期間	年 月 日から	年 月 日まで
償還期間	年 月 日から	年 月 日まで
償還方法		
利 子	年 %	

資金をお渡しする日と手続きについて

- 1 貸付金交付日 年 月 日
- 2 場所
- 3 ご持参なさるもの
 - (1) この通知書
 - (2) 同封の借用書
 - (3) あたなの印鑑
 - (4) あなたと保証人の印鑑証明書各 1 通

第 号
年 月 日

南魚沼市長

印

様

災害援護資金貸付不承認決定通知書

年 月 日お申し込みになりました災害援護資金は、次の理由で不承認となりましたのでお知らせします。

（不承認の理由）

貸付決定番号

号

災害援護資金借用書

借用金額	円					
利　子	年	%				
措置期間	年	月	日から	年	月	日まで
償還期間	年	月	日から	年	月	日まで
償還方法						

上記のとおり借用いたします。

ついては、災害弔慰金の支給等に関する法律及びこれに基づく命令等の定めるところに忠実に従い、相違なく償還いたします。

年　　月　　日

借受人 住所

氏名

印

連帯保証人 住所

氏名

印

繰上償還申出書

下記のとおり災害援護資金の繰上償還を行います。

年 月 日

借受人 住所
氏名

印

（あて先）
南魚沼市長

記

貸付番号
借受人氏名
貸付を受けた日
貸付を受けた金額
償還期限
償還金額
償還未済額
繰上償還をする日
〃 金額

償還金支払猶予申請書

下記のとおり償還金の支払猶予を申請いたします。

年 月 日

借受人 住所

氏名

印

連帯保証人 住所

氏名

印

（あて先）

南魚沼市長

申請の理由 （具体的に）				
貸付の条件	借入金額	円	貸付番号	
	措置期間	1 3年 2 5年	希望猶予期間等	簡月 ただし 年 月 日 第 回償還以降
	償還方法			
	償還期間	年 月 日から 年 月 日まで	変更後の 償還期間	年 月 日から 年 月 日まで
支払い猶予期間の根拠	（変更後の償還期日に支払が可能と認められる具体的な理由）			

第 号
年 月 日

南魚沼市長

印

様

支払猶予承認通知書

年 月 日申出のあった償還金の支払猶予については、次のとおり承認となったのでお知らせいたします。

支払猶予承認期間 年 月 日から 箇月

変更後の償還期間 年 月 日から 年 月 日まで

第 号
年 月 日

南魚沼市長

印

様

支払猶予不承認通知書

年 月 日申出がありました償還金の支払猶予につきましては、次の理由で不承認となったので、当初の計画により償還されるようお願いいたします。

（不承認の理由）

様式第 10 号（第 14 条関係）

違約金支払免除申請書

下記のとおり、違約金の支払免除を申請します。

年 月 日

借受人	住所	
	氏名	印
連帯保証人	住所	
	氏名	印

（あて先）
南魚沼市長

記

貸付番号					
支払免除を申請する違約金の金額				円	
内容	回数	期別	元金	利子	申請日までの 違約金
		年 月期			
違約金の支払免除を要する具体的な理由					

第 号
年 月 日

南魚沼市長 印

様

違約金支払免除承認通知書

年 月 日に申出のありました違約金の支払免除につきましては、下記のとおり承認されましたのでお知らせいたします。

記

年 月 日償還予定の第 回償還金元金 円 利子 円に係
る 年 月 日における違約金 円の支払を免除いたします。

第 号
年 月 日

南魚沼市長 印

様

違約金支払免除不承認通知書

年 月 日に申出のありました違約金の支払免除につきましては、次の理由で不承認となりましたのでお知らせいたします。

（理由）

なお、あなたの 年 月 日償還予定の第 回償還金（元利合計 円）
に係る違約金は、 年 月 日現在 円となっておりますので至急償還を
お願いします。

災害援護資金償還免除申請書

貸付番号						
借受人氏名		貸付けを受けた日	年 月 日	貸付金額	円	
償還方法		償還期限	年 月 日	償還金額	円	
免除申請額	全 部 円（償還未済額の ・ 一部で）円					
免除申請理由及び理由発生年月日又は理由継続期間						
免除申請者	フリガナ		男 ・ 女	年 月 日生	借受人との続柄	
	氏 名					
	現住所					
	本 籍					
	職 業		勤務先及び所在地			
借受人又はその相続人	フリガナ		男 ・ 女	年 月 日生	借受人との続柄	
	氏 名					
	現住所					
	職 業		勤務先及び所在地			
保 証 人	フリガナ		男 ・ 女	年 月 日生	借受人との関係	
	氏 名					
	現住所					
	職 業		勤務先及び所在地			
上記のとおり災害援護資金の償還を免除されたく申請します。 年 月 日 （あて先） 南魚沼市長 免除申請者 印						

第 号
年 月 日

南魚沼市長 印

様

災害援護資金償還免除承認通知書

年 月 日に申出のありました災害援護資金の償還免除については、次のとおり
行うことになりましたのでお知らせいたします。

(承認内容)

全部免除・一部免除

申請日現在の償還未済額	元金	円
	利子	円
	違約金	円
	合計	円

償還を免除した額	元金	円
	利子	円

違約金 円

合計 円

申請日現在の状況で今後償還を必要とする額

元金 円

利子 円

違約金 円

合計 円

償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年利 5% の率で違約
金がさらに加算されます。

第 号
年 月 日

南魚沼市長 印

様

災害援護資金償還免除承認通知書

年 月 日に申出のあった災害援護資金の償還免除については、次の理由で不承認となりましたのでお知らせいたします。

（不承認の理由）

なお、申請日現在の状況で今後償還を必要とする額は次のとおりとなっており、償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年5%の率で違約金がさらに加算されます。

元金	円
利子	円
違約金	円
合計	円

氏 名 変 更 届

貸付番号			
借受人	氏名		住所
連帯保証人	氏名		住所
○で囲むこと 1 住所変更 2 改姓又は改名 3 死亡又は行方不明 4 その他		(変更の内容)	
災害援護資金を借用中のところ、上記のとおり変更いたしましたのでお届けいたします。			
年 月 日			
借受人 (又は同居の親族)			
住所			
氏名 印			
連帯保証人			
住所			
氏名 印			
(あて先)			
南魚沼市長			

災害弔慰金支給調査票

				決定番号				
死 亡 に 関 する 事 項	フリガナ			男・女	明治			
	死亡した者の氏名				大正			
	死亡した年月日	年	月	日	昭和	年	月	日生
	死亡の状況 (行方不明)	災害名		死亡した場所				
遺 族 に 関 する 事 項	死者との続柄	氏名	住所		備考			
支 給 に 関 する 事 項	支給日	年	月	日	支給場所			
	災害弔慰金を支給した 遺族について	氏 名		続 柄	支給金額			
					円			
		住所						
	先順位者の有無	有・無		同順位者の有・無	有・無			
先順位者又は他の 同順位者に支給し なかった理由			支給制限事由に 該当の有無	有（その他） 無				
備 考	支給した職員							

災害障害見舞金支給調査表

				決定番号	
障 害 者 に 関 す る 事 項	フリガナ			男・女	明治 大正 昭和 年 月 日生 平成
	障がい者の氏名				
	障がいの原因となつた負傷又は疾病の状態でとなった年月日	年 月 日		住 所	
	負傷・疾病の状況	災害名		傷病を負った場所	
	障がいの種類程度等	医師の氏名	所属する医療機関名 医師の氏名 () ()		
障がいの状況		法別表の該当事項 (号)			
支 給 に 関 す る 事 項	支給日	年 月 日		有 その事由 支給制限事由に 該当の有無 無	
	支給場所				
	支給金額	円			
備 考	支給した職員				

1-7 南魚沼市災害見舞金の支給に関する内規

制定 平成16年11月 1日訓令第13号

最終改正 平成17年 9月30日訓令第15号

(趣旨)

第1条 この訓令は、本市が南魚沼市民に対して支給する災害見舞金（南魚沼市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成16年南魚沼市条例第22号。以下「条例」という。））、南魚沼市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（平成16年南魚沼市規則第27号）及び南魚沼市災害弔慰金支給規程（平成16年南魚沼市告示第3号）の規定により災害弔慰金又は災害見舞金の支給の対象となった災害を除く。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(平17訓令3・一部改正)

(支給対象)

第2条 この訓令に基づいて災害見舞金を支給できる者は、現に本市に居住する住民であって、本市に生活の本拠を有する者（以下「市民」という。）とする。

2 特に市長が認めるところにより、本市において現に活動している事業所、営業所等の被災についても、次条に定める金額の範囲内においてその都度市長が定める金額を支給することができる。

(災害見舞金)

第3条 地震、風水害又は火災等により、市民の住宅が焼失し、又は損壊した場合には、次表に定める災害見舞金を支給することができる。

区分	金額	摘要
住宅の全焼・全壊	100,000円以内	
住宅の半焼・半壊	70,000円以内	
市民の死亡	50,000円以内	住宅の災害に起因した場合
市民の負傷	30,000円以内	住宅の災害に起因した場合であって、条例第9条に定める程度の障害を有する状態となった場合

2 特に市長が認めるところにより、住宅の一部焼失及び一部損壊についても支給することができるものとする。

(平17訓令3・一部改正)

(支給の決定)

第4条 市長は、災害が発生した場合には、速やかに実態調査を行い、災害見舞金の支給の可否及び見舞金の額を決定するものとする。

(その他)

第5条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の日の前日までに、合併前の大和町災害見舞金の支給に関する内規の規定によりなされた手続その他の行為は、この訓令の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

(塩沢町の編入に伴う経過措置)

3 塩沢町の編入の日前に、塩沢町災害見舞金の支給に関する条例（昭和54年塩沢町条例第29号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この訓令の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

(平17訓令15・追加)

附 則（平成17年3月29日訓令第3号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年9月30日訓令第15号）

この訓令は、平成17年10月1日から施行する。

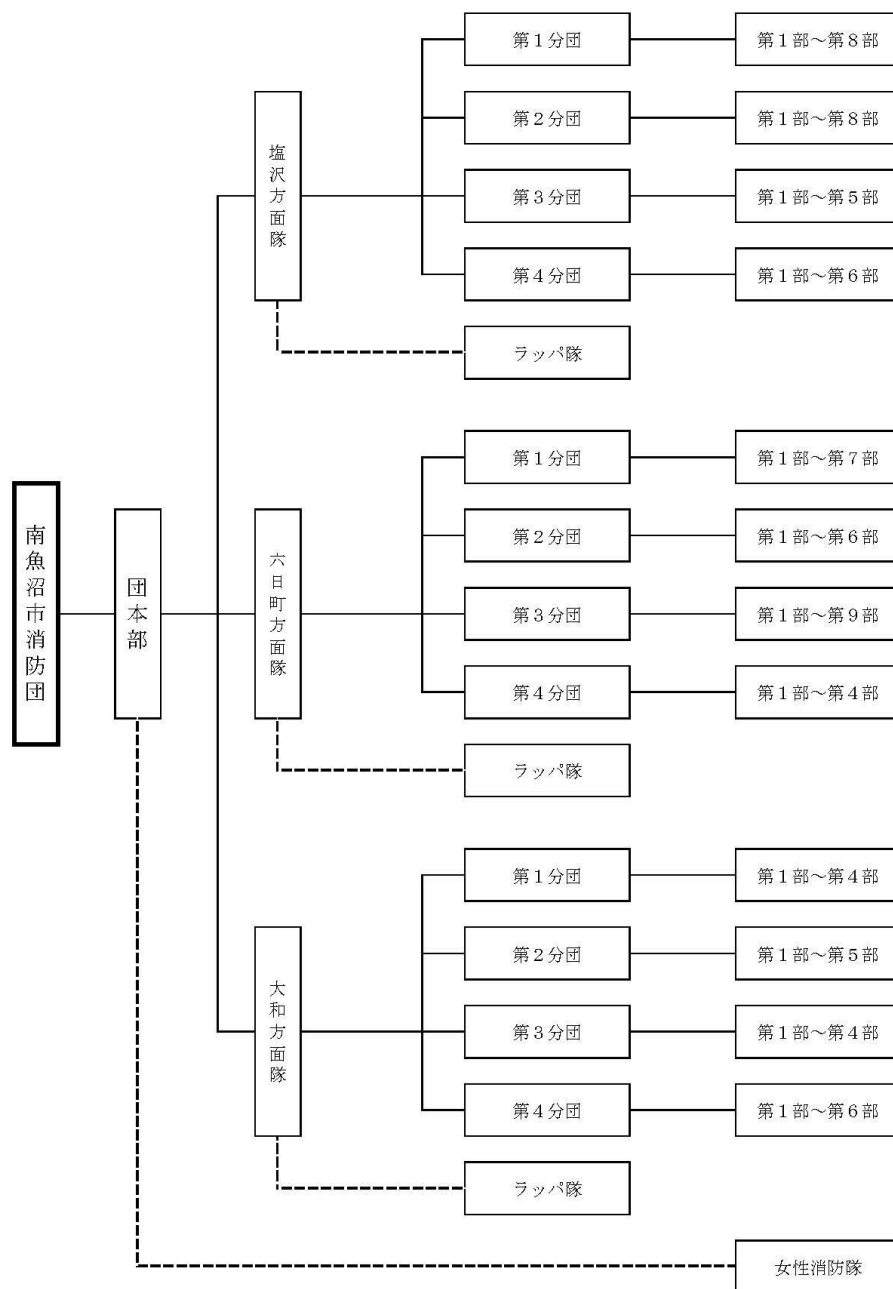
1 - 8 防災関係機関一覧表

機関名	電話番号
北陸地方整備局湯沢砂防事務所	025-784-2263
北陸地方整備局長岡国道事務所湯沢維持出張所	025-784-1177
北陸地方整備局長岡国道事務所小出維持出張所	025-792-0839
北陸地方整備局三国川ダム管理所	025-774-3015
北陸地方整備局信濃川河川事務所	0258-32-3273
北陸地方整備局信濃川河川事務所堀之内出張所	025-794-2064
北陸農政局新潟農政事務所魚沼庁舎	025-792-8211
関東森林管理局中越森林管理署	025-772-2143
中越教育事務所	0258-38-2646
南魚沼地域振興局企画振興部	025-772-2372
南魚沼地域振興局地域整備部	025-772-2661
南魚沼地域振興局農林振興部	025-772-3907
南魚沼地域振興局健康福祉環境部	025-772-2457
南魚沼市民病院	025-788-1222
市立ゆきぐに大和診療所	025-777-2111
南魚沼警察署	025-770-0110
南魚沼警察署塩沢交番	025-782-0044
南魚沼警察署浦佐交番	025-777-2042
南魚沼警察署五日町駐在所	025-776-2017
南魚沼警察署宮駐在所	025-774-2004
南魚沼警察署上原駐在所	025-775-2010
南魚沼警察署大崎駐在所	025-779-2833
南魚沼警察署茗荷沢駐在所	025-779-3013
南魚沼警察署長崎駐在所	025-782-0569
南魚沼警察署石打舞子駐在所	025-783-2110
東北電力ネットワーク(株)魚沼電力センター	025-770-0597
東日本電信電話(株)埼玉事業部新潟支店	025-227-6802
東日本高速道路(株)新潟支社湯沢管理事務所	025-784-3921
(株)エフエム雪国	025-778-1500
南魚沼市消防団（消防本部消防団係）	025-782-0860
日本赤十字社新潟県支部南魚沼市地区	025-773-6667
南魚沼市社会福祉協議会	025-773-6911
佐川急便(株)六日町営業所	025-776-2977
NPO法人コメリ災害対策センター	025-371-4185

2 消防施設に関する資料

2－1 南魚沼市消防団組織図

1 南魚沼市消防団組織図



2-2 消防機械・団員数一覧表

【消防署】

表 2-1

(令和 6 年 1 2 月 3 1 日現在)

	消防ポンプ車	化学車	救急車	はしご車	水槽車	救助工作車
本署	1	1	2		1	1
大和分署	1		1			
湯沢署	2		2	1		

【消防団】

表 2-2

(令和 6 年 1 2 月 3 1 日現在)

(塩沢方面隊)

(団長、ラップ分団員除く)

分団	部	管轄地区	自動車 ポンプ	積載車	軽積載車	小 型 ポンプ	団員数
塩沢方面隊本部							6
一分団	本部						9
	1	1・2・3 分区	1				13
	2	4・5・6 分区		1		1	25
	3	上十日町・島新田			1	1	28
	4	竹俣・竹俣新田・片田			1	1	20
	5	思川・吉里			1	1	25
	6	岩之下・栃窪・北山			2		19
	7	泉盛寺・天野沢			1	1	19
	8	樺野沢・中・目来田			1	1	24
	計	1 分団合計 (1 分団本部・方面隊本部除く)	1	1	7	6	173
二分団	本部						9
	1	中子新田・中野・古川	1			2	34
	2	論地・丸池新田・舞子・ 舞子新田			1	2	22
	3	五郎丸・坪池			1	1	19
	4	大里・小木六・八竜新田			1	1	19
	5	大木六・小杉新田		1			20
	6	吉山新田・原・柄沢			1	1	17
	7	仙石・徳田新田			1	1	21
	8	大原・万条新田・小原・ 姥島新田・五丁歩			1	2	29
	計	2 分団合計	1	1	6	10	181

		(2分団本部を除く)					
三分団	本部						9
	1	石打	1	1		1	25
	2	関・上野		1		1	28
	3	上一日市・宮野下			1	1	15
	4	下一日市・君沢			1	2	29
	5	南田中・砂押・大沢・大沢山		1			24
	計	3分団合計 (3分団本部を除く)	1	3	2	5	121
四分団	本部						9
	1	下長崎	1				17
	2	原芝野・横新田・上神字			1		19
	3	三郎丸・長表・早川			1	2	29
	4	雲洞・枝吉			1	1	9
	5	滝谷・下神字・小松沢・沢口・一之沢		1	1	2	22
	6	姥沢新田・台上・蟹沢・清水			2	1	25
	計	4分団合計 (4分団本部を除く)	1	1	6	6	121

(六日町方面隊)

分団	部	管轄地区	自動車 ポンプ	積載車	軽積載車	小 型 ポンプ	団員数
六日町方面隊本部							5
一分団	本部						8
	1	大和町1・大和町2・栄町・伊勢町・緑町・仲町・旭町			1		26
	2	上町1丁目・上町2丁目		1			21
	3	田中町・八幡・美佐島・北辰		1		1	19
	4	余川・学校町・飯綱町・小栗山			1		37
	5	庄之又・川窪・欠之上・君帰			1	2	28
	6	坂戸・西泉田・若葉町・沖町・東泉田			2	1	33
	7	上大月・下大月			1		11
	計	1分団合計 (1分団本部・方面隊本部除く)		2	6	4	175

二分団	本部						8
	1	二日町・津久野下新田		1			18
	2	津久野・津久野上新田・岩崎			1	1	24
	3	宮・宮村下新田・深沢		1		1	23
	4	山谷・京岡・金城・中川新田・中川			1	1	21
	5	京岡新田・永松・蛭窪・原・日の出町・畔地・畔地新田			2		30
	6	小川・野中・舞台・土沢・清水瀬			1	1	14
	計	2分団合計 (2分団本部を除く)		2	5	4	130
三分団	本部						9
	1	上原	1				13
	2	長森・長森新田・麓			1	2	29
	3	下原新田・下原			1	1	23
	4	泉・泉新田		1		1	21
	5	新堀新田・新堀・田崎			1	1	23
	6	法音寺・稲穂ヶ丘・藤原・池田原			1		18
	7	下出浦・上出浦			1		10
	8	野際・妙音寺・上薬師堂・下薬師堂・岡			1		16
	9	山口・広堀・中手原		1		1	13
	計	3分団合計 (3分団本部を除く)	1	2	6	6	166
四分団	本部						7
	1	五日町・押出・欠之下		1			18
	2	寺尾・奥・大杉新田			1		27
	3	宇津野新田・青木新田・四十日新道		1			28
	4	四十日・西・北田中・野田			1	1	26
	計	4分団合計 (4分団本部を除く)		2	2	1	99

(大和方面隊)

分団	部	管轄地区	自動車 ポンプ	積載車	軽積載車	小 型 ポンプ	団員数
大和方面隊本部							6
一分団	本部						5
	1	本町・浦佐門前・西浦・田町・富町・浦佐上町	1			1	21
	2	新町・川原町			1		18
	3	天王町・浅地町・鰐島・浦佐八色		1		2	22
	4	町屋・岩山・境川			1	2	16
	計	1分団合計（1分団本部・方面隊本部除く）	1	1	2	5	77
二分団	本部						9
	1	一村尾・北・名木沢		1		3	40
	2	九日町・猫道			1	1	15
	3	今町・城山新田			1	1	16
	4	芹田・市野江			1	1	16
	5	後山・辻又			2	1	13
	計	2分団合計 （2分団本部を除く）		1	5	7	100
三分団	本部						7
	1	大崎	1			1	16
	2	柳古新田・海士ヶ島新田・今町新田			1	2	25
	3	穴地・穴地新田・八色原			1	2	24
	4	水尾		1			14
	計	3分団合計 （3分団本部を除く）	1	1	2	5	79
四分団	本部						9
	1	茗荷沢・茗荷沢新田	1			1	17
	2	大倉・船ヶ沢新田・荒山・桐沢		1	1	2	22
	3	黒土・黒土新田・荒金・堂島新田			2	1	23
	4	雷土新田・前原町・山崎新田		1	1		16
	5	山崎・谷地・高田・門前			1	3	21
	6	芋赤・湯谷・雷土			1	2	21
	計	4分団合計 （4分団本部を除く）	1	2	6	9	120

2－3 消防水利の現状

(令和6年12月31日現在)

	公設防火水槽				公設消火栓
	40 t 以上	30 t 以上 40 t 未満	20 t 以上 30 t 未満	20 t 未満	65mm
塩沢地区	52	62	30	3	839
六日町地区	46	68	36	23	1,114
大和地区	86	21	20	37	596
計	184	151	86	63	2,549

3 危険区域に関する資料

3-1 土砂災害防止法に基づく指定区域（南魚沼地域振興局管内）

（大和地域）

所在地 (字単位)	区域名	災害の種類	警戒区域	特別 警戒区域	危険箇所番号	指定緊急避難場所	指定避難所
雷土	麓淵	土石流	○	○	464-湯沢-013	・三用小学校グラウンド ※水害発生時は不可 ・三用小学校体育館 ※水害発生時は注意	・三用小学校体育館 ※水害発生時は注意
雷土	宮ノ入	土石流	○		Y1011- I -01		
雷土	小入沢	土石流	○		Y1011- I -02		
雷土	板木入	土石流	○	○	Y1011- I -03		
雷土	葦原	土石流	○	○	Y1011- I -04		
山崎	山崎(1)	急傾斜地の崩壊	○	○	I -464. 014		
山崎	山崎(2)	急傾斜地の崩壊	○	○	II -464. 015		
山崎	十二入沢	土石流	○		Y1011- I -22		
山崎	山ノ入沢川	土石流	○		Y1011- I -23-1		
山崎	中沢川	土石流	○	○	Y1011- I -23-2		
芋赤	滝之入	土石流	○		Y1011-J-08-1		
芋赤	ヤナカ沢	土石流	○		Y1011-J-08-2		
芋赤	イッツォ	土石流	○		Y1011- I -09		
芋赤	芋川入川	土石流	○		Y1011- I -10		
芋赤	赤羽入	土石流	○	○	Y1011- I -11		
芋赤	ドンス	土石流	○		464-湯沢-014		
大桑原	下ノ細入川	土石流	○		Y1011-J-14		
大桑原	10-11-15J	土石流	○		Y1011-J-15		

(大和地域)

所在地 (字単位)	区域名	災害の種類	警戒区域	特別 警戒区域	危険箇所番号	指定緊急避難場所	指定避難所
大桑原	10-11-16J(A)	土石流	○	○	Y1011-J-16(A)	・ 三用小学校グラウンド ※水害発生時は不可	・ 三用小学校体育館 ※水害発生時は注意
大桑原	10-11-16J(B)	土石流	○		Y1011-J-16(B)		
大桑原	三用川(本川)	土石流	○		Y1011-J-17(A)		
大桑原	アシ沢	土石流	○	○	Y1011-J-17(B)		
大桑原	10-11-17J(C)	土石流	○	○	Y1011-J-17(C)		
大桑原	栃尾沢川	土石流	○		Y1011-Ⅱ18		
大桑原	桑野沢	土石流	○	○	Y1011-Ⅰ-19		
大桑原	10-11-20Ⅰ(A)	土石流	○	○	Y1011-Ⅰ-20(A)		
大桑原	10-11-20Ⅰ(B)	土石流	○	○	Y1011-Ⅰ-20(B)		
大桑原	硯川(A)	土石流	○		Y1011-Ⅰ-21(A)		
大桑原	硯川(B)	土石流	○	○	Y1011-Ⅰ-21(B)		
大桑原	門前2	土石流	○		464-湯沢-016		
門前	門前	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅰ-464.008		
門前	高平沢	土石流	○		Y1011-Ⅰ-013-1		
門前	鷺ノ入	土石流	○		Y1011-Ⅰ-013-2		
門前	元寺(1)	土石流	○		Y1011-Ⅱ-12-1		
門前	元寺(2)	土石流	○	○	Y1011-Ⅱ-12-2		
門前	門前	土石流	○		464-湯沢-015		
湯谷	湯谷	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅱ-464.002		
湯谷	杉ノ入	土石流	○		Y1011-Ⅰ-05		
湯谷	田ノ入(A:本流)	土石流	○		Y1011-Ⅰ-06-1		

(大和地域)

所在地 (字単位)	区域名	災害の種類	警戒区域	特別 警戒区域	危険箇所番号	指定緊急避難場所	指定避難所
湯谷	田ノ入 (B : 支流)	土石流	○		Y1011- I -06-2	・ 三用小学校グラウンド ※水害発生時は不可	・ 三用小学校体育館 ※水害発生時は注意
湯谷	大入沢	土石流	○		Y1011-J-07		
茗荷沢	茗荷沢 (1)	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅱ-464. 003	・ 赤石小学校グラウンド	・ 赤石小学校体育館
茗荷沢	茗荷沢 (2)	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅱ-464. 007		
茗荷沢	茗荷沢 (3)	急傾斜地の崩壊	○	○	南魚沼-464. 017		
茗荷沢	菅沢 (1)	土石流	○	○	Y1011- I -24-1		
茗荷沢	菅沢 (2)	土石流	○		Y1011- I -24-2		
茗荷沢	ヨシノイリ (1)	土石流	○	○	Y1011- I -25-1		
茗荷沢	ヨシノイリ (2)	土石流	○	○	Y1011- I -25-2		
茗荷沢	茗荷沢	地すべり	○		K464-06		
大倉	中ノ沢	土石流	○		Y1005- I -06		
大倉	横井戸沢	土石流	○		Y1005- I -07		
荒金	荒金 (2)	急傾斜地の崩壊	○	○	I -464. 016		
荒金	カジカ沢川 (1)	土石流	○	○	Y1011- I -26-1		
荒金	カジカ沢川 (2)	土石流	○	○	Y1011- I -26-2		
荒金	カジカ沢川 (3)	土石流	○	○	Y1011- I -26-3		
荒金	カジカ沢川 (4)	土石流	○		Y1011- I -26-4		
荒金、堂島新田	荒金 (1)	急傾斜地の崩壊	○	○	I -464. 001		
桐沢	上ノ平 (2)	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅱ-464. 009		

(大和地域)

所在地 (字単位)	区域名	災害の種類	警戒区域	特別 警戒区域	危険箇所番号	指定緊急避難場所	指定避難所
桐沢	上ノ平(1)	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅱ-464.010	・赤石小学校グラウンド	・赤石小学校体育館
桐沢	上ノ平(3)	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅱ-464.011		
桐沢	桐沢川	土石流	○	○	Y1005-Ⅰ-04-1		
桐沢	西ノ沢	土石流	○	○	Y1005-Ⅰ-04-2		
桐沢	下之入沢	土石流	○		Y1005-J-03		
桐沢、堂島新田	へツリ山	急傾斜地の崩壊	○	○	南魚沼-464.018		
堂島新田	堂島新田(1)	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅰ-464.017		
堂島新田	堂島新田(2)	急傾斜地の崩壊	○	○	南魚沼-464.016		
堂島新田	裏ノ山	土石流	○	○	Y1005-Ⅱ-01		
堂島新田	堂之入川	土石流	○		Y1005-Ⅱ-02		
荒山	荒山(1)	急傾斜地の崩壊	○		Ⅰ-464.019		
荒山	荒山(2)	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅱ-464.017		
荒山	小谷沢	土石流	○	○	Y1005-J-05		
黒土、船ヶ沢新田	黒土	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅱ-464.004		
黒土、船ヶ沢新田	三ツ石沢	土石流	○	○	Y1005-Ⅰ-08-1		
黒土、船ヶ沢新田	深柄沢	土石流	○	○	Y1005-Ⅰ-08-2		
黒土、船ヶ沢新田	中柄沢	土石流	○		Y1005-Ⅰ-08-3		
黒土、船ヶ沢新田	大柄沢	土石流	○	○	Y1005-Ⅰ-08-4		

(大和地域)

所在地 (字単位)	区域名	災害の種類	警戒区域	特別 警戒区域	危険箇所番号	指定緊急避難場所	指定避難所
浦佐	新町	急傾斜地の崩壊	○	○	I-464.002	・大和中学校グラウンド ・浦佐小学校グラウンド ・大和野球場 <u>※魚野川増水時は菰神小学校へ</u>	・大和中学校体育館 ・浦佐小学校体育館 ・南魚沼市大和公民館 ・南魚沼市大和B＆G海洋 センター（体育館） <u>※水害発生時は注意</u>
浦佐	田町	急傾斜地の崩壊	○	○	I-464.004		
浦佐	市野江	急傾斜地の崩壊	○	○	I-464.005		
浦佐	田町2	急傾斜地の崩壊	○	○	I-464.013		
浦佐	タレ沢	土石流	○	○	Y1011-I-43		
浦佐	うるし沢川	土石流	○		Y1011-I-44		
浦佐	刑部沢川	土石流	○		Y1011-I-45		
浦佐	祓川	土石流	○		Y1011-I-46		
浦佐	菅有沢川	土石流	○	○	Y1011-I-47		
浦佐	黒沢川	土石流	○	○	Y1011-J-48		
海士ヶ島新田・浦佐	鰻島	急傾斜地の崩壊	○	○	I-464.021		
海士ヶ島新田・浦佐	鰻島(2)	急傾斜地の崩壊	○	○	II-464.016		
浦佐	新町南	急傾斜地の崩壊	○	○	南魚沼-464-019		
浦佐	浦佐（天王町）	急傾斜地の崩壊	○	○	南魚沼-464-014		
五箇	入之沢川	土石流	○	○	Y1011-I-50		
五箇	岩倉沢川	土石流	○		Y1011-I-51		
五箇	オトガリ沢	土石流	○		Y1011-I-52		
五箇	栃根沢川	土石流	○		Y1011-I-53		
五箇	栃原沢川	土石流	○	○	Y1011-I-53		
五箇	源太郎沢	土石流	○	○	Y1011-J-49		
五箇	鳶ヶ沢	土石流	○	○	Y1011-J-54		

(大和地域)

所在地 (字単位)	区域名	災害の種類	警戒区域	特別 警戒区域	危険箇所番号	指定緊急避難場所	指定避難所
大崎	大前神社	急傾斜地の崩壊	○	○	I-464.018	・大崎小学校グラウンド ・大崎保育園野外遊戯場 ・大崎農業会館駐車場	・大崎小学校体育館 ・大崎保育園遊戯室 ・大崎農業会館 ・国際大学体育館
大崎	霊風園	急傾斜地の崩壊	○		I-464.020		
大崎	細越滝谷	急傾斜地の崩壊	○	○	II-464.005		
大崎	大久寺	土石流	○		Y1011-I-30		
大崎	立岩沢	土石流	○	○	Y1011-I-31		
大崎	ナラ沢	土石流	○		Y1011-J-32		
大崎	大崎門前(1)	土石流	○	○	464-湯沢-005		
大崎	大崎門前(2)	土石流	○		464-湯沢-006		
大崎	大崎門前(3)	土石流	○		464-湯沢-007		
大崎	大前神社	土石流	○		464-湯沢-008		
大崎	せご沢	土石流	○	○	464-湯沢-009		
大崎	立岩	土石流	○		464-湯沢-010		
大崎	桐平(1)	土石流	○		464-湯沢-011		
大崎	桐平(2)	土石流	○	○	464-湯沢-012		
穴地	穴地(1)	急傾斜地の崩壊	○	○	南魚沼-464.010		
穴地	穴地(2)	急傾斜地の崩壊	○	○	南魚沼-464.011		
穴地	穴地(3)	急傾斜地の崩壊	○	○	南魚沼-464.012		
穴地	穴地(4)	急傾斜地の崩壊	○	○	南魚沼-464.013		
穴地	久曲川(1)	土石流	○	○	Y1011-I-27-1		
穴地	久曲川(2)	土石流	○		Y1011-I-27-2		
穴地	久曲川(3)	土石流	○	○	Y1011-I-27-3		
穴地	前田(1)	土石流	○	○	Y1011-I-28		

(大和地域)

所在地 (字単位)	区域名	災害の種類	警戒区域	特別 警戒区域	危険箇所番号	指定緊急避難場所	指定避難所
穴地	オソノイリ	土石流	○		Y1011-J-29	・大崎小学校グラウンド ・大崎保育園野外遊戯場 ・大崎農業会館駐車場	・大崎小学校体育館 ・大崎保育園遊戯室 ・大崎農業会館 ・国際大学体育館
穴地	イタヤノ沢	土石流	○	○	Y-1012- I -01		
穴地	蛇ノ目	土石流	○		464-湯沢-003		
穴地	前田(2)	土石流	○		464-湯沢-004		
穴地	沢口	地すべり	○		R464-04		
水尾	水尾	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅱ-464.006		
水尾	水尾(2)	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅱ-464.014		
水尾	屋敷入川	土石流	○	○	Y1011- I -33		
水尾	水尾入川(1)	土石流	○		Y1011- I -34-1		
水尾	水尾入川(2)	土石流	○		Y1011- I -34-2		
柳古新田	蟹沢・方谷山	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅱ-464.013(3375)		
柳古新田	非野欠	急傾斜地の崩壊	○		南魚沼-464.015		
海士ヶ島新田	海士ヶ島新田	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅱ-464.001		
海士ヶ島新田	海士ヶ島新田(2)	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅱ-464.008		
一村尾	円通寺	急傾斜地の崩壊	○	○	I -464.015	・菰神小学校グラウンド	・菰神小学校体育館 ・南魚沼市菰神地域コミュニティセンター（まほろば）
一村尾	一村尾	地すべり	○		N246		
一村尾	庚沢川	土石流	○	○	Y1011- I -38		
一村尾	一村天神川	土石流	○		Y1011- I -40		
一村尾	ムジナ沢	土石流	○	○	464-南魚沼-001		
名木沢	柄沢川(1)	土石流	○		Y1011- I -36-1		
名木沢	柄沢川(2)	土石流	○		Y1011- I -36-2		
名木沢	名木沢川	土石流	○	○	Y1011- I -37		

(大和地域)

所在地 (字単位)	区域名	災害の種類	警戒区域	特別 警戒区域	危険箇所番号	指定緊急避難場所	指定避難所
九日町	北ノ沢	土石流	○		Y1011- I -35	・ 蕨神小学校グラウンド	・ 蕨神小学校体育館 ・ 南魚沼市蕨神地域コミュニティセンター（まほろば）
九日町	九日町	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅱ-464. 012		
九日町、城山新田	八岡	地すべり	○		N40		
城山新田	城山新田(1)	土石流	○		464-湯沢-002		
市野江	浦佐田町	地すべり	⊖		K464. 04		
市野江	市野江甲(1)	急傾斜地の崩壊	○	○	南魚沼-464. 001		
市野江甲	市野江北	土石流	○	○	Y1011- I -41		
市野江甲	北沢	土石流	○		464-南魚沼-002		
市野江乙	後山(1)	急傾斜地の崩壊	○		南魚沼-464. 007	・ 後山小学校グラウンド ・ 辻又多目的センター グラウンド	・ 後山小学校体育館 ・ 辻又多目的センター ※地震発生時は不可
市野江乙	後山(2)	急傾斜地の崩壊	○	○	南魚沼-464. 008		
市野江乙	後山(3)	急傾斜地の崩壊	○		南魚沼-464. 009		
市野江乙	後山	地すべり	○		K464. 03		
市野江丙	辻又	急傾斜地の崩壊	○	○	I -464. 001		
市野江丙	辻又(1)	急傾斜地の崩壊	○	○	南魚沼-464. 002		
市野江丙	辻又(2)	急傾斜地の崩壊	○	○	南魚沼-464. 003		
市野江丙	辻又(3)	急傾斜地の崩壊	○		南魚沼-464. 004		
市野江丙	辻又(4)	急傾斜地の崩壊	○	○	南魚沼-464. 005		
市野江丙	辻又(5)	急傾斜地の崩壊	○	○	南魚沼-464. 006		
市野江丙	家之入沢(1)	土石流	○		Y1012- I -04-1		
市野江丙	家之入沢(2)	土石流	○	○	Y1012- I -04-2		
市野江丙	辻又川(1)	土石流	○	○	Y1012- I -05-1		
市野江丙	辻又川(2)	土石流	○		Y1012- I -05-2		

(大和地域)

所在地 (字単位)	区域名	災害の種類	警戒区域	特別 警戒区域	危険箇所番号	指定緊急避難場所	指定避難所
市野江丙	辻又川(3)	土石流	○		Y1012- I -05-3	・ 後山小学校グラウンド ・ 辻又多目的センター グラウンド	・ 後山小学校体育館 ・ <u>辻又多目的センター</u> <u>※地震発生時は不可</u>
市野江丙	辻又川(4)	土石流	○		Y1012- I -05-4		
市野江丙	辻又川(5)	土石流	○		Y1012- I -05-5		
市野江丙	辻又川(6)	土石流	○	○	Y1012- I -05-6		
市野江丙	辻又川(7)	土石流	○	○	Y1012- I -05-7		
市野江丙	辻又川(8)	土石流	○		Y1012- I -05-8		
市野江丙	辻又川(9)	土石流	○	○	Y1012- I -05-9		
市野江丙	西谷後沢川(右支流)	土石流	○		Y1012- I -05-10		
市野江丙	西谷後沢川(左支流)	土石流	○		Y1012- I -05-11		
市野江丙	辻又川(10)	土石流	○		Y1012- I -05-12		
市野江丙	辻又川(11)	土石流	○		Y1012- I -05-13		
市野江丙	柿ノ木沢	土石流	○	○	Y1012- I -05-14		
市野江丙	辻又川(12)	土石流	○		Y1012- I -05-15		
市野江丙	辻又川(13)	土石流	○		Y1012- I -05-16		
市野江丙	無双沢	土石流	○		Y1012-J-02-1		
市野江丙	小沢沢	土石流	○	○	Y1012-J-02-2		
市野江丙	樺之沢川	土石流	○		Y1012-J-03		
市野江丙	高梨沢	土石流	○		464-湯沢-001		
市野江丙	辻又	地すべり	○		K464. 02		

(六日町地域)

所在地 (字単位)	区域名	災害の種類	警戒区域	特別 警戒区域	危険箇所番号	指定緊急避難場所	指定避難所
下出浦	下出浦	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅱ-463.016	・城内小学校グラウンド ・八海中学校グラウンド	・城内小学校体育館 ・八海中学校第一体育館 ・八海中学校第二体育館 ・南魚沼市農業体験実習館 (レイホー八海) ・城内地域開発センター
下出浦	細越	土石流	○	○	Y1106-Ⅰ-02-1		
下出浦	ガニビラ	土石流	○		Y1106-Ⅰ-02-2		
下出浦	堅木沢	土石流	○	○	Y1106-Ⅰ-02-3		
下出浦	猿倉沢	土石流	○	○	Y1106-Ⅰ-02-4		
下出浦	板の沢川	土石流	○		Y1106-Ⅰ-02-5		
上出浦	上出浦	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅱ-463.010(3359)		
上出浦	上出浦(1)	土石流	○		Y1106-Ⅰ-03-1		
上出浦	上出浦(2)	土石流	○		Y1106-Ⅰ-03-2		
山口	山口	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅱ-463.003(3352)		
山口	広堀	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅱ-463.004(3353)		
山口	山口(1)	土石流	○	○	463-湯沢-013		
山口	山口(2)	土石流	○	○	463-湯沢-014		
山口	小夕之沢	土石流	○	○	Y1106-Ⅰ-07		
山口	夕之沢川(1)	土石流	○	○	Y1106-Ⅰ-06(A)		
山口	夕之沢川(2)	土石流	○		Y1106-Ⅰ-06(B)		
山口	マス沢(1)	土石流	○	○	Y1106-Ⅰ-05(A)		
山口	マス沢(2)	土石流	○	○	Y1106-Ⅰ-05(B)		
山口	マス沢(3)	土石流	○		Y1106-Ⅰ-05(C)		
山口	コマリ山沢	土石流	○	○	Y1106-Ⅰ-04		
山口	山口(3)	土石流	○	○	463-湯沢-015		

(六日町地域)

所在地 (字単位)	区域名	災害の種類	警戒区域	特別 警戒区域	危険箇所番号	指定緊急避難場所	指定避難所
山口	アクトリ沢	土石流	○		463-湯沢-016	・城内小学校グラウンド ・八海中学校グラウンド	・城内小学校体育館 ・八海中学校第一体育館 ・八海中学校第二体育館 ・南魚沼市農業体験実習館 (レイホー八海) ・城内地域開発センター
山口・岡	大名木沢川	土石流	○		Y1106- I -08		
山口・岡・上薬師堂	小名木沢川	土石流	○		Y1106- I -09		
岡・妙音寺	11-6-12J	土石流	○	○	Y1106-J-12		
岡・妙音寺・上薬師堂	池ノ沢	土石流	○	○	Y1106- I -11		
法音寺	法音寺(1)	急傾斜地の崩壊	○	○	I -463. 013(2142)		
法音寺	法音寺(2)	急傾斜地の崩壊	○	○	II-463. 017(3366)		
法音寺	鍛力沢川	土石流	○	○	Y1111- I -05		
法音寺・藤原	不動入沢(1)	土石流	○		Y1111- I -04(A)		
法音寺・藤原	不動入沢(2)	土石流	○		Y1111- I -04(B)		
妙音寺	妙音寺	急傾斜地の崩壊	○	○	II-463. 019(3368)		
妙音寺・岡	和田口山の沢	土石流	○	○	Y1106- I -10		
妙音寺・藤原	栃ノ木沢(2)	土石流	○	○	Y1111- I -03(B)		
野際・妙音寺・藤原	栃ノ木沢(1)	土石流	○	○	Y1111- I -03(A)		
妙音寺	妙音寺(1)	土石流	○		463-湯沢-028		
麓	北山根	急傾斜地の崩壊	○	○	I -463. 003(1034)		
麓	麓(1)	急傾斜地の崩壊	○	○	I -463. 010		
麓	麓(2)	急傾斜地の崩壊	○	○	II-463. 001		
麓	城入沢(1)	土石流	○	○	Y1111- I -01		
麓	城入沢(2)	土石流	○		Y1111- I -02		
麓	城入沢(3)	土石流	○		463-湯沢-010		

(六日町地域)

所在地 (字単位)	区域名	災害の種類	警戒区域	特別 警戒区域	危険箇所番号	指定緊急避難場所	指定避難所
長森	田作の沢	土石流	○	○	463-湯沢-011	・城内小学校グラウンド ・八海中学校グラウンド	・城内小学校体育館 ・八海中学校第一体育館 ・八海中学校第二体育館 ・南魚沼市農業体験実習館 (レイホー八海) ・城内地域開発センター
長森	宮ノ入	土石流	○	○	Y1106-I-01		
長森	深沢原の沢	土石流	○	○	463-湯沢-012		
長森	長森(1)	土石流	○		463-湯沢-021		
長森	長森(2)	土石流	○	○	463-湯沢 022		
長森	車屋山	急傾斜地の崩壊	○	○	I-463. 012		
五日町	水頭沢	土石流	○		Y1111- I -45	・旧五日町小学校グラウンド ・五日町雪国スポーツ館 駐車場 ・おおまき小学校グラウンド ・旧大巻小学校グラウンド	・五日町雪国スポーツ館 ・おおまき小学校体育館
五日町	押堀川(1)	土石流	○		Y1111- I -46(1)		
五日町	押堀川(2)	土石流	○	○	Y1111- I -46(2)		
五日町	河原沢	地すべり	○		K463. 01		
寺尾	堂ノ入・黒沢	急傾斜地の崩壊	○	○	I -463. 011		
寺尾	布場	急傾斜地の崩壊	○	○	南魚沼-463. 001		
寺尾	林京	急傾斜地の崩壊	○	○	南魚沼-463. 002		
寺尾	大谷地	地すべり	○		K463. 09		
寺尾	北沢川	土石流	○		Y1111- I -43		
寺尾	寺沢川	土石流	○	○	Y1111- I -43		
寺尾	林京の沢	土石流	○	○	Y1111-I-44		
奥	巾下	急傾斜地の崩壊	○	○	I -463. 001		
大杉新田	吹木沢川	土石流	○	○	Y1111- I -42		
四十日	西	急傾斜地の崩壊	○	○	II-463. 002		

(六日町地域)

所在地 (字単位)	区域名	災害の種類	警戒区域	特別 警戒区域	危険箇所番号	指定緊急避難場所	指定避難所
四十日	浅沢	土石流	○		Y1111- I -40	・旧五日町小学校グラウンド	・五日町雪国スポーツ館
四十日	四十日(1)	土石流	○	○	463-湯沢-023	・五日町雪国スポーツ館	・おおまき小学校体育館
四十日	四十日(2)	土石流	○	○	463-湯沢-024	駐車場	
四十日	道沢	土石流	○		Y1111- I -41	・おおまき小学校グラウンド	
四十日	四十日中	地すべり	○		K463. 02	・旧大巻小学校グラウンド	
四十日	西	地すべり	○		K463. 03		
野田	野田	地すべり	○		K463. 04		
野田	堂沢	土石流	○		Y1111- I -37		
野田	湯の沢(久瀬川)	土石流	○	○	Y1111- I -38		
野田	雁行沢	土石流	○		Y1111- I -39		
野田	野田(1)	急傾斜地の崩壊	○	○	南魚沼-463-007		
二日町	二日町	急傾斜地の崩壊	○	○	I -463. 005	・五十沢グラウンド	・五十沢体育館
二日町	二日町(1)	急傾斜地の崩壊	○	○	I -463. 014	(旧五十沢小学校)	(旧五十沢小学校)
津久野・二日町	舟窪沢(1)	土石流	○		Y1107- I -34-1	・旧西五十沢小学校グラウンド	・旧五十沢中学校体育館
津久野・二日町	舟窪沢(2)	土石流	○		Y1107- I -34-2	・五十沢小学校グラウンド	・五十沢小学校体育館
津久野	山鼻	急傾斜地の崩壊	○	○	II-463. 006	・二日町グラウンド	・二日町体育館
津久野	宮ノ脇	急傾斜地の崩壊	○	○	II-463. 018	※水害発生時は注意	※水害発生時は注意
津久野	坂井入沢	土石流	○		Y1107- I -30		
津久野	二ツ谷入沢	土石流	○		Y1107- I -31		
津久野	荒谷沢	土石流	○		Y1107- I -32		
津久野	中村川	土石流	○		Y1107- I -33		
津久野	彦八入	土石流	○		463-湯沢-003		

(六日町地域)

所在地 (字単位)	区域名	災害の種類	警戒区域	特別 警戒区域	危険箇所番号	指定緊急避難場所	指定避難所
津久野	ヨシノ沢	土石流	○		463-湯沢-004	・五十沢グラウンド (旧五十沢小学校) ・旧西五十沢小学校グラウンド ・五十沢小学校グラウンド <u>・二日町グラウンド</u> <u>※水害発生時は注意</u>	・五十沢体育館 (旧五十沢小学校) ・旧五十沢中学校体育館 ・五十沢小学校体育館 <u>・二日町体育館</u> <u>※水害発生時は注意</u>
津久野	坂井入沢(1)	土石流	○	○	463-湯沢-005		
岩崎	岩崎	急傾斜地の崩壊	○	○	I-463.016		
岩崎	仙之入沢	土石流	○		Y1107-I-29-1		
岩崎	朴ノ木沢	土石流	○	○	Y1107-I-29-2		
岩崎・津久野紙新田	小入(1)	土石流	○	○	463-湯沢-001		
岩崎・津久野紙新田	小入(2)	土石流	○	○	463-湯沢-006		
山谷	西入沢	土石流	○	○	Y1107-I-26		
山谷	細越沢(1)	土石流	○	○	Y1107-I-27-1		
山谷	細越沢(2)	土石流	○		Y1107-I-27-2		
山谷	なぎなた沢	土石流	○		Y1107-I-28		
山谷	山谷(H25)	地すべり	○		H25 再調 R463.01		
深沢	山岸	急傾斜地の崩壊	○	○	I-463.004		
深沢	大深沢	土石流	○	○	Y1107-I-24		
深沢	よしのさわ(1)	土石流	○	○	Y1107-J-01		
深沢	よしのさわ(2)	土石流	○	○	Y1107-J-02		
深沢	棚雪	土石流	○		463-湯沢-017		
深沢	物置沢	土石流	○		463-湯沢-018		
深沢	いこざわ	土石流	○	○	463-湯沢-019		
中川新田	大倉沢	土石流	○	○	Y1107-I-25		
中川新田	深堀沢	土石流	○	○	463-湯沢-008		

(六日町地域)

所在地 (字単位)	区域名	災害の種類	警戒区域	特別 警戒区域	危険箇所番号	指定緊急避難場所	指定避難所
京岡新田	小水堀沢	土石流	○		Y1107-Ⅰ-23-1	・五十沢グラウンド (旧五十沢小学校) ・旧西五十沢小学校グラウンド ・五十沢小学校グラウンド ・二日町グラウンド <u>※水害発生時は注意</u>	・五十沢体育館 (旧五十沢小学校) ・旧五十沢中学校体育館 ・五十沢小学校体育館 ・二日町体育館 <u>※水害発生時は注意</u>
京岡新田	大水堀沢	土石流	○	○	Y1107-Ⅰ-23-2		
京岡新田・永松	洞倉沢	土石流	○		Y1107-Ⅱ-22		
永松	畑沢	土石流	○		Y1107-Ⅰ-20		
永松	内山沢	土石流	○		Y1107-Ⅰ-21		
永松	サッソウ	土石流	○	○	463-湯沢-009		
永松	五十沢キャンプ場(1)	土石流	○	○	462-南魚沼-001		
蛭窪	五十沢キャンプ場(2)	土石流	○	○	Y1107Ⅱ-19		
蛭窪	蛭窪沢(1)	土石流	○		Y1107-Ⅰ-18-1		
蛭窪	蛭窪沢(2)	土石流	○		Y1107-Ⅰ-18-2		
宮	田ノ入	土石流	○		Y1107-J-03		
畔地	畔地(1)	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅱ-463.007		
畔地	畔地(2)	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅱ-463.008		
畔地	天神入	土石流	○		Y1107-Ⅰ-16		
畔地	舟窪沢	土石流	○		Y1107-Ⅰ-17		
畔地	吉ノ沢	土石流	○		Y1107-Ⅱ-15		
舞台	舞台(1)	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅱ-463.011		
舞台	舞台(2)	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅱ-463.012		
舞台	舞台(3)	急傾斜地の崩壊	○	○	南魚沼-463.003		
舞台	藪沢	土石流	○	○	Y1107-Ⅰ-13-1		
舞台	中ノ沢	土石流	○	○	Y1107-Ⅰ-13-2		

(六日町地域)

所在地 (字単位)	区域名	災害の種類	警戒区域	特別 警戒区域	危険箇所番号	指定緊急避難場所	指定避難所
舞台	西ノ入沢	土石流	○		Y1107-I-13-3	・五十沢グラウンド (旧五十沢小学校) ・旧西五十沢小学校グラウンド ・五十沢小学校グラウンド <u>・二日町グラウンド</u> <u>※水害発生時は注意</u>	・五十沢体育館 (旧五十沢小学校) ・旧五十沢中学校体育館 ・五十沢小学校体育館 <u>・二日町体育館</u> <u>※水害発生時は注意</u>
舞台	家入ノ沢	土石流	○	○	Y1107-I-14		
野中	野中	急傾斜地の崩壊	○	○	II-463.014		
小川・清水瀬	おおすみがま	土石流	○	○	Y1107-II-08-1		
小川・清水瀬	こすみがま	土石流	○		Y1107-II-08-2		
小川	小川	土石流	○	○	Y1107-I-06		
小川	小川沢川(1)	土石流	○	○	Y1107-I-05-1		
小川	小川沢川(2)	土石流	○		Y1107-I-05-2		
小川	小川沢川(3)	土石流	○		Y1107-I-05-3		
小川	徳沢	土石流	○	○	Y1107-II-07-1		
小川	小徳沢	土石流	○	○	Y1107-II-07-2		
小川・宮	鳥巢	土石流	○	○	Y1107J-04		
小川・清水瀬	小川	急傾斜地の崩壊	○	○	I463.024		
小川	小川(2)	急傾斜地の崩壊	○	○	II463.009		
小川・清水瀬	上藤川	土石流	○		Y1107-II-09		
小川・清水瀬	土沢	地すべり	○		K463.07		
小川・清水瀬・土沢	土沢(1)	土石流	○	○	Y1107-I-10-1		
清水瀬・土沢	土沢(2)	土石流	○	○	Y1107-I-10-4		
清水瀬・土沢	高平沢(1)	土石流	○		Y1107-I-11-1		
清水瀬・土沢	高平沢(2)	土石流	○		Y1107-I-11-2		
清水瀬	清水瀬	急傾斜地の崩壊	○	○	II-463.013		

(六日町地域)

所在地 (字単位)	区域名	災害の種類	警戒区域	特別 警戒区域	危険箇所番号	指定緊急避難場所	指定避難所
清水瀬	船が沢	土石流	○		Y1107-Ⅱ-12	・五十沢グラウンド (旧五十沢小学校) ・旧西五十沢小学校グラウンド ・五十沢小学校グラウンド ・ <u>二日町グラウンド</u> <u>※水害発生時は注意</u>	・五十沢体育館 (旧五十沢小学校) ・旧五十沢中学校体育館 ・五十沢小学校体育館 ・ <u>二日町体育館</u> <u>※水害発生時は注意</u>
清水瀬	小船沢	土石流	○	○	463-湯沢-020		
清水瀬	清水瀬(1)	急傾斜地の崩壊	○	○	南魚沼-463.010		
十字峡	十字峡(1)	急傾斜地の崩壊	○	○	I-463.021		

(六日町地域)

所在地 (字単位)	区域名	災害の種類	警戒区域	特別 警戒区域	危険箇所番号	指定緊急避難場所	指定避難所
坂戸	薬師尾根	急傾斜地の崩壊	○	○	I-463.007	・六日町小学校グラウンド	・六日町小学校体育館
坂戸	お茶の清水	急傾斜地の崩壊	○	○	I-463.008	※水害発生時は不可	※水害発生時は注意
坂戸	羽黒鼻	急傾斜地の崩壊	○	○	I-463.019	・六日町中学校グラウンド	・六日町中学校第一体育館
坂戸	泥の沢	土石流	○		Y-1111-I-7	・上町保育園野外遊戯場	・六日町中学校第二体育館
坂戸	越入	土石流	○		Y-1111-I-8	※水害発生時は不可	・上町保育園遊戯室
東泉田	東泉田(1)	急傾斜地の崩壊	○	○	I-463.018	・南魚沼市民会館駐車場	※水害発生時は注意
東泉田	東泉田(2)	急傾斜地の崩壊	○	○	南魚沼-463.001	※水害発生時は不可	・南魚沼市民会館
美佐島	美佐島	急傾斜地の崩壊	○	○	I-463.015	・北辰小学校グラウンド	※水害発生時は注意
美佐島	堂沢川	土石流	○	○	Y1111-I-06	・六日町高等学校グラウンド	・南魚沼市役所南分館
余川	11-11-27 I	土石流	○	○	Y1111-I-27-1	・八海高等学校グラウンド	※水害発生時は注意
余川	11-11-27 I (2)	土石流	○	○	Y1111-I-27-2	・南魚沼市スポーツコミュニ	・北辰小学校体育館
余川	江沢川	土石流	○	○	Y1111-I-28	ティセセンター駐車場	・六日町高等学校第一体育館
余川	百膳松	土石流	○		Y1111-I-26	(ディスポート南魚沼)	・六日町高等学校第二体育館
余川	飯綱町(3)	急傾斜地の崩壊	○	○	I-463.028	※水害発生時は不可	・八海高等学校中体育館
君帰	上ノ段	急傾斜地の崩壊	○	○	II-463.005	・上の原グラウンド	・総合支援学校体育館
君帰	干害田	地すべり	○		K463-08		・南魚沼市スポーツコミュニ
君帰	南沢	土石流	○		Y-1111-I-30		ティセセンターアリーナ
君帰	山吉沢	土石流	○		Y-1111-I-31		(ディスポート南魚沼)
君帰	六百沢	土石流	○	○	Y-1111-II-32		※水害発生時は注意
君帰	北沢	土石流	○	○	Y-1111-I-33		・南魚沼市ふれ愛支援センター
君帰	君帰	急傾斜地の崩壊	○	○	H23 災関-463.001		※水害発生時は不可
							・上の原高原体育館

(六日町地域)

所在地 (字単位)	区域名	災害の種類	警戒区域	特別 警戒区域	危険箇所番号	指定緊急避難場所	指定避難所
欠之上	小土山・五段	地すべり	○		K463-05	・六日町小学校グラウンド	・六日町小学校体育館
欠之上	お宮の沢	土石流	○		Y-1111- I -34	※水害発生時は不可	※水害発生時は注意
欠之上	欠之上 (H25)	地すべり	○		H25 再調 K463. 02	・六日町中学校グラウンド	・六日町中学校第一体育館
小栗山	十二沢	急傾斜地の崩壊	○	○	I -463. 002 (1033)	・上町保育園野外遊戯場	・六日町中学校第二体育館
小栗山	飯綱町 (1)	急傾斜地の崩壊	○		I -463. 026 (2155)	※水害発生時は不可	・上町保育園遊戯室
小栗山	飯綱町 (2)	急傾斜地の崩壊	○	○	I -463. 027 (2156)	・南魚沼市民会館駐車場	※水害発生時は注意
小栗山	11-11-14 I	土石流	○	○	Y1111- I -14	※水害発生時は不可	・南魚沼市民会館
小栗山	11-11-15 I	土石流	○	○	Y1111- I -15	・北辰小学校グラウンド	※水害発生時は注意
小栗山	11-11-16 I	土石流	○	○	Y1111- I -16	・六日町高等学校グラウンド	・南魚沼市役所南分館
小栗山	11-11-17 I	土石流	○	○	Y1111- I -17	・八海高等学校グラウンド	※水害発生時は注意
小栗山	11-11-18 I	土石流	○	○	Y1111- I -18	・南魚沼市スポーツコミュニ ティセンター駐車場	・北辰小学校体育館
小栗山	11-11-19 I	土石流	○	○	Y1111- I -19	(ディスポート南魚沼)	・六日町高等学校第一体育館
小栗山	11-11-20 I	土石流	○	○	Y1111- I -20	※水害発生時は不可	・六日町高等学校第二体育館
小栗山	11-11-21 I	土石流	○	○	Y1111- I -21	・上の原グラウンド	・八海高等学校中体育館
小栗山	11-11-22 I	土石流	○		Y1111- I -22		・総合支援学校体育館
小栗山	11-11-23 I	土石流	○	○	Y1111- I -23		・南魚沼市スポーツコミュニ ティセンターアリーナ
小栗山	11-11-24 I	土石流	○	○	Y1111- I -24		(ディスポート南魚沼)
小栗山	11-11-25 I	土石流	○		Y1111- I -25		※水害発生時は注意
小栗山	小栗山	地すべり	○		K463. 06		・南魚沼市ふれ愛支援センター
							※水害発生時は不可
							・上の原高原体育館

(六日町地域)

所在地 (字単位)	区域名	災害の種類	警戒区域	特別 警戒区域	危険箇所番号	指定緊急避難場所	指定避難所
小栗山	小栗山(1)	急傾斜地の崩壊	○	○	南魚沼-463.008	・六日町小学校グラウンド ※水害発生時は不可	・六日町小学校体育館 ※水害発生時は注意
小栗山	小栗山	土石流	○	○	463-湯沢-025	・六日町中学校グラウンド	・六日町中学校第一体育館
小栗山	小栗山(H25)	地すべり	○		H25 再調 R463.02	・上町保育園野外遊戯場 ※水害発生時は不可	・六日町中学校第二体育館 ・上町保育園遊戯室 ※水害発生時は注意
大月	下大月(1)	急傾斜地の崩壊	○	○	I-463.020(2149)	・南魚沼市民会館駐車場 ※水害発生時は不可	・南魚沼市民会館 ※水害発生時は注意
大月	上大月	急傾斜地の崩壊	○	○	I-463.025(2154)		
大月	下大月(2)	急傾斜地の崩壊	○	○	南魚沼-463.004	・北辰小学校グラウンド	・南魚沼市役所南分館 ※水害発生時は注意
大月	武入沢(1)	土石流	○		Y1111-I-09-1	・六日町高等学校グラウンド	・南魚沼市スポーツコミュニ ティセンターアリーナ (ディスポート南魚沼) ※水害発生時は不可
大月	武入沢(2)	土石流	○		Y1111-I-09-2	・八海高等学校グラウンド	・北辰小学校体育館
大月	武入沢(3)	土石流	○	○	Y1111-I-09-3	・南魚沼市スポーツコミュニ ティセンター駐車場 (ディスポート南魚沼)	・六日町高等学校第一体育館
大月	観音沢	土石流	○		Y1111-I-10		・六日町高等学校第二体育館
大月	細越沢(1)	土石流	○		Y1111-I-11-1	・上の原グラウンド	・八海高等学校中体育館
大月	細越沢(2)	土石流	○	○	Y1111-I-11-2		・総合支援学校体育館
大月	細越沢(3)	土石流	○		Y1111-I-11-3		・南魚沼市スポーツコミュニ ティセンターアリーナ (ディスポート南魚沼) ※水害発生時は注意
大月	カンオン沢	土石流	○	○	Y1111-I-12		・南魚沼市ふれ愛支援センター ※水害発生時は不可
大月	山王川	土石流	○	○	Y1111-I-13		
大月	細越沢(4)	土石流	○	○	463-湯沢-007		
大月	一本杉(1)	土石流	○		463-湯沢-026		
大月	大月(1)	土石流	○		463-湯沢-027		・上の原高原体育館

(塩沢地域)

所在地 (字単位)	区域名	災害の種類	警戒区域	特別 警戒区域	危険箇所番号	指定緊急避難場所	指定避難所
長崎	月岡入(1)	土石流	○		Y1211- I -04-1	・上田小学校グラウンド ・旧第二上田小学校グラウン ド ・大福寺工業団地多目的広場	・上田小学校体育館 ・南魚沼市上田雪国スポーツ センター（旧第二上田小学校 体育館） ・南魚沼市上田農村環境改善 センター
長崎	月岡入(2)	土石流	○	○	Y1211- I -04-2		
長崎	月岡入(3)	土石流	○		Y1211- I -04-3		
長崎	月岡入(4)	土石流	○	○	Y1211- I -04-4		
長崎	月岡入(5)	土石流	○		Y1211- I -04-5		
長崎	北ノ入川	土石流	○	○	Y1211- I -05		
雲洞	雲洞	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅱ-462.002(3345)		
雲洞	大堀川(1)	土石流	○	○	Y1211- I -03-1		
雲洞	大堀川(2)	土石流	○		Y1211- I -03-2		
雲洞	大堀川(3)	土石流	○	○	Y1211- I -03-3		
雲洞	身倒の沢	土石流	○		462-湯沢-001		
雲洞	岩井沢川	土石流	○	○	Y1211-I-02		
姥沢新田	姥沢新田(1)	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅱ-462.006		
姥沢新田	姥沢新田(2)	急傾斜地の崩壊	○	○	南魚沼-462.001		
姥沢新田、台上	仁田沢	土石流	○	○	Y1208-J-01		
一之沢	一之沢川(1)	土石流	○	○	Y1208- I -10-1		
一之沢	家ノ入沢	土石流	○		Y1208- I -11		
一之沢	岩平	土石流	○	○	Y1208- I -09		
一之沢	セドノヤマ	土石流	○	○	462-湯沢-003		
一之沢・滝谷	一之沢川(2)	土石流	○	○	Y1208- I -10-2		
一之沢・滝谷	一之沢川(3)	土石流	○		Y1208- I -10-3		

(塩沢地域)

所在地 (字単位)	区域名	災害の種類	警戒区域	特別 警戒区域	危険箇所番号	指定緊急避難場所	指定避難所
蟹沢新田	蟹沢新田(1)	土石流	○	○	462-湯沢-002	・上田小学校グラウンド ・旧第二上田小学校グラウン ド ・大福寺工業団地多目的広場	・上田小学校体育館 ・南魚沼市上田雪国スポーツ センター（旧第二上田小学校 体育館） ・南魚沼市上田農村環境改善 センター
蟹沢新田・滝谷	神字川	土石流	○	○	Y1208-J-03		
清水	登川	急傾斜地の崩壊	○	○	I-462.022(1027)		
清水	清水2	急傾斜地の崩壊	○	○	I-462.024(1029)		
清水	飲用川(1)	土石流	○	○	Y1208-I-04-1		
清水	飲用川(2)	土石流	○	○	Y1208-I-04-2		
清水	柄沢川	土石流	○		Y1208-I-05		
清水	ロクロ沢	土石流	○	○	Y1208-J-06		
清水、滝谷	西谷後沢(1)	土石流	○	○	Y1208-J-07-1		
清水、滝谷	西谷後沢(2)	土石流	○	○	Y1208-J-07-2		
小松沢、滝谷	小松沢	土石流	○	○	Y1208-I-14		
小松沢、滝谷	沢田	土石流	○		462-湯沢-006		
滝谷	沢口	急傾斜地の崩壊	○	○	I-462.021(1026)		
滝谷	袖ノ窪	土石流	○	○	Y1208-J-08		
滝谷	オトゾウ(1)	土石流	○	○	Y1208-II-12-1		
滝谷	オトゾウ(2)	土石流	○		Y1208-II-12-2		
滝谷	オオヅチ(1)	土石流	○	○	Y1208-II-13		
滝谷	ソリマ	土石流	○		462-湯沢-004		
滝谷	オオヅチ(2)	土石流	○	○	462-湯沢-005		

(塩沢地域)

所在地 (字単位)	区域名	災害の種類	警戒区域	特別 警戒区域	危険箇所番号	指定緊急避難場所	指定避難所
思川	思川(1)	急傾斜地の崩壊	○	○	I-462.027(2133)	・塩沢小学校グラウンド ・塩沢グラウンド ・塩沢中央公園 ・塩沢中学校グラウンド ※水害発生時は不可	・塩沢小学校体育館 ・塩沢勤労者体育センター ・栃窪小学校体育館 ※土砂災害発生時は不可 ・塩沢中学校第一体育館 ※水害発生時は注意 ・塩沢中学校第二体育館 ※水害発生時は注意 ・塩沢公民館講堂
思川	思川(2)	急傾斜地の崩壊	○	○	I-462.028(2134)		
思川	思川(4)	急傾斜地の崩壊	○	○	II-462.001(3344)		
思川	中ノ沢	土石流	○		Y1211-I-41-1		
思川	北ノ沢	土石流	○		Y1211-I-41-2		
思川	谷地ヶ窪	土石流	○		Y1211-II-40		
思川	外林沢	土石流	○		462-湯沢-014		
思川、吉里	鎌倉沢川(1)	土石流	○	○	Y1211-I-39-1		
吉里	堂林川(1)	土石流	○	○	Y1211-I-38-1		
吉里	堂林川(2)	土石流	○	○	Y1211-I-38-2		
吉里	鎌倉沢川(2)	土石流	○		Y1211-I-39-2		
吉里	足柄沢川	土石流	○		462-湯沢-013		
吉里	吉里	地すべり	○		K462.01		
吉里	岩之下	地すべり	○		N189		
吉里	岩之下(追加)	地すべり	○		N189'		
泉盛寺	泉盛寺(1)	急傾斜地の崩壊	○	○	南魚沼-464.005		
泉盛寺	伊田川(1)	土石流	○	○	Y1211-I-37-1		
泉盛寺	ホソカ	土石流	○	○	462-湯沢-012		
泉盛寺、栃窪	伊田川(2)	土石流	○	○	Y1211-I-37-2		
泉盛寺、栃窪	伊田川(3)	土石流	○	○	Y1211-I-37-3		
泉盛寺、栃窪	伊田川(4)	土石流	○		Y1211-I-37-4		

(塩沢地域)

所在地 (字単位)	区域名	災害の種類	警戒区域	特別 警戒区域	危険箇所番号	指定緊急避難場所	指定避難所
栃窪	栃窪(1)	急傾斜地の崩壊	○	○	I-462.002(1007)	・塩沢小学校グラウンド	・塩沢小学校体育館
天野沢	天野沢	急傾斜地の崩壊	○	○	II-462.001(1010)	・塩沢グラウンド	・塩沢勤労者体育センター
天野沢、樺野沢、 樺野沢新田	北沢川(3)	土石流	○	○	Y1211-I-35-3	・塩沢中央公園 ・塩沢中学校グラウンド	・ <u>栃窪小学校体育館</u> ※土砂災害発生時は不可
天野沢、樺野沢、 泉盛寺、栃窪	滝谷沢／栃窪	地すべり	○		K 462.02/N 9544	※水害発生時は不可	・塩沢中学校第一体育館 ※水害発生時は注意
天野沢、泉盛寺	滝谷沢(1)	土石流	○		Y1211-I-36-1		・塩沢中学校第二体育館 ※水害発生時は注意
天野沢、泉盛寺	滝谷沢(2)	土石流	○	○	Y1211-I-36-2		
樺野沢	樺野沢(2)	急傾斜地の崩壊	○	○	I-462.031(2137)		・塩沢公民館講堂
樺野沢	城之入川(2)	土石流	○	○	Y1211-I-34-2		
樺野沢	北沢川(1)	土石流	○	○	Y1211-I-35-1		
樺野沢	北沢川(2)	土石流	○	○	Y1211-I-35-2		
仙石	柄沢(1)	急傾斜地の崩壊	○	○	南魚沼-462.004	・中之島小学校グラウンド	・中之島小学校体育館
仙石	無入川	土石流	○	○	Y1211-I-07	※水害発生時は不可	・南魚沼市中之島農村環境 改善センター
仙石	柄沢川(1)	土石流	○	○	Y1211-I-08-1	・大原運動公園多目的グラウンド	※水害発生時は注意
仙石	柄沢川(2)	土石流	○	○	Y1211-I-08-2		・旧石打小学校体育館
仙石	細越	土石流	○		Y1211-II-06-1		※水害発生時は注意
仙石	所平	土石流	○	○	Y1211-II-06-2		
仙石	小清水(1)	土石流	○		Y1211-II-06-3		・石打小学校体育館
仙石	小清水(2)	土石流	○		Y1211-II-06-4		・南魚沼市農業者トレーニング センター

(塩沢地域)

所在地 (字単位)	区域名	災害の種類	警戒区域	特別 警戒区域	危険箇所番号	指定緊急避難場所	指定避難所
仙石、舞子	舞子(1)	急傾斜地の崩壊	○	○	南魚沼-462.006	・中之島小学校グラウンド <u>※水害発生時は不可</u> ・大原運動公園多目的グラウンド	・中之島小学校体育館 ・南魚沼市中之島農村環境 <u>改善センター</u> <u>※水害発生時は注意</u> ・旧石打小学校体育館 <u>※水害発生時は注意</u> ・石打小学校体育館 ・南魚沼市農業者トレーニング センター
舞子	惣ヶ沢	土石流	○	○	Y1211-J-11-1		
舞子	十二木	土石流	○	○	Y1211-J-11-2		
舞子	鍋鉋	土石流	○	○	462-湯沢-007		
万条新田	内山川(1)	土石流	○		Y1211-I-09-1		
万条新田	内山川(2)	土石流	○		Y1211-I-09-2		
姥島新田	見越沢川	土石流	○		Y1211-I-10		
石打	西山	急傾斜地の崩壊	○	○	I-462.011(1016)	・石打小学校グラウンド ・石打グラウンド	・旧石打小学校体育館 <u>※水害発生時は注意</u> ・石打小学校体育館 ・南魚沼市農業者トレーニング センター
石打	上村	急傾斜地の崩壊	○	○	I-462.015(1020)		
石打	丸山スキー場(1)	急傾斜地の崩壊	○	○	I-462.016(1021)		
石打	丸山スキー場(2)	急傾斜地の崩壊	○	○	I-462.017(1022)		
石打	石打(1)	急傾斜地の崩壊	○	○	I-462.018(1023)		
石打	五十嵐	急傾斜地の崩壊	○	○	I-462.020(1025)		
石打	上村(2)	急傾斜地の崩壊	○	○	I-462.032(2138)		
石打	尾鳥巣川	土石流	○		Y1211-I-13		
石打	アザミ沢	土石流	○	○	Y1211-I-14		
石打	寺沢川	土石流	○		Y1211-I-15		
石打	南沢	土石流	○		Y1211-I-16-1		
石打	中ノ沢	土石流	○		Y1211-I-16-2		
石打	塩沢入	土石流	○	○	Y1211-I-17		

(塩沢地域)

所在地 (字単位)	区域名	災害の種類	警戒区域	特別 警戒区域	危険箇所番号	指定緊急避難場所	指定避難所
石打	石打	地すべり	○		R462. 04	・石打小学校グラウンド ・石打グラウンド	・旧石打小学校体育館 <u>※水害発生時は注意</u> ・石打小学校体育館 ・南魚沼市農業者トレーニング センター
上野	上野鉱泉(1)	急傾斜地の崩壊	○	○	I -462. 012		
上野	上野鉱泉(2)	急傾斜地の崩壊	○	○	I -462. 013		
上野	奥の湯	急傾斜地の崩壊	○	○	I -462. 014		
上野	上野(1)	急傾斜地の崩壊	○	○	南魚沼-462. 002		
上野	上野(2)	急傾斜地の崩壊	○	○	南魚沼-462. 003		
上野	小黒川(1)	土石流	○		Y1211- I -18-1		
上野	小黒川(2)	土石流	○		Y1211- I -18-2		
上野	城別当川(1)	土石流	○		Y1211- I -19-1		
上野	城別当川(2)	土石流	○	○	Y1211- I -19-2		
上野	刀落沢	土石流	○	○	Y1211- I -20		
上野	湯ノ沢	土石流	○	○	462-湯沢-009		
上野	小黒沢	地すべり	○		R462. 06		
上野・関	大野川	土石流	○		Y1211- I -21-1		
上野・関	中ノ沢	土石流	○		Y1211- I -21-2		
関	関(1)	急傾斜地の崩壊	○	○	I -462. 009		
関	曲り沢	土石流	○	○	Y1211- I -12		
関	北ノ沢	土石流	○	○	462-湯沢-008		
宮野下	仁田口	急傾斜地の崩壊	○		II -462. 003 (3346)		

(塩沢地域)

所在地 (字単位)	区域名	災害の種類	警戒区域	特別 警戒区域	危険箇所番号	指定緊急避難場所	指定避難所
宮野下	宮野下	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅱ-462.005(3348)	・石打小学校グラウンド ・石打グラウンド	・旧石打小学校体育館 <u>※水害発生時は注意</u> ・石打小学校体育館 ・南魚沼市農業者トレーニング センター
宮野下	仁田川(1)	土石流	○		Y1211-Ⅰ-22-1		
宮野下	細越沢(1)	土石流	○		Y1211-Ⅰ-23-1		
宮野下	細越沢(2)	土石流	○	○	Y1211-Ⅰ-23-2		
宮野下	蕪甲	土石流	○	○	Y1211-Ⅰ-24		
宮野下	仁田口伏	地すべり	○		K462-04		
宮野下	仁田口	地すべり	○		K462-05		
宮野下	宮野下	地すべり	○		R462-05		
上一日市、君沢、 下一日市、宮野下	大和スキー場(1)	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅰ-462.025		
上一日市・宮野下	仁田川(2)	土石流	○	○	Y1211-Ⅰ-22-2		
君沢	八幡沢	土石流	○		Y1211-Ⅰ-27		
君沢	大カニ沢	土石流	○		462-湯沢-010		
君沢、下一日市	松沢川	土石流	○	○	Y1211-Ⅰ-26		
君沢、下一日市	沙弥川	土石流	○		Y1211-J-25		
大沢	大沢山(1)	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅰ-462.007(1012)		
大沢	大沢山(2)	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅰ-462.008(1013)		
大沢	大沢(1)	急傾斜地の崩壊	○	○	南魚沼-462.007		
大沢	清水沢(1)	土石流	○	○	Y1211-Ⅰ-31-1		

(塩沢地域)

所在地 (字単位)	区域名	災害の種類	警戒区域	特別 警戒区域	危険箇所番号	指定緊急避難場所	指定避難所
大沢	清水沢(2)	土石流	○	○	Y1211- I -31-2	・石打小学校グラウンド ・石打グラウンド	・旧石打小学校体育館 <u>※水害発生時は注意</u> ・石打小学校体育館 ・南魚沼市農業者トレーニング センター
大沢	大谷地の沢(1)	土石流	○		Y1211- I -31-3		
大沢	小田沢(1)	土石流	○	○	Y1211- I -33-1		
大沢	小田沢(2)	土石流	○	○	Y1211- I -33-2		
大沢	湯之入	地すべり	○		R462. 02		
大沢	大沢	地すべり	○		R462. 03		
大沢	座沢	土石流	○	○	Y1211-I-32		
大沢、君沢	一ノ沢	土石流	○	○	Y1211- I -28		
大沢、君沢	三ノ沢	土石流	○	○	Y1211- I -29		
大沢、君沢	大沢川	土石流	○	○	Y1211- I -30		
大沢、樺野沢	城之入川(1)	土石流	○		Y1211- I -34-1		
大沢、樺野沢	要害	土石流	○		462-湯沢-011		

3-2 土石流発生危険渓流及び施設（南魚沼地域振興局管内）

（1） 土石流発生危険渓流（Ⅰ）

渓流番号	河川名	渓流名	所在地		流域面積 (k m ²)	保全対象			
			地域	字		人口	人家 戸数	災害 弱者	左記以外の公共施設等
Y1005 Ⅰ-04	水無川	桐沢川	大和	桐沢	0.63	148	43		県道 都道府県道 0.34, 寺1 寺等 1, 消防 施設 1 官公署 1, 公民 館 1 集会施設 1
Y1005 Ⅰ-06	水無川	10-5-6 Ⅰ	大和	大倉	0.25	72	20		神社 1 神社 1, 消防施 設 1 官公署 1, 県道 都 道府県道 0.37
Y1005 Ⅰ-07	水無川	10-5-7 Ⅰ	大和	大倉	0.18	79	23		県道 都道府県道 0.24, 公民館 1 集会施 設 1
Y1005 Ⅰ-08	水無川	大柄沢	大和	船ヶ沢 新田	1.82	158	51		消防施設 2 官公署 2, 公民館 1 集会施設 1, 県道 都道府県道 1.01, 教会 1 寺等 1
Y1011 Ⅰ-01	魚野川中 流	湯谷沢川	大和	雷土	0.10	22	6		
Y1011 Ⅰ-02	魚野川中 流	10-11-2 Ⅰ	大和	雷土	0.07	19	5		
Y1011 Ⅰ-03	魚野川中 流	10-11-3 Ⅰ	大和	雷土	0.11	19	5		
Y1011 Ⅰ-04	魚野川中 流	10-11-4 Ⅰ	大和	雷土	0.03	19	5		
Y1011 Ⅰ-05	魚野川中 流	湯谷沢川	大和	湯谷	0.03	19	5		「集会施設 1 (1)」 集 会施設 1, 「官公署 1 (1)」 官公署 1
Y1011 Ⅰ-06	魚野川中 流	小入沢川	大和	湯谷	0.20	19	5		「集会施設 1 (0)」 集 会施設 1, 「官公署 1 (0)」 官公署 1
Y1011 Ⅰ-09	魚野川中 流	芋川入川	大和	芋赤	0.07	19	5		
Y1011 Ⅰ-10	魚野川中 流	10-11-10 Ⅰ	大和	芋赤	0.02	22	6		「官公署 1 (1)」 官公 署 1, 国道 291 号 国道 0.24
Y1011 Ⅰ-13	魚野川中 流	高平沢	大和	門前	0.19	73	20		「集会施設 1 (1)」 集 会施設 1, 「集会施設 1 (1)」 集会施設 1, 「官 公署 1 (1)」 官公署 1
Y1011 Ⅰ-19	魚野川中 流	10-11-19 Ⅰ	大和	大桑原	0.09	33	9		大桑原・芋赤線 都道府 県道 0.19
Y1011 Ⅰ-20	魚野川中 流	10-11-20 Ⅰ	大和	大桑原	0.10	33	9		「集会施設 1 (1)」 集 会施設 1, 「集会施設 1 (1)」 集会施設 1, 「官 公署 1 (1)」 官公署 1
Y1011 Ⅰ-21	魚野川中 流	碓川	大和	谷地	0.40	105	29		「集会施設 1 (1)」 集 会施設 1, 大桑原・芋赤 線 都道府県道 0.32, 「官公署 1 (1)」 官公 署 1
Y1011 Ⅰ-22	魚野川中 流	山ノ入沢 川	大和	山崎	0.11	44	12		「集会施設 1 (1)」 集 会施設 1

溪流番号	河川名	溪流名	所在地		流域面積 (k m ²)	保全対象			
			地域	字		人口	人家 戸数	災害 弱者	左記以外の公共施設等
Y1011 I-23	魚野川中 流	中沢川	大和	山崎	0.22	94	26		「集会施設 1 (0)」 集 会施設 1, 「官公署 1 (1)」 官公署 1
Y1011 I-24	魚野川中 流	菅沢	大和	茗荷沢	0.10	58	16		「指定避難場所 1 (1) 指定避難場所 1, 「集会 施設 1 (1)」 集会施設 1
Y1011 I-25	魚野川中 流	葎ノ入沢	大和	茗荷沢	0.05	105	29		国道 291 号 国道 0.24, 「官公署 1 (1)」 官公 署 1
Y1011 I-26	魚野川中 流	カジカ沢 川	大和	荒金	0.20	87	24		「その他 1 (1)」 その 他の建物 1, 「宿泊施設 3 (3)」 宿泊施設 3, 「官 公署 1 (1)」 官公署 1
Y1011 I-27	魚野川中 流	久曲川	大和	穴地	0.93	159	44		「集会施設 1 (1)」 集 会施設 1
Y1011 I-28	魚野川中 流	北ノ沢川	大和	穴地	0.06	19	5		
Y1011 I-30	魚野川中 流	明川	大和	大崎	0.04	33	9		
Y1011 I-31	魚野川中 流	10-11-31 I	大和	大崎	0.45	4	1		「集会施設 1 (1)」 集 会施設 1, 「宿泊施設 1 (1)」 宿泊施設 1
Y1011 I-33	魚野川中 流	一本橋川	大和	水尾	0.30	94	26		
Y1011 I-34	魚野川中 流	水尾入川	大和	水尾	0.05	47	13		
Y1011 I-35	魚野川中 流	10-11-35 I	大和	九日町	0.14	40	11		
Y1011 I-36	魚野川中 流	八岡川	大和	名木沢	0.30	109	30		「集会施設 1 (1)」 集 会施設 1, 「官公署 1 (1)」 官公署 1
Y1011 I-37	魚野川中 流	名木沢川	大和	名木沢	1.09	123	34		「官公署 1 (0)」 官公 署 1, 「集会施設 1 (0)」 集会施設 1
Y1011 I-38	魚野川中 流	庚沢川	大和	一村尾	0.13	19	5		
Y1011 I-39	魚野川中 流	天神川	大和	一村尾	0.02	40	11		小千谷・大和線 都道府 県道 0.03, 「寺 1 (1)」 寺等 1
Y1011 I-40	魚野川中 流	天神川	大和	一村尾	1.81	380	105		「寺 1 (0)」 寺等 1, 小 千谷・大和線 都道府県 道 0.58, 「官公署 1 (1)」 官公署 1
Y1011 I-41	魚野川中 流	10-11-41 I	大和	一村尾	0.06	91	25		「集会施設 1 (1)」 集 会施設 1, 「官公署 1 (1)」 官公署 1
Y1011 I-42	魚野川中 流	赤沢川	大和	市野江	3.46	73	20		「集会施設 1 (1)」 集 会施設 1, 「官公署 1 (1)」 官公署 1

溪流番号	河川名	溪流名	所在地		流域面積 (k m ²)	保全対象			
			地域	字		人口	人家 戸数	災害 弱者	左記以外の公共施設等
Y1011 I-43	魚野川中 流	タレ沢	大和	浦佐	0.08	141	39		「宿泊施設 8 (8)」 宿 泊施設 8, 「その他 1 (1)」 その他の建物 1, 小千谷・川口・大和線 都道府県道 0.24
Y1011 I-44	魚野川中 流	うるし沢 川	大和	浦佐	0.18	152	42		「宿泊施設 1 (1)」 宿 泊施設 1, 「寺 1 (1)」 寺等 1, 小千谷・川口・ 大和線 都道府県道 0.05, 市野江・浦佐線 都道府県道 0.14
Y1011 I-45	魚野川中 流	刑部沢川	大和	浦佐	0.32	351	97		「宿泊施設 1 (1)」 宿 泊施設 1, 小千谷・川 口・大和線 都道府県道 0.12, 折立・浦佐 (停) 線 都道府県道 0.11, 市野江・浦佐線 都道府 県道 0.16, 「官公署 2 (0)」 官公署 2
Y1011 I-46	魚野川中 流	祓川	大和	浦佐	0.66	347	96		「宿泊施設 1 (0)」 宿 泊施設 1, 「寺 2 (2)」 寺等 2, 折立・浦佐 (停) 線 都道府県道 0.31, 小千谷・川口・大和線 都道府県道 0.11, 「官 公署 2 (2)」 官公署 2, 「神社 1 (1)」 神社 1
Y1011 I-47	魚野川中 流	菅有沢川	大和	浦佐	0.24	210	58		「宿泊施設 1 (1)」 宿 泊施設 1, 折立・浦佐 (停) 線 都道府県道 0.12, 「官公署 1 (1)」 官公署 1
Y1011 I-50	魚野川中 流	入之沢川	大和	五箇	0.43	62	17		
Y1011 I-51	魚野川中 流	岩倉沢川	大和	五箇	1.07	33	9		吉永・大和線 都道府県 道 0.28
Y1011 I-52	魚野川中 流	10-11-52 I	大和	境川	0.06	29	8		
Y1011 I-53	魚野川中 流	栃原沢川	大和	境川	0.30	51	14		
Y1012 I-01	魚野川下 流	10-12-1 I	大和	穴地	0.07	72	22		公民館 1 集会施設 1, 消防施設 1 官公署 1
Y1012 I-04	魚野川下 流	家之入沢	大和	辻又	1.32	22	6		小千谷・大和線 都道府 県道 0.11
Y1012 I-05	魚野川下 流	辻又川	大和	辻又	4.54	26	7		小千谷・大和線 都道府 県道 2.08

溪流番号	河川名	溪流名	所在地		流域面積 (k m ²)	保全対象			
			地域	字		人口	人家 戸数	災害 弱者	左記以外の公共施設等
Y1106 I-01	宇田沢川	11-6-1 I	六日町	暮坪	0.11	162	46		「指定避難場所 1 (1) 指定避難場所 1, 「集会施設 1 (1)」 集会施設 1, 「寺 1 (1)」 寺等 1, 「神社 1 (1)」 神社 1, 塩沢・大和線 都道府県道 0.28, 「官公署 1 (1)」 官公署 1
Y1106 I-02	宇田沢川	板の沢川	六日町	下出浦	0.28	29	8		
Y1106 I-03	宇田沢川	11-6-3 I	六日町	上出浦	0.04	43	12		「集会施設 1 (1)」 集会施設 1
Y1106 I-04	宇田沢川	11-6-4 I	六日町	広掘	0.06	25	7		城内・焼野線 都道府県道 0.18, 「宿泊施設 1 (1)」 宿泊施設 1
Y1106 I-05	宇田沢川	夕之沢	六日町	山口	1.44	8	2		「宿泊施設 1 (1)」 宿泊施設 1, 城内・焼野線 都道府県道 0.18, 「その他 1 (1)」 その他の建物 1
Y1106 I-06	宇田沢川	夕之沢川	六日町	山口	0.32	85	24		「宿集会施設 1 (0)」 集会施設 1, 城内・焼野線 都道府県道 0.22, 「宿泊施設 1 (0)」 宿泊施設 1
Y1106 I-07	宇田沢川	11-6-7 I	六日町	山口	0.07	39	11		「宿泊施設 1 (1)」 宿泊施設 1, 「集会施設 1 (1)」 集会施設 1, 城内・焼野線 都道府県道 0.08, 「官公署 1 (1)」 官公署 1
Y1106 I-08	宇田沢川	大名木沢川	六日町	岡	1.07	11	3		城内・焼野線 都道府県道 0.08, 「宿泊施設 1 (1)」 宿泊施設 1
Y1106 I-09	宇田沢川	小名木沢川	六日町	城内・岡	0.65	22	6		城内・焼野線 都道府県道 0.07
Y1106 I-10	宇田沢川	11-6-10 I	六日町	岡	0.05	39	11		岡・新堀新田線 都道府県道 0.05
Y1106 I-11	宇田沢川	11-6-11 I	六日町	妙音寺	0.25	18	5		岡・新堀新田線 都道府県道 0.25
Y1107 I-05	三国川	小川沢川	六日町	小川	3.57	74	23		消防施設 1 官公署 1, 公民館 1 集会施設 1
Y1107 I-06	三国川	11-7-6 I	六日町	小川	0.12	18	5		
Y1107 I-10	三国川	土沢	六日町	土沢	0.79	35	15		発電所 1 発電所 1
Y1107 I-11	三国川	高平沢	六日町	土沢	0.05	28	8		
Y1107 I-13	三国川	杓子沢	六日町	舞台	1.34	25	7		県道 都道府県道 0.2, 消防施設 1 (1) 官公署 1

溪流番号	河川名	溪流名	所在地		流域面積 (k m ²)	保全対象			
			地域	字		人口	人家 戸数	災害 弱者	左記以外の公共施設等
Y1107 I-14	三国川	11-7-14 I	六日町	舞台	0.31	14	4		県道 都道府県道 0.16, 消防施設 1(0) 官公署 1
Y1107 I-16	三国川	11-7-16 I	六日町	畔地	0.18	7	1		県道 都道府県道 0.1, 宿泊施設 1 宿泊施設 1
Y1107 I-17	三国川	11-7-17 I	六日町	畔地	0.06	67	29	児童 福祉 施設	県道 都道府県道 0.26
Y1107 I-18	三国川	11-7-18 I	六日町	蛭窪	1.33	32	11		県道 都道府県道 0.19
Y1107 I-20	三国川	畑沢	六日町	永松	0.62	46	13		県道 都道府県道 0.24
Y1107 I-21	三国川	11-7-21 I	六日町	永松	0.06	28	8		寺 1 寺等 1
Y1107 I-23	三国川	皆沢川	六日町	京岡新田	0.12	18	5		
Y1107 I-24	三国川	大深沢	六日町	五十沢・ 深沢	0.81	46	13		塩沢・大和線 都道府県道 0.16, 「官公署 1(1)」 官公署 1
Y1107 I-25	三国川	大倉沢	六日町	大倉	1.38	39	11		「集会施設 1(1)」 集会施設 1, 「官公署 1(1)」 官公署 1
Y1107 I-26	三国川	11-7-27 I	六日町	山谷	0.39	74	21		「集会施設 1(1)」 集会施設 1, 塩沢・大和線 都道府県道 0.24, 「寺 1(1)」 寺等 1
Y1107 I-27	三国川	11-7-28 I	六日町	関谷	1.00	22	6		塩沢・大和線 都道府県道 0.65
Y1107 I-28	三国川	11-7-29 I	六日町	山谷・ 小野	0.12	22	6		
Y1107 I-29	三国川	11-7-30 I	六日町	津久野・ 岩崎	0.68	64	18		「寺 1(1)」 寺等 1
Y1107 I-30	三国川	11-7-31 I	六日町	津久野・ 坂井	0.37	50	14		
Y1107 I-31	三国川	11-7-32 I	六日町	津久野・ 坂井	0.12	32	9		
Y1107 I-32	三国川	11-7-33 I	六日町	津久野・ 津久野中	0.12	32	9		落合・六日町線 都道府県道 0.11, 「集会施設 1(1)」 集会施設 1
Y1107 I-33	三国川	中村川	六日町	津久野・ 津久野中	0.09	57	16		(落合・六日町線 都道府県道 0.23
Y1107 I-34	三国川	11-7-35 I	六日町	津久野・ 宮ノ脇	0.08	162	46		落合・六日町線 都道府県道 0.19
Y1111 I-01	魚野川中 流	11-11-1 I	六日町	麓	0.04	25	7		塩沢・大和線 都道府県道 1.13, 国道 291 号線 国道 0.14
Y1111 I-02	魚野川中 流	11-11-2 I	六日町	長森新田	0.06	18	5		塩沢・大和線 都道府県道 0.2

溪流番号	河川名	溪流名	所在地		流域面積 (k m ²)	保全対象			
			地域	字		人口	人家 戸数	災害 弱者	左記以外の公共施設等
Y1111 I-03	魚野川中 流	栃ノ木沢	六日町	藤原	1.03	109	31		塩沢・大和線 都道府県道 0.44, 「神社 1 (1)」 神社 1
Y1111 I-04	魚野川中 流	不動入沢	六日町	城内・ 法音寺	0.60	81	23		「集会施設 1 (1)」 集 会施設 1, 岡・新堀新田 線 都道府県道 0.21, 「寺 1 (1)」 寺等 1
Y1111 I-05	魚野川中 流	11-11-5 I	六日町	城内・ 法音寺	0.08	18	5		岡・新堀新田線 都道府 県道 0.18
Y1111 I-06	魚野川中 流	11-11-6 I	六日町	美佐島	0.42	0	0		国道 291 号線 国道 0.32, 「寺 1 (1)」 寺等 1
Y1111 I-07	魚野川中 流	11-11-7 I	六日町	坂戸	0.46	225	64		「教育施設 1 (1)」 教 育施設 1, 「宿泊施設 2 (2)」 宿泊施設 2
Y1111 I-08	魚野川中 流	11-11-8 I	六日町	坂戸	0.20	351	100		「宿泊施設 1 (1)」 宿 泊施設 1
Y1111 I-09	魚野川中 流	武入沢	六日町	大月・ 下大月	0.26	190	54		「集会施設 1 (1)」 集 会施設 1, 「寺 1 (1)」 寺等 1, 大月・六日町線 都道府県道 0.03, 塩 沢・大和線 都道府県道 1, 「官公署 1 (1)」 官 公署 1
Y1111 I-10	魚野川中 流	11-11-10 I	六日町	大月・ 下大月	0.42	50	14		塩沢・大和線 都道府県 道 0.14
Y1111 I-11	魚野川中 流	11-11-11 I	六日町	大月・ 上大月	0.70	155	44		「集会施設 1 (0)」 集 会施設 1, 塩沢・大和線 都道府県道 0.35, 「官 公署 1 (0)」 官公署 1
Y1111 I-12	魚野川中 流	11-11-12 I	六日町	大月・ 上大月	0.07	81	23		「集会施設 1 (1)」 集 会施設 1, 「官公署 1 (1)」 官公署 1
Y1111 I-13	魚野川中 流	三王沢	六日町	大月・ 上大月	0.65	36	10		
Y1111 I-14	魚野川中 流	11-11-14 I	六日町	小栗山	1.16	144	41		「集会施設 1 (1)」 集 会施設 1, 余川・塩沢 (停) 線 都道府県道 0.18
Y1111 I-15	魚野川中 流	11-11-15 I	六日町	小栗山	0.09	144	41		余川・塩沢 (停) 線 都 道府県道 0.18, 「集会 施設 1 (0)」 集会施設 1
Y1111 I-16	魚野川中 流	11-11-16 I	六日町	小栗山	0.03	148	42		余川・塩沢 (停) 線 都 道府県道 0.18, 「集会 施設 1 (0)」 集会施設 1
Y1111 I-17	魚野川中 流	11-11-17 I	六日町	小栗山	0.04	144	41		余川・塩沢 (停) 線 都 道府県道 0.18, 「集会 施設 1 (0)」 集会施設 1
Y1111 I-18	魚野川中 流	11-11-18 I	六日町	小栗山	0.02	144	41		余川・塩沢 (停) 線 都 道府県道 0.18, 「集会 施設 1 (0)」 集会施設 1

溪流番号	河川名	溪流名	所在地		流域面積 (k m ²)	保全対象			
			地域	字		人口	人家 戸数	災害 弱者	左記以外の公共施設等
Y1111 I-19	魚野川中 流	11-11-19 I	六日町	小栗山	0.02	144	41		余川・塩沢(停)線 都道府 県道 0.18,「集会施設 1 (0)」 集会施設 1
Y1111 I-20	魚野川中 流	11-11-20 I	六日町	小栗山	0.15	74	21		「集会施設 1(1)」 集会施 設 1,余川・塩沢(停)線 都道府県道 0.17
Y1111 I-21	魚野川中 流	11-11-21 I	六日町	小栗山	0.11	99	28		「集会施設 2(2)」 集会施 設 2,「その他 1(1)」 そ の他の建物 1,平石・西ノ 裏線 都道府県道 0.14,余 川・塩沢(停)線 都道府県 道 0.11,「寺 1(1)」 寺等 1
Y1111 I-22	魚野川中 流	11-11-22 I	六日町	小栗山	0.08	95	27		余川・塩沢(停)線 都道府 県道 0.18,「集会施設 1 (0)」 集会施設 1
Y1111 I-23	魚野川中 流	11-11-23 I	六日町	小栗山	0.05	53	15		余川・塩沢(停)線 都道府 県道 0.14,「集会施設 1 (1)」 集会施設 1
Y1111 I-24	魚野川中 流	11-11-24 I	六日町	小栗山	0.05	32	9		余川・塩沢(停)線 都道府 県道 0.09,「集会施設 1 (1)」 集会施設 1
Y1111 I-25	魚野川中 流	11-11-25 I	六日町	小栗山	0.10	53	15		「宿泊施設 1(1)」 宿泊施 設 1,余川・塩沢(停)線 都道府県道 0.1
Y1111 I-26	魚野川中 流	11-11-26 I	六日町	小栗山	0.04	46	13		余川・塩沢(停)線 都道府 県道 0.12,「宿泊施設 1 (1)」 宿泊施設 1
Y1111 I-27	魚野川中 流	11-11-27 I	六日町	余川・ 上ノ原	0.11	36	10		平石・西ノ裏線 都道府県 道 0.3,「宿泊施設 9(9)」 宿泊施設 9
Y1111 I-28	魚野川中 流	江沢川	六日町	余川	0.21	60	17		国道 253 号線 国道 0.33
Y1111 I-29	魚野川中 流	平手川	六日町	余川	1.19	60	17		国道 253 号線 国道 0.33
Y1111 I-30	魚野川中 流	南沢	六日町	君帰	0.76	88	25		「集会施設 1(0)」 集会施 設 1
Y1111 I-31	魚野川中 流	11-11-31 I	六日町	君帰	0.04	39	11		「集会施設 1(1)」 集会施 設 1
Y1111 I-33	魚野川中 流	11-11-33 I	六日町	君帰	0.16	22	6		
Y1111 I-34	魚野川中 流	11-11-34 I	六日町	欠之上	0.06	78	22		
Y1111 I-35	魚野川中 流	一之沢川	六日町	川窪・ 野田	0.47	123	35		欠ノ上・五日町線 都道府 県道 0.52,城内・焼野線 都道府県道 0.4,「その他 1(1)」 その他の建物 1

溪流番号	河川名	溪流名	所在地		流域面積 (k m ²)	保全対象			
			地域	字		人口	人家 戸数	災害 弱者	左記以外の公共施設等
Y1111 I-36	魚野川中 流	岩之沢川	六日町	川窪・ 野田	0.63	123	35		城内・焼野線 都道府県道 0.4, 欠ノ上・五日町線 都道府県道 0.52, 「寺 1 (1)」 寺等 1
Y1111 I-37	魚野川中 流	11-11-37 I	六日町	野田	0.06	18	5		城内・焼野線 都道府県道 0.2
Y1111 I-38	魚野川中 流	かわのく の川	六日町	野田	0.35	57	16		北越急行 (ほくほく線 私鉄 0.2, 城内・焼野線 都道府県道 0.08, 「発電所 1 (1)」 発電所 1
Y1111 I-39	魚野川中 流	11-11-39 I	六日町	野田	0.05	22	6		城内・焼野線 都道府県道 0.15
Y1111 I-40	魚野川中 流	11-11-40 I	六日町	西	0.29	43	12		城内・焼野線 都道府県道 0.34
Y1111 I-41	魚野川中 流	道沢	六日町	大杉新 田・ 上ノ原	0.13	18	5		欠ノ上・五日町線 都道府県道 0.16
Y1111 I-42	魚野川中 流	吹木沢川	六日町	寺尾	0.38	64	18		欠ノ上・五日町線 都道府県道 0.17
Y1111 I-43	魚野川中 流	吹沢	六日町	寺尾	0.79	187	53		「宿泊施設 5 (5)」 宿泊施設 5, 「集会施設 1 (1)」 集会施設 1, 欠ノ上・五日町線 都道府県道 0.35, 「官公署 1 (1)」 官公署 1
Y1111 I-44	魚野川中 流	11-11-44 I	六日町	寺尾	0.13	18	5		欠ノ上・五日町線 都道府県道 0.15
Y1111 I-45	魚野川中 流	水頭沢	六日町	五日町	0.34	46	13		欠ノ上・五日町線 都道府県道 0.5, 国道 17 号線 国道 0.23
Y1111 I-46	魚野川中 流	押掘川	六日町	城山新田・ 川原沢	1.60	43	12		中条・五日町 (停) 線 都道府県道 0.71, 国道 17 号線 国道 0.63, 「宿泊施設 1 (1)」 宿泊施設 1
Y1208 I-02	登川	姥沢川	塩沢	姥沢新田	5.28	100	26		公民館 1 集会施設 1
Y1208 I-04	登川	12-8-4 I	塩沢	清水	0.30	64	12		公民館 1 集会施設 1, 消防施設 1 官公署 1, 国道 291 号 国道 0.34, 宿泊施設 6 宿泊施設 6
Y1208 I-05	登川	柄沢川	塩沢	清水	3.56	4	0		国道 291 号 国道 0.13, 宿泊施設 1 宿泊施設 1
Y1208 I-10	登川	一之沢川	塩沢	滝谷・ 沢口	7.50	28	7		— 0.64
Y1208 I-11	登川	家ノ入沢	塩沢	一之沢	0.74	68	17		公民館 1 集会施設 1, 消防施設 1 官公署 1
Y1208 I-14	登川	小松沢	塩沢	大木六・ 小松沢	1.00	28	8		

溪流番号	河川名	溪流名	所在地		流域面積 (k m ²)	保全対象			
			地域	字		人口	人家 戸数	災害 弱者	左記以外の公共施設等
Y1211 I-01	魚野川中 流	高棚川	塩沢	長崎・ 原芝野	6.40	32	8		
Y1211 I-02	魚野川中 流	12-11-2 I	塩沢		1.44	21	5		
Y1211 I-03	魚野川中 流	12-11-3 I	塩沢		0.63	101	25		「集会施設 1 (1)」 集 会施設 1, 塩沢・大和線 都道府県道 0.11, 「寺 1 (1)」 寺等 1
Y1211 I-04	魚野川中 流	北之入川	塩沢		0.31	17	4		塩沢・大和線 都道府県 道 0.14, 「寺 1 (1)」 寺 等 1
Y1211 I-05	魚野川中 流	高棚川	塩沢		2.22	29	7		「集会施設 1 (1)」 集 会施設 1, 塩沢・大和線 都道府県道 0.19
Y1211 I-07	魚野川中 流	無入川	塩沢		0.85	85	21		「集会施設 1 (1)」 集 会施設 1, 「寺 1 (1)」 寺等 1
Y1211 I-08	魚野川中 流	12-11-8 I	塩沢		0.86	65	16		「寺 1 (0)」 寺等 1
Y1211 I-09	魚野川中 流	内山川	塩沢		2.95	130	32		「集会施設 1 (1)」 集 会施設 1, 万条新田・越 後中里停 都道府県道 0.59, 「その他 1 (1)」 その他の建物 1, 塩沢・ 大和線 都道府県道 0.5, 「宿泊施設 1 (1)」 宿泊施設 1
Y1211 I-10	魚野川中 流	見越沢川	塩沢		2.30	247	61		「集会施設 1 (1)」 集 会施設 1, 「その他 5 (5)」 その他の建物 5, 「宿泊施設 42 (42)」 宿泊施設 42, 県道塩 沢・大和線 都道府県道 0.7
Y1211 I-12	魚野川中 流	12-11-12 I	塩沢		0.51	0	0		「その他 1 (1)」 その 他の建物 1
Y1211 I-13	魚野川中 流	尾川	塩沢		1.59	13	3		「宿泊施設 1 (1)」 宿 泊施設 1
Y1211 I-14	魚野川中 流	12-11-14 I	塩沢		0.42	17	4		「その他 1 (1)」 その 他の建物 1, 「宿泊施設 23 (23)」 宿泊施設 23, 国道 17 号線 国道 0.34
Y1211 I-15	魚野川中 流	寺沢川	塩沢		0.21	5	1		「宿泊施設 16 (16)」 宿 泊施設 16, 「その他 2 (2)」 その他の建物 2, JR 上越線 JR 0.22
Y1211 I-16	魚野川中 流	南沢	塩沢		0.10	5	1		「宿泊施設 15 (15)」 宿 泊施設 15
Y1211 I-17	魚野川中 流	12-11-17 I	塩沢		1.26	13	3		「宿泊施設 2 (2)」 宿 泊施設 2

溪流番号	河川名	溪流名	所在地		流域面積 (k m ²)	保全対象			
			地域	字		人口	人家 戸数	災害 弱者	左記以外の公共施設等
Y1211 I-18	魚野川中 流	小黒川	塩沢		3.67	0	0		「その他 1 (1)」 その 他の建物 1, 「宿泊施設 3 (3)」 宿泊施設 3, 国 道 353 号線 国道 0.27
Y1211 I-19	魚野川中 流	城分沢	塩沢		1.25	0	0		「その他 1 (0)」 その 他の建物 1, 「宿泊施設 3 (0)」 宿泊施設 3, 国 道 353 号線 国道 0.4
Y1211 I-20	魚野川中 流	刀落沢	塩沢		0.12	0	0		「宿泊施設 1 (0)」 宿 泊施設 1, 国道 353 号線 国道 0.05
Y1211 I-21	魚野川中 流	大野川	塩沢		1.26	37	9		JR 上越線 J R 0.15, 「その他 2 (2)」 その 他の建物 2, 「宿泊施設 1 (1)」 宿泊施設 1
Y1211 I-22	魚野川中 流	仁田川	塩沢		2.30	85	21		石打停車線・塩沢線 都 道府県道 31, 「その他 1 (1)」 その他の建物 1, 「宿泊施設 4 (4)」 宿 泊施設 4, JR 上越線 J R 0.27
Y1211 I-23	魚野川中 流	松沢川	塩沢		0.12	73	18		「集会施設 1 (1)」 集 会施設 1, 「宿泊施設 5 (3)」 宿泊施設 5, JR 上越線 J R 0.3, 石 打停車線・塩沢線 都道 府県道 0.36
Y1211 I-24	魚野川中 流	宮ノ下沢	塩沢		0.28	21	5		「宿泊施設 3 (3)」 宿 泊施設 3, JR 上越線 J R 0.24
Y1211 I-26	魚野川中 流	12-11-26 I	塩沢		0.80	110	27		JR 上越線 J R 0.13, 石打停車線・塩沢線 都 道府県道 0.21
Y1211 I-28	魚野川中 流	12-11-28 I	塩沢		0.09	45	11		石打停車線・塩沢線 都 道府県道 0.35, 十日 町・当間・塩沢線 都道 府県道 0.66
Y1211 I-29	魚野川中 流	タテノミ チ沢	塩沢		0.54	45	11		十日町・当間・塩沢線 都道府県道 1.21, 石打 停車線・塩沢線 都道府 県道 0.35
Y1211 I-30	魚野川中 流	大沢	塩沢		2.17	45	11		十日町・当間・塩沢線 都道府県道 1.8, 石打 停車線・塩沢線 都道府 県道 0.35
Y1211 I-31	魚野川中 流	大谷地の 沢	塩沢		0.99	49	12		「その他 1 (1)」 その 他の建物 1, 「宿泊施設 1 (1)」 宿泊施設 1, 十 日町・当間・塩沢線 都 道府県道 1.18, 石打停 車線・塩沢線 都道府県 道 0.35

溪流番号	河川名	溪流名	所在地		流域面積 (k m ²)	保全対象			
			地域	字		人口	人家 戸数	災害 弱者	左記以外の公共施設等
Y1211 I-32	魚野川中 流	12-11-32 I	塩沢		0.08	45	11		十日町・当間・塩沢線 都道府県道 1.11, 石打 停車線・塩沢線 都道府 県道 0.35
Y1211 I-33	魚野川中 流	12-11-33 I	塩沢		0.21	9	2		「宿泊施設 1 (1)」 宿 泊施設 1, JR 上越線 J R 0.06
Y1211 I-34	魚野川中 流	城之入川	塩沢		2.04	57	14		JR 上越線 J R 0.16, 「その他 2 (2)」 その 他の建物 2, 「寺 1 (1)」 寺等 1, 「集会施設 1 (1)」 集会施設 1, 石 打停車線・塩沢線 都道 府県道 0.35, 「宿泊施 設 21 (21)」 宿泊施設 21
Y1211 I-35	魚野川中 流	北沢川	塩沢		1.60	5	1		「その他 5 (5)」 その 他の建物 5, 「宿泊施設 13 (11)」 宿泊施設 13, JR 上越線 J R 0.21, 石打停車線・塩沢 線 都道府県道 0.35
Y1211 I-36	魚野川中 流	伊田川	塩沢		1.34	49	12		
Y1211 I-37	魚野川中 流	伊田川	塩沢		2.26	49	12		
Y1211 I-38	魚野川中 流	鎌倉沢川	塩沢		0.31	37	9		余川・塩沢停車場線 都 道府県道 0.13
Y1211 I-39	魚野川中 流	12-11-39 I	塩沢		2.96	89	22		「寺 1 (1)」 寺等 1, 「そ の他 1 (1)」 その他の 建物 1, 「宿泊施設 5 (5)」 宿泊施設 5
Y1211 I-41	魚野川中 流	12-11-41 I	塩沢		0.32	0	0		「その他 1 (1)」 その 他の建物 1

(2) 土石流発生危険溪流 (II)

溪流番号	河川名	溪流名	所在地		流域面積 (k m ²)	保全対象			
			地域	字		人口	人家 戸数	災害 弱者	左記以外の公共施設等
Y1005 II-01	水無川	10-5-1 II	大和	堂島新田	0.01	11	3		
Y1005 II-02	水無川	堂入沢	大和	堂島新田	0.45	4	1		
Y1011 II-12	魚野川中 流	10-11-12 II	大和	門前	0.03	8	2		
Y1011 II-18	魚野川中 流	10-11-18 II	大和	大桑原	1.20	11	3		大桑原・芋赤線 都道府 県道 0.11
Y1107 II-07	三国川	11-7-7 II	六日町	小川	0.08	14	4		
Y1107 II-08	三国川	11-7-8 II	六日町	小川	0.13	4	1		
Y1107 II-09	三国川	11-7-9 II	六日町	小川	0.09	7	4		
Y1107 II-12	三国川	11-7-12 II	六日町	清水瀬	0.27	4	1		
Y1107 II-15	三国川	11-7-15 II	六日町	小川	0.11	7	2		県道 都道府県道 0.11
Y1107 II-19	三国川	11-7-19 II	六日町		0.28	0	3		
Y1107 II-22	三国川	堂倉沢	六日町	京岡新田	0.92	0	1		県道 都道府県道 0.12
Y1111 II-32	魚野川中 流	11-11-32 II	六日町	君帰	0.04	8	2		
Y1208 II-12	登川	滝谷沢	塩沢	滝谷	0.18	8	2		
Y1208 II-13	登川	12-8-13 II	塩沢	滝谷	0.06	16	4		
Y1211 II-06	魚野川中 流	中平沢	塩沢		0.35	9	2		沢口・塩沢線 都道府県 道 0.49
Y1211 II-27	魚野川中 流	大ヤニ沢	塩沢		0.18	5	1		JR 上越線 J R 0.05, 石打停車線・塩沢線 都 道府県道 0.23
Y1211 II-40	魚野川中 流	12-11-40 II	塩沢		0.02	13	3		

(3) 土石流発生危険渓流 (J)

水系名	河川名	溪流名	所在地		流域面積 (k m ²)	保全対象			
			地域	字		人口	人家 戸数	災害 弱者	左記以外の公共施設等
信濃川	水無川	10-5-3J	大和	桐沢	0.87				
信濃川	水無川	10-5-5J	大和	荒山	0.11				
信濃川	魚野川 中流	10-11-7J	大和	湯谷	0.59	0	0		
信濃川	魚野川 中流	10-11-8J	大和	湯谷	1.21	0	0		
信濃川	魚野川 中流	10-11-11J	大和	芋赤	0.05	0	0		国道 291 号 国道 0.12
信濃川	魚野川 中流	10-11-14J	大和	大桑原	0.04	0	0		国道 291 号 国道 0
信濃川	魚野川 中流	10-11-15J	大和	大桑原	0.04	0	0		
信濃川	魚野川 中流	10-11-16J	大和	大桑原	0.19	0	0		
信濃川	魚野川 中流	10-11-17J	大和	大桑原	4.89	0	0		
信濃川	魚野川 中流	10-11-29J	大和	穴地	0.07	0	0		桐沢・麓・五日町 (停 都道府県道 0.04, 国道 291 号 国道 0.15
信濃川	魚野川 中流	10-11-32J	大和	大崎	0.43	0	0		
信濃川	魚野川 中流	10-11-48J	大和	浦佐	1.18	0	0		国道 17 号 国道 0.05, J R 上越線 J R 0.05
信濃川	魚野川 中流	10-11-49J	大和	五箇	0.88	0	0		
信濃川	魚野川 中流	10-11-54J	大和	境川	1.02	0	0		
信濃川	魚野川 中流	10-12-2J	大和	辻又	1.77	0	0		
信濃川	魚野川 中流	10-12-3J	大和	辻又	0.18	0	0		
信濃川	宇田沢 川	11-6-12J	六日町	妙音寺	0.12	0	0		岡・新堀新田線 都道府 県道 0.13
信濃川	三国川	11-7-1J	六日町	畔地	0.15				
信濃川	三国川	11-7-2J	六日町	畔地	0.09				
信濃川	三国川	11-7-3J	六日町	畔地	0.08				
信濃川	三国川	11-7-4J	六日町	畔地	0.66				

水系名	河川名	溪流名	所在地		流域面積 (k m ²)	保全対象			
			地域	字		人口	人家 戸数	災害 弱者	左記以外の公共施設等
信濃川	登川	12-8-1J	塩沢	姥沢新 田	0.18				
信濃川	登川	神字川	塩沢	蟹沢新 田	3.63				
信濃川	登川	ロクロ沢	塩沢	一之沢	1.53	0	0		
信濃川	登川	西谷後沢	塩沢	清水	2.75				
信濃川	登川	12-8-8J	塩沢	一之沢	0.21				
信濃川	登川	12-8-9J	塩沢	一之沢	0.18				
信濃川	魚野川 中流	12-11-11J	塩沢		0.08	0	0		
信濃川	魚野川 中流	砂弥沢	塩沢		0.14	0	0		

3-3 地すべり危険箇所等

番号	箇所名	溪流名	位置 (大字)	面積 (ha)			活動の状況			履歴		区域内の保全対象			
				地すべり 危険箇所	危険箇所 以外の危 険区域	危険箇所以 外の地すべ り被害想定 区域	亀裂発生	亀裂頻度	陥没・隆 起	履歴発生 数	発生年数	河川への 影響	人口	人家戸数 合計	耕地合計
462.01	吉里	鎌倉沢川	吉里	62.9	8.9	92.3	2	-	2	1	S33	590,000	824	204	41.3
462.02	滝谷沢	伊田川	天野沢	586.4		29.0	2	-	2	1	S56	1,700,000	634	157	268.0
462.03	大沢	大沢川	大沢	26.0		33.1	2	-	2			335,000	307	76	20.5
462.04	仁田口伏	仁田川	宮野下	20.6	4.1	2.6	2	-	2			274,700	0	0	11.0
462.05	仁田口	仁田川	宮野下	20.8	10.2	4.8	2	-	2	1		102,000	97	24	7.8
462.06	石打	魚野川	石打	149.7			2	-	2	1	安元	600,000	242	60	6.9
463.01	河原沢	押堀川	五日町	57.2	7.5	136.5	2	-	2	1	S40	250,000	758	216	41.2
463.02	四十日中	四十日川	四十日	12.5	6.8	36.0	1	3	2	1	S42	450,000	491	140	19.0
463.03	西	四十日川	四十日	32.1	17.6	35.4	2	-	2	1	M35	1,100,000	491	140	19.4
463.04	野田	野田沢	野田	96.0	42.5	40.5	2	-	2	1	S44	2,800,000	604	172	29.8
463.05	欠ノ上	庄之又川	欠ノ上	43.3	7.9	58.0	1	3	2	1	T2	520,000	498	142	5.0
463.06	小栗山	魚野川	小栗山	13.8		4.5	1	3	2	1		130,000	197	56	2.0
463.07	土沢	三国川	土沢	80.1	44.6	63.3	2	-	2	1		1,500,000	495	141	23.3
463.08	君帰	近尾川	君帰	22.3	21.1	16.1	2	-	2			1,000,000	284	81	18.0
463.09	寺尾	寺沢川	寺尾	59.2	2.3	51.3	1	3	1	1	H9	154,000	274	78	10.1
464.01	辻又無沢	辻又川	市野江丙	46.6		2.5	1	3	2	1	S18	500,000	0	0	1.5

番号	箇所名	溪流名	位置 (大字)	面積 (ha)			活動の状況			履歴			区域内の保全対象		
				地すべり 危険箇所	危険箇所 以外の危 険区域	危険箇所以 外の地すべ り被害想定 区域	亀裂発生	亀裂頻度	陥没・隆 起	履歴発生 数	発生年数	河川への 影響	人口	人家戸数 合計	耕地合計
464.02	辻又	辻又川	市野江丙	23.5	3.6	2.5	2	－	2	1	S40	250,000	0	0	3.8
464.03	後山	田河川	市野江乙	224.4	2.8	1.1	1	2	1	1	享保年間	7,500,000	188	52	65.1
464.04	市野江	赤沢川	市野江甲	17.3	22.3	2.4	2	－	2	1	S44	250,000	274	76	11.0
464.05	一村尾	天神川	一村尾	40.4	10.1	90.5	1	2	1	1	S40	676,700	668	185	46.0
464.06	茗荷沢		茗荷沢	43.6		2.6	1	3	1	1	S58	60,000	296	82	3.9

3-4 急傾斜地崩落危険箇所等（南魚沼地域振興局管内）

（塩沢地区）

箇所番号	箇所名	位 置		危険箇所等の種類	斜面区分	急傾斜地崩壊危険箇所の延長(m)	保 全 対 象				
		大字	字等				人家戸数(戸)	公共的建物		公共施設	
								種類	数(戸)	種類	数(m)
I-462.002 (1007)	栃窪(1)	栃窪	清水端	I	自然	100	5			県道	100
I-462.007 (1012)	大沢山(1)	大沢	姥ヶ原	I	自然	100	0	旅館	2	県道	100
I-462.008 (1013)	大沢山(2)	大沢	湯の入	I	自然	100	3	旅館	1	県道	110
I-462.009 (1014)	関(1)	関	西裏	I	自然	270	5	旅館	2	県道	180
I-462.011 (1016)	西山	石打	西山 マガメ	I	自然	160	0	旅館	1		
I-462.012 (1017)	上野鉾泉 (1)	上野	上野鉾泉	I	自然	125	1	旅館	2	国道	140
I-432.013 (1018)	上野鉾泉 (2)	石打	マガメ	I	自然	160	1	旅館	2	国道	185
I-462.014 (1019)	奥の湯	石打	マガメ	I	自然	70	0	旅館	1	市道	110
I-462.015 (1020)	上村	石打	落シ場	I	自然	90	3	旅館 民宿	1 3	市道	290
I-462.016 (1021)	丸山スキー場(1)	石打	西山	I	自然	30	0	民宿	3	市道	50
I-462.017 (1022)	丸山スキー場(2)	石打	西山	I	自然	90	5			市道	90
I-462.018 (1023)	石打(1)	石打	砂田	I	自然	80	1	民宿	2	市道	75
I-462.020 (1025)	五十嵐	石打	飯士沢	I	自然	360	3	旅館	1	市道	35
I-462.021 (1026)	沢口	滝谷	沢口	I	自然	150	0	発電所	1		
I-462.022 (1027)	登川	清水	清水入	I	自然	100	0	発電所	1	河川	110
I-462.024 (1029)	清水2	清水	柵木根	I	自然	50	0	旅館	1	市道	40
I-462.025 (1030)	大和スキー場(1)	宮野下	前ヶ平	I	自然	300	0	旅館 民宿	6 14		
I-462.027 (2133)	思川(1)	思川	思川	I	自然	80	1	寺	1		
I-462.028 (2134)	思川(2)	思川	思川	I	自然	55	1	斎場	1		

箇所番号	箇所名	位 置		危険箇所等の種類	斜面区分	急傾斜地崩壊危険箇所の延長(m)	保 全 対 象				
		大字	字等				人家戸数(戸)	公共的建物		公共施設	
								種類	数(戸)	種類	数(m)
I-462. 029 (2135)	思川(3)	思川	思川	I	自然	25	1	斎場	1		
I-462. 030 (2136)	樺野沢(1)	樺野沢	樺野沢	I	自然	75	0	寺	1	市道	100
I-462. 031 (2137)	樺野沢(2)	樺野沢	樺野沢	I	自然	40	0	寺	1		
I-462. 032 (2138)	上村(2)	石打	上村	I	自然	170	1	旅館	1		
II-462. 001 (3344)	思川(4)	思川	思川	II	自然	20	1				
II-462. 002 (3345)	雲洞	雲洞	雲洞	II	自然	35	1				
II-462. 003 (3346)	仁田口	宮野下	仁田口	II	自然	50	1				
II-462. 004 (3347)	上一日市	上一日市	上一日市	II	自然	25	1				
II-462. 005 (3348)	宮野下	宮野下	宮野下	II	自然	50	1				
II-462. 006 (3349)	横新田	長崎	横新田	II	自然	180	4				
II-462. 001 (1010)	天野沢	天野沢	阪下	II	人工	30	2				

(六日町地区)

箇所番号	箇所名	位 置		危険箇所等の種類	斜面区分	急傾斜地崩壊危険箇所の延長(m)	保 全 対 象				
		大字	字等				人家戸数(戸)	公共的建物		公共施設	
								種類	数(戸)	種類	数(m)
I-463.001 (1032)	巾下	奥	巾下	I	自然	280	7				105
I-463.002 (1033)	十二沢	小栗沢	宮田	I	自然	155	6				150
I-463.003 (1034)	北山根	麓	北山根	I	自然	120	3		1		70
I-463.004 (1035)	山岸	深沢	山岸	I	自然	240	8				50
I-463.005 (1036)	二日町	二日町	宮野入	I	自然	200	17				180
I-463.007 (1038)	薬師峯	坂戸	薬師堂	I	自然	100	5				
I-463.008 (1039)	清水	坂戸	清水	I	自然	190	9				175
I-463.010 (2139)	麓(1)	麓	麓	I	自然	80			1		
I-463.011 (2140)	寺尾	寺尾	寺尾	I	自然	72			1		
I-463.012 (2141)	長森	長森	長森	I	自然	50			1		
I-463.013 (2142)	法音寺	法音寺	法音寺	I	自然	50			1		
I-463.014 (2143)	二 日 町 (1)	二日町	二日町	I	自然	65	1		1		
I-463.015 (2144)	美佐島	美佐島	美佐島	I	自然	70			2		
I-463.016 (2145)	岩崎	岩崎	岩崎	I	自然	50			1		70
I-463.017 (2146)	坂戸	坂戸	坂戸	I	自然	40			1		
I-463.018 (2147)	東 泉 田 (1)	東泉田	東泉田	I	自然	70			1		
I-463.019 (2148)	東 泉 田 (2)	東泉田	東泉田	I	自然	77			1		
I-463.020 (2149)	下大月	大月	大月	I	自然	90			1		
I-463.021 (2150)	十 字 峡 (1)	十字峡		I	自然	100			1		95

箇所番号	箇所名	位 置		危険箇所等の種類	斜面区分	急傾斜地崩壊危険箇所の延長(m)	保 全 対 象				
		大字	字等				人家戸数(戸)	公共的建物		公共施設	
								種類	数(戸)	種類	数(m)
I-463.022 (2151)	十 字 峡 (2)	十字峡		I	自然	100			1		
I-463.023 (2152)	永松	永松		I	自然	80			1		
I-463.024 (2153)	小川	小川	小川	I	自然	50			1		
I-463.025 (2154)	上大月	上大月	上大月	I	自然	150	5				
I-463.026 (2155)	飯 綱 町 (1)	飯綱町	飯綱町	I	自然	20			1		
I-463.027 (2156)	飯 綱 町 (2)	飯綱町	飯綱町	I	自然	60			1		
I-463.028 (2157)	飯 綱 町 (3)	飯綱町	飯綱町	I	自然	35			1		
II-463.001 (3350)	麓(2)	麓	麓	II	自然	70	2				30
II-463.002 (3351)	西	西	西	II	自然	90	3				
II-463.003 (3352)	山口	山口	山口	II	自然	70	1				
II-463.004 (3353)	広堀	広堀	広堀	II	自然	100	1				
II-463.005 (3354)	君帰	君帰	君帰	II	自然	110	3				
II-463.006 (3355)	荒谷	津久野	荒谷	II	自然	60	2				20
II-463.007 (3356)	畔地(1)	畔地	畔地	II	自然	72	2				
II-463.008 (3357)	畔地(2)	畔地	畔地	II	自然	50	1				
II-463.009 (3358)	小川(2)	小川	小川	II	自然	40	1				
II-463.010 (3359)	上出浦	上出浦	上出浦	II	自然	75	2				
II-463.011 (3360)	舞台(1)	舞台	舞台	II	自然	50	1				
II-463.012 (3361)	舞台(2)	舞台	舞台	II	自然	35	2				
II-463.013 (3362)	清水瀬	清水瀬	清水瀬	II	自然	85	1				

箇所番号	箇所名	位 置		危険箇所等の種類	斜面区分	急傾斜地崩壊危険箇所の延長(m)	保 全 対 象				
		大字	字等				人家戸数(戸)	公共的建物		公共施設	
								種類	数(戸)	種類	数(m)
II-463.014 (3363)	野中	野中	野中	II	自然	55	1				
II-463.015 (3364)	土沢	土沢	土沢	II	自然	38	1				
II-463.016 (3365)	下出浦	下出浦	下出浦	II	自然	250	4				
II-463.017 (3366)	法 音 寺 (2)	法音寺	法音寺	II	自然	140	4				
II-463.018 (3367)	宮脇	宮脇	宮脇	II	自然	70	4				
II-463.019 (3368)	妙音寺	妙音寺	妙音寺	II	自然	115	4				

(大和地区)

箇所番号	箇所名	位 置		危険箇所等の種類	斜面区分	急傾斜地崩壊危険箇所の延長(m)	保 全 対 象				
		大字	字等				人家戸数(戸)	公共的建物		公共施設	
								種類	数(戸)	種類	数(m)
I-464.001 (1040)	辻又	市野江丙	居平	I	自然	160	6				
I-464.001 (2377)	堂島新田(2)	堂島新田	堂島新田	I	人工	155	2		1		
I-464.002 (1041)	新町	浦佐	菅有沢	I	自然	225	11				
I-464.004 (1043)	田町	浦佐	一水口	I	自然	190	5		1		100
I-464.005 (1044)	市野江	市野江甲	前田	I	自然	200	6				230
I-464.008 (1047)	門前	門前	川前	I	自然	80			1		
I-464.013 (2158)	田町2	浦佐		I	自然	110		アパート等	2		
I-464.014 (2159)	山崎	山崎	山崎	I	自然	150	5				
I-464.015 (2160)	一村尾	一村尾	一村尾	I	自然	40			1		
I-464.016 (2161)	荒金	荒金	荒金	I	自然	150	5				80
I-464.017 (2162)	堂島新田(1)	堂島新田	堂島新田	I	自然	160	4		1		
I-464.018 (2163)	大崎(2)	大崎	大崎	I	自然	55	1		1		
I-464.019 (2164)	荒山	荒山	荒山	I	自然	20			1		
I-464.020 (2165)	大崎(4)	大崎	大崎	I	自然	60	1		1		
I-464.021 (2166)	鰻島	浦佐	鰻島	I	自然	50			1		
II-464.001 (1045)	海士ヶ島新田	海士ヶ島新田	岨根	II	自然	140	4				75
II-464.002 (1046)	湯谷	湯谷	道見山	II	自然	100	4				80
II-464.003 (1048)	茗荷沢	茗荷沢	上屋敷	II	自然	155	2				
II-464.004 (1049)	黒土	黒土	宮ノ前	II	自然	55	2				

箇所番号	箇所名	位 置		危険箇所等の種類	斜面区分	急傾斜地崩壊危険箇所の延長(m)	保 全 対 象				
		大字	字等				人家戸数(戸)	公共的建物		公共施設	
								種類	数(戸)	種類	数(m)
II-464.005 (1050)	大崎	大崎	大崎	II	自然	95	4				125
II-464.006 (1051)	水尾	水尾	水尾入	II	自然	175	4				
II-464.007 (3369)	茗荷沢(2)	茗荷沢	茗荷沢	II	自然	75	2				
II-464.008 (3370)	海士ヶ島 新田(2)	海士ヶ島 新田	海士ヶ島 新田	II	自然	50	1				
II-464.009 (3371)	桐沢(1)	桐沢	桐沢	II	自然	35	1				
II-464.010 (3372)	桐沢(2)	桐沢	桐沢	II	自然	45	1				
II-464.011 (3373)	桐沢(3)	桐沢	桐沢	II	自然	110	3				
II-464.012 (3374)	九日町	九日町	九日町	II	自然	47	2				
II-464.013 (3375)	大崎(3)	大崎	大崎	II	自然	75	1				
II-464.014 (3376)	水尾(2)	水尾	水尾	II	自然	75	1				
II-464.015 (3377)	山崎(2)	山崎	山崎	II	自然	100	3				
II-464.016 (3378)	鰐島(2)	浦佐	鰐島	II	自然	125	4				
II-464.017 (3379)	荒山(2)	荒山	荒山	II	自然	55	3				

3-5 山地に起因する災害危険箇所

(1) 崩壊土砂流出危険地区

大字	字	保安林等	他の法令等の指定	危険地区の危険度	面積(hA)	治山事業進捗状況	公共施設等			被災危険度	崩壊土砂流出危険度
							人家戸数	公共施設(道路除く)	道路		
井田	枅形山	有	無	A	6.00	概成	25	0	県	A2	B1
吉里	大沢	有	有	A	13.50	未成	50	0	県	A2	B1
枅窪	桐ノ木平	有	無	A	14.43	無	50	300	県	A2	B1
樺野沢	大別当	有	有	A	8.10	未成	30	300	県	A2	B1
樺野沢	城ノ越	有	有	A	5.40	未成	30	300	県	A2	A1
大沢	姥ノ原	有	有	B	13.50	未成	50	300	県	A2	C1
君沢	ハンノキタイラ	有	有	B	1.92	未成	25	300	市	A2	C1
宮野下	無沢	有	有	A	9.60	未成	20	300	市	A2	A1
関	大野沢	有	無	A	7.20	未成	5	300	市	A2	B1
上野	西ノ入	有	有	A	18.00	未成	50	500	市	A2	A1
長崎	一之沢	有	無	B	1.26	未成	0	0	市	C2	A1
長崎	桂口	有	有	B	6.75	未成	0	0	林	C2	A1
清水	清水入(1)	有	無	C	0.60	無	0	0	国	C2	B1
清水	清水入(2)	有	無	B	1.35	無	0	0	国	C2	A1
清水	清水入(3)	有	無	C	0.45	無	0	0	国	C2	B1
清水	清水入(4)	有	有	B	10.92	無	0	0	国	C2	A1
六本木	吉寺	無	無	C	0.45	無	5	0	県	B2	C1
仙石	無入(1)	有	有	A	3.57	未成	20	0	市	A2	B1
六本木	越水	無	無	C	0.75	無	0	0	市	C2	B1
滝谷	カミヒラ	有	有	A	4.83	未成	40	0	県	A2	B1
仙石	クウラ	有	無	A	1.05	概成	30	1	県	A2	A1
舞子	カイズダン	無	無	B	0.36	無	20	0	県	A2	C1
舞子	ヒラバヤシ	無	無	C	0.60	無	5	0	県	B2	C1
舞子	内山下切(1)	無	無	C	0.27	無	3	0	林	C2	B1

大字	字	保安林等	他の法令等の指定	危険地区の危険度	面積(hA)	治山事業進歩状況	公共施設等			被災危険度	崩壊土砂流出危険度
							人家戸数	公共施設(道路除く)	道路		
舞子	内山下切(2)	無	無	C	0.27	未成	3	0	林	C2	B1
舞子	内山下切(2)	無	無	C	0.36	無	3	0	林	C2	C1
舞子	内山下切(4)	無	無	C	0.48	無	0	0	林	C2	B1
舞子	内山下切(5)	有	無	C	0.48	無	0	0	林	C2	B1
舞子	内山下切(6)	有	無	C	0.36	無	0	0	林	C2	C1
舞子	内山中切(1)	有	無	B	3.15	未成	0	0	林	C2	A1
舞子	内山上ノ切	有	有	A	6.30	未成	10	0	県	A2	B1
一之沢	一之沢(1)	有	有	B	5.40	未成	10	0	市	A2	C1
一之沢	一之沢(2)	有	有	A	14.40	未成	20	0	市	A2	B1
滝谷	長万沢	有	無	A	1.62	未成	10	0	市	A2	A1
滝谷	袖窪	有	無	C	0.60	未成	2	0	県	C2	B1
滝谷	無黒	有	無	A	4.32	未成	10	0	国	A2	A1
滝谷	西谷後(1)	無	無	C	0.45	無	0	0	国	C2	B1
滝谷	西谷後(2)	有	無	C	0.45	無	0	0	国	C2	B1
滝谷	西谷後(3)	有	無	A	0.21	無	0	1	国	A2	B1
滝谷	西谷後(4)	有	有	B	7.56	未成	0	0	林	C2	A1
舞子	惣ヶ沢	有	無	B	4.56	未成	5	0	市	B2	B1
石打	尾鳥巣	有	無	A	8.70	無	10	0	市	A2	A1
石打	飯土沢	有	無	A	9.36	無	10	0	無	A2	B1
宮野下	久根添	有	無	B	1.05	未成	8	0	市	B2	B1
清水	清水入(5)	有	無	B	3.15	未成	30	0	林	A2	C1
仙石	無入(2)	有	無	A	1.56	未成	20	0	市	A2	B1
舞子	内山中切(2)	有	無	C	3.78	未成	0	0	林	C2	B1
五日町	河原崎	有	無	A	5.10	一部概成	15	0	国	A2	C1
寺尾	水頭	有	有	A	3.60	未成	20	1	国	A2	B1
寺尾	大入	有	有	B	4.20	未成	40	0	国	A2	C1
大杉新田	吹木沢	有	有	B	3.60	未成	35	0	国	A2	C1
四十日	南沢	有	無	B	5.70	概成	55	0	県	A2	C1
北田中	一之沢	無	無	A	2.16	未成	45	0	県	A2	B1

大字	字	保安 林等	他の 法令 等の 指定	危険 地区 の危 険度	面積 (hA)	治山 事業 進歩 状況	公共施設等			被災 危険 度	崩壊土 砂流出 危険度
							人家 戸数	公共 施設 (道路 除く)	道路		
野田	岩ノ沢	有	有	B	9.30	未成	58	0	無	A2	C1
君帰	南沢	有	無	B	3.60	未成	40	0	県	A2	C1
小栗山	入山	無	無	B	6.00	無	60	0	国	A2	C1
小栗山	宮田(1)	有	無	B	1.05	概成	20	0	県	A2	C1
小栗山	宮田(2)	有	無	B	0.60	未成	15	0	県	A2	C1
長森	作田	有	無	A	0.30	未成	12	0	県	A2	B1
下出浦	堅木沢	無	有	A	2.70	無	25	0	市	A2	B1
下出浦	板ノ沢	有	有	A	1.05	未成	25	0	市	A2	B1
岡	小名木沢	有	有	A	2.40	未成	16	0	県	A2	A1
妙音寺	湯ノ沢	有	無	C	0.60	未成	0	0	県	C2	C1
藤原	コゼ	有	有	A	2.88	未成	23	0	市	A2	A1
法音寺	不動入	有	無	A	3.60	未成	20	0	市	A2	B1
深沢	大深沢	有	無	A	1.89	概成	10	0	市	A2	A1
深沢	イゴ沢	無	無	C	0.75	無	0	0	市	C2	B1
宮	滝ノ沢	無	無	B	1.05	無	0	0	市	C2	A1
宮	トリズ	無	無	B	1.47	無	0	0	農	C2	A1
小川	下山越(1)	無	無	C	0.96	未成	0	0	市	C2	C1
小川	下山城(2)	無	無	C	0.45	無	0	0	市	C2	B1
小川	深山口	有	有	A	6.60	未成	13	0	市	A2	A1
小川	山田(1)	有	無	B	4.68	無	3	0	市	C2	A1
清水瀬	入山	有	無	B	13.05	未成	4	0	県	C2	A1
野中	いちのわた	有	有	A	9.00	未成	20	0	県	A2	B1
野中	杓子沢(1)	有	有	A	2.88	未成	7	0	県	B2	A1
舞台	杓子沢(1)	無	無	C	1.05	無	7	0	県	B2	C1
舞台	杓子沢(2)	無	無	C	0.63	無	0	0	県	C2	B1
畔地	天神入(1)	有	無	B	0.84	概成	13	1	県	A2	C1
蛭窪	大切山	有	無	C	3.36	無	7	0	県	B2	C1
永松	メアテ	有	有	A	8.88	無	15	1	県	A2	A1
京岡新田	堂倉山	有	有	A	3.36	未成	6	0	県	B2	A1

大字	字	保安林等	他の法令等の指定	危険地区の危険度	面積(hA)	治山事業進捗状況	公共施設等			被災危険度	崩壊土砂流出危険度
							人家戸数	公共施設(道路除く)	道路		
中川	大倉(1)	有	無	B	7.80	未成	8	0	市	B2	B1
中川	大倉(2)	有	無	A	6.63	未成	8	0	無	B2	A1
山谷	山谷西入	有	無	A	1.26	未成	20	0	市	A2	B1
山谷	関谷	無	無	B	3.90	未成	3	0	市	C2	A1
岩崎	仙入(1)	有	無	A	3.30	一部概成	20	0	市	A2	A1
津久野	坂井入(1)	無	無	A	2.10	未成	12	0	市	A2	B1
津久野	中村入	無	無	B	0.90	無	6	0	市	B2	B1
津久野	宮ノ入	無	無	C	1.20	未成	3	0	市	C2	C1
美佐島	むかい	有	無	C	1.92	一部概成	0	0	市	C2	B1
大月	大西	有	有	A	3.30	未成	10	0	県	A2	A1
大月	大平	無	無	A	1.92	未成	10	0	県	A2	A1
大月	山道(1)	有	有	A	3.12	未成	20	0	県	A2	A1
野田	カニ沢	無	無	B	0.27	無	35	0	県	A2	C1
長森	長森	無	無	B	0.75	無	25	0	県	A2	C1
野田	万沢	有	無	A	0.54	未成	58	0	県	A2	B1
欠之上	(1)	有	有	A	10.26	未成	0	1	県	A2	B1
欠之上	(2)	有	無	A	5.04	未成	0	1	林	A2	A1
下出浦	板ノ沢(2)	無	有	A	0.36	未成	25	0	市	A2	B1
小川	山田(2)	有	無	C	0.48	未成	3	0	市	C2	B1
畔地	天神入(2)	有	無	C	0.24	未成	6	0	県	B2	C1
中川	大倉(2)	有	無	A	6.00	未成	8	0	市	B2	A1
岩崎	仙入(2)	無	無	B	0.30	無	20	0	市	A2	C1
津久野	坂井入(2)	無	無	B	0.09	無	12	0	市	A2	C1
大月	山道(2)	有	有	B	1.56	未成	20	0	県	A2	C1
舞台	浦ノ山	有	無	C	0.18	未成	0		市	C2	B1
五箇	栃原口	有	有	A	3.90	未成	14	0	県	A2	B1
五箇	中ノ入	有	有	B	4.50	未成	14	0	県	A2	C1
五箇	滝ノ入	無	無	A	1.05	無	0	200	無	A2	B1

大字	字	保安林等	他の法令等の指定	危険地区の危険度	面積(hA)	治山事業進歩状況	公共施設等			被災危険度	崩壊土砂流出危険度
							人家戸数	公共施設(道路除く)	道路		
五箇	とびが沢	無	無	B	0.48	無	0	200	国	A2	C1
五箇	入ノ沢	有	有	B	2.88	未成	6	100	国	A2	C1
浦佐	下山	無	無	A	1.20	無	0	100	国	A2	B1
浦佐	黒沢	有	無	A	3.36	未成	0	200	国	A2	B1
浦佐	管有沢	有	有	A	1.65	未成	25	1	県	A2	B1
浦佐	稜川	有	有	A	1.68	未成	25	1	県	A2	B1
浦佐	刑部沢	有	有	A	3.60	未成	20	1	県	A2	B1
市野江甲	北沢	有	有	B	5.40	未成	20	0	国	A2	C1
市野江乙	蛇バミ沢	有	有	C	1.68	未成	0	0	県	C2	B1
市野江丙	峠沢(1)	有	有	C	10.80	一部概成	0	0	県	C2	B1
市野江丙	滝ノ沢	有	無	C	5.40	未成	0	0	県	C2	B1
一村尾	沢山	有	有	B	11.25	未成	40	0	県	A2	C1
一村尾	庚(1)	無	無	B	1.47	無	20	0	市	A2	C1
名木沢	ジャバミ	有	有	A	11.25	未成	15	0	市	A2	A1
九日町	柄沢	無	無	B	4.08	無	15	0	市	A2	C1
九日町	北沢	有	無	C	1.92	無	7	0	市	B2	C1
雷土	京平(1)	無	無	A	1.26	無	20	0	市	A2	B1
芋赤	ヤナカ(1)	有	有	A	5.70	無	20	0	県	A2	A1
門前	高平(1)	有	無	A	0.75	無	20	0	市	A2	B1
大桑原	三田ノ入	有	有	B	6.00	未成	23	0	県	A2	C1
大桑原	東沢	有	無	A	3.36	無	23	0	県	A2	B1
大桑原	谷地入	無	有	A	2.31	無	10	0	市	A2	A1
山崎	山入(1)	無	無	A	3.90	無	20	0	市	A2	A1
荒金	宮ノ入	無	無	A	2.64	未成	20	0	県	A2	B1
桐沢	堂ノ入	無	有	B	1.92	無	5	0	市	B2	B1
桐沢	宮田	有	有	B	2.52	無	14	0	県	A2	C1
桐沢	山崎入	有	有	A	3.60	未成	20	0	県	A2	A1
荒山	高石	有	無	C	12.15	未成	0	0	県	C2	B1

大字	字	保安林等	他の法令等の指定	危険地区の危険度	面積(hA)	治山事業進捗状況	公共施設等			被災危険度	崩壊土砂流出危険度
							人家戸数	公共施設(道路除く)	道路		
大倉	布場(1)	有	無	B	4.95	無	0	0	県	C2	A1
大倉	布場(2)	有	無	B	2.10	未成	0	0	県	C2	A1
大倉	布場(2)	有	無	C	1.08	無	0	0	県	C2	B1
大倉	布場(4)	有	無	A	8.10	未成	10	0	県	A2	A1
大倉	布場(5)	有	無	A	2.10	無	10	0	県	A2	A1
大倉	布場(6)	有	無	B	3.30	未成	0	0	県	C2	A1
穴地	先沢	有	有	A	2.10	未成	20	0	県	A2	A1
大崎	キョウヅカ	無	無	C	0.96	無	4	0	市	C2	C1
大崎	門前(1)	無	無	B	0.45	無	50	0	国	A2	C1
大崎	門前(2)	無	無	B	0.30	無	25	0	国	A2	C1
大崎	滝谷	無	無	B	0.09	無	30	0	国	A2	C1
大崎	沢口(1)	有	有	C	2.88	未成	0	0	市	C2	B1
大崎	沢口(2)	有	有	B	2.10	未成	0	0	市	C2	A1
大崎	ナラ沢	有	有	C	3.30	未成	0	0	林	C2	B1
水尾	不動入	無	無	B	1.50	未成	25	0	市	A2	C1
水尾	水尾入	無	有	B	0.60	無	25	0	国	A2	C1
市野江丙	峠沢(2)	無	無	B	1.05	未成	70	0	県	A2	C1
市野江丙	アラヤ	有	無	B	2.10	一部概成	75	0	県	A2	C1
湯谷	道見山	有	無	B	1.05	未成	38	0	市	A2	C1
大崎	セゴ沢	有	無	A	1.50	未成	250	1	国	A2	B1
市野江丙	峠沢(2)	無	無	B	0.45	未成	70	0	県	A2	C1
市野江丙	峠沢(4)	無	無	B	0.45	未成	70	0	県	A2	C1
一村尾	庚(2)	無	無	B	0.18	無	20	0	市	A2	C1
雷土	京平(2)	無	無	B	0.30	無	10	0	市	A2	C1
雷土	京平(2)	無	無	C	0.09	無	3	0	市	C2	C1
芋赤	ヤナカ(2)	有	有	B	1.35	無	20	0	県	A2	C1
門前	高平(2)	有	無	C	0.03	無	5	0	市	B2	C1

大字	字	保安林等	他の法令等の指定	危険地区の危険度	面積(hA)	治山事業進捗状況	公共施設等			被災危険度	崩壊土砂流出危険度
							人家戸数	公共施設(道路除く)	道路		
門前	高平(2)	有	無	A	0.30	未成	20	0	市	A2	B1
山崎	山入(2)	無	無	B	0.63	未成	20	0	市	A2	C1
大崎	門前(2)	無	無	C	0.18	無	5	0	無	B2	C1
大崎	沢口(2)	有	有	C	2.16	未成	0	0	市	C2	C1
大崎	沢口(4)	有	有	C	1.44	未成	0	0	市	C2	B1
大崎	沢口(5)	有	有	C	0.84	未成	0	0	市	C2	B1
市野江	アラヤ	有	無	C	4.20	未成	0		県	C2	B1
浦佐	上山	無	有	B	1.47	一部概成	20		県	A2	C1
市野江	峠沢	有	無	B	0.60	未成	10		県	A2	C1

(2) 山腹崩壊危険地区

危険地区番号	位置		保安林等	他の法令等の指定	危険地区の危険度	面積(ha)	治山事業進捗状況	公共施設等			被災危険度	山腹崩壊危険度
	大字	字				危険地区 (85点以上のメッシュ)		人家戸数	公共施設 (道路除く)	道路		
1	片田	クマクボ	無	無	C	1.00	無	0	0	県	C2	C1
2	思川	裏山	無	無	B	1.00	無	7	0	市	B2	B1
3	舞子	前山	無	無	B	1.00	無	11	1	県	A2	C1
4	石打	オトシバ	有	無	A	10.00	未成	11	0	市	A2	A1
5	石打	上諏訪平	有	無	A	6.00	概成	41	300	市	A2	A1
6	石打	大窪	無	無	A	3.00	無	3	150	国	A2	A1
7	石打	ヤチガミ平	無	無	A	1.00	無	0	250	国	A2	A1
8	石打	飯士沢	有	無	C	1.00	無	0	0	国	C2	C1
9	石打	飯士沢	有	無	A	2.00	未成	18	0	市	A2	B1
10	大木六	小松沢	無	無	C	1.00	無	0	0	県	C2	C1
11	滝谷	焼松	無	無	C	4.00	無	2	0	市	C2	B1
12	滝谷	岩ノ下	無	無	B	2.00	無	2	1	国	A2	C1
13	一之沢	ヒノヤニ	有	無	A	2.00	未成	16	1	市	A2	B1
14	滝谷	西谷後	有	無	C	1.00	無	1	0	林	C2	C1
15	大沢	岡ノ上	有	無	A	4.00	未成	3	300		A2	B1
16	寺尾	薬師堂山	無	無	C	1.00	無	0	0	農	C2	B1
17	寺尾	南沢	無	無	C	1.00	無	0	0	林	C2	C1
18	大杉新田	前山	無	無	B	1.00	無	6	1	県	A2	C1
19	大杉新田	前山	無	無	C	1.00	無	5	0	県	B2	C1
20	四十日	平林	無	無	B	1.00	無	2	1	市	A2	C1
21	野田	丸山	無	無	C	1.00	無	3	0	市	C2	C1
22	奥	ハバ下	無	無	B	1.00	未成	5	0	県	B2	B1
23	欠ノ上	上山	無	無	C	1.00	無	3	0	市	C2	C1
24	君帰	北沢	無	無	C	1.00	無	2	0	市	C2	C1
25	余川	飯綱山	無	有	B	4.00	無	5	0	無	B2	B1
26	余川	飯綱山	無	無	C	3.00	無	5	0	県	B2	C1

危険地区番号	位置		保安林等	他の法令等の指定	地区の危険度	面積(ha)	治山事業進捗状況	公共施設等			被災危険度	山腹崩壊危険度
	大字	字				危険地区 (85点以上のメッシュ)		人家戸数	公共施設 (道路除く)	道路		
27	小栗山		有	無	B	3.00	未成	15	0	県	A2	C1
28	小栗山	長表	無	無	A	3.00	無	15	0	県	A2	B1
29	小栗山	宮田	無	無	B	2.00	無	13	0	県	A2	C1
30	小栗山	仙之入	無	無	A	2.00	無	15	0	市	A2	B1
31	麓	大平	無	無	C	1.00	無	7	0	国	B2	C1
32	麓	城入	無	無	B	1.00	未成	5	0	県	B2	B1
33	麓	八幡入	無	無	B	1.00	無	4	0	市	C2	A1
34	長森	宮ノ上	無	無	C	1.00	無	4	0	市	C2	C1
35	長森	宮ノ上	無	無	A	3.00	無	15	0	県	A2	A1
36	野際	滝ノ入	有	無	B	1.00	無	10	0	県	A2	C1
37	妙音寺	大平	無	無	B	1.00	無	10	0	県	A2	C1
38	藤原	前田	無	無	C	1.00	無	5	0	県	B2	C1
39	藤原	前田	無	無	C	1.00	無	8	0	市	B2	C1
40	法音寺	愛宕山	無	無	B	1.00	無	7	0	県	B2	B1
41	深沢	山岸	有	無	C	1.00	未成	0	0	農	C2	B1
42	深沢	山岸	有	無	C	1.00	無	0	0	農	C2	C1
43	深沢	山岸	無	無	C	1.00	未成	0	0	農	C2	B1
44	小川	深山口	無	無	C	1.00	無	0	0	市	C2	C1
45	土沢	土沢平	無	無	B	3.00	無	0	1	市	A2	C1
46	清水瀬	高平	無	無	C	2.00	無	4	0	市	C2	C1
47	清水瀬	入山	無	無	C	1.00	無	4	0	県	C2	B1
48	野中	和田	無	無	C	1.00	無	0	0	市	C2	C1
49	舞台	杓子沢	無	無	C	1.00	無	7	0	市	B2	C1
50	舞台	杓子沢	無	無	C	2.00	無	5	0	県	B2	C1
51	畔地	山際	有	無	B	2.00	未成	16	1	県	A2	C1
52	畔地	山際	無	無	B	3.00	未成	1	1	市	A2	C1
53	畔地新田	山岸	無	無	C	6.00	無	0	0	市	C2	B1
54	蛭窪	山入	無	無	C	1.00	無	8	0	県	B2	C1

危険地区番号	位置		保安林等	他の法令等の指定	地区の危険度	面積(ha)	治山事業進捗状況	公共施設等			被災危険度	山腹崩壊危険度
	大字	字				危険地区 (85点以上のメッシュ)		人家 戸数	公共施設 (道路除く)	道路		
55	永松	畑沢	無	無	B	1.00	無	11	0	県	A2	C1
56	永松	内山	無	無	C	1.00	無	7	0	市	B2	C1
57	山谷	田中	無	無	B	1.00	無	3	0	市	C2	A1
58	山谷	家前	無	無	B	1.00	無	10	0	県	A2	C1
59	山谷	浦山	無	無	B	1.00	無	11	1	市	A2	C1
60	岩崎	諏訪山下	無	無	B	1.00	無	13	0	市	A2	C1
61	津久野	坂井	無	無	B	1.00	無	2	0	市	C2	A1
62	二日町	宮ノ前	無	無	A	1.00	無	10	0	市	A2	B1
63	二日町	見通	有	無	B	1.00	未成	30	0	国	A2	C1
64	坂戸	上島	有	有	C	2.00	無	0	0	市	C2	C1
65	坂戸	上町	有	有	B	3.00	未成	14	0	市	A2	C1
66	坂戸	山際	無	有	B	1.00	無	10	0	市	A2	C1
67	坂戸	越入	無	有	A	2.00	無	5	0	市	B2	A1
68	東泉田	杉山	無	有	C	1.00	無	1	0	県	C2	C1
69	大月	大西	無	無	A	3.00	無	1	1	県	A2	B1
70	五箇	センノ入	有	有	C	3.00	無	0	0	農	C2	B1
71	五箇	中村沢	無	有	B	1.00	無	0	0	県	C2	A1
72	五箇	平間	有	無	B	2.00	無	7	0	県	B2	B1
73	五箇	平間(2)	無	無	C	1.00	無	7	0	県	B2	C1
74	五箇	堂ノ平	無	無	C	1.00	無	2	0	市	C2	C1
75	五箇	岩下	無	無	A	1.00	無	26	1	県	A2	A1
76	五箇	沢田	無	無	C	4.00	無	0	0	市	C2	B1
77	大崎	滝谷	無	無	A	1.00	無	45	0	国	A2	A1
78	大崎	沢口	無	無	C	1.00	無	0	0	市	C2	B1

(3) 地すべり危険地区

危険地区番号	位置		保安林等	他の法令等の指定	危険地区の危険度	面積(ha)	治山事業進捗状況	公共施設等			被災危険度	地すべり危険度
	大字	字				危険地区 (85点以上のメッシュ)		人家戸数	公共施設 (道路除く)	道路		
1	吉里	堂林前	有	有	A	46.00	一部概成	0	2		a2	b1
2	大沢	湯之入	有	有	A	35.00	一部概成	5	0	市	b2	a1
3	大沢	芹沢	有	有	A	31.00	一部概成	0	1	市	a2	b1
4	宮野下	枇杷首	有	有	C	51.00	一部概成	0	0	市	c2	b1
5	宮野下	大御堂	無	有	A	19.00	無し	5	1	市	a2	a1
6	上野	小黒沢	有	有	C	13.00	未成	3	0	市	c2	b1
7	吉里	大沢	有	有	B	174.48	概成	6		市	b2	b1
8	寺尾	正服寺	無	無	A	10.50	無し	13	0	県	a2	b1
9	四十日	北沢	無	有	B	18.00	未成	5	0	県	b2	b1
10	野田	岩ノ沢	有	無	C	63.00	一部概成	0	0	県	c2	b1
11	土沢	高平	有	有	B	6.40	概成	9	0	市	b2	b1
12	四十日	六澤一ノ澤	有	無	A	13.20	未成	55	2	県	a2	a1
13	山谷	山谷西入	無	有	B	17.00	無し	20	0	県	a2	c1
14	小栗山	谷地田	無	有	A	6.00	無し	17	0	県	a2	b1
15	市野江丙	峠沢	有	有	A	10.00	未成	20	1	県	a2	b1
16	五箇	入ノ山	有	無	A	13.00	無し	23	1	国	a2	b1
17	浦佐	上之山	有	有	A	15.00	未成	30	0	国	a2	b1
18	大崎	沢口	有	有	A	9.40	概成	30	0	国	a2	a1
19	市野江丙		有	有	A	80.54	未成	19		県	a2	a1

3－6 雪崩発生危険箇所等（南魚沼地域振興局管内）

（塩沢地域）

箇所番号	箇所名	位 置		危険箇所等の種類	雪崩危険斜面面積(千㎡)	保 全 対 象			
		大字	字等			人家戸数	公共的建物		公共施設
							種類	戸数	
I-462. 01	岩之下	岩之下		I	100. 8				市道 400
I-462. 02	栃窪(1)	栃窪		I	45. 0				県道 170 市道 120
I-462. 03	栃窪(2)	栃窪		I	29. 0				県道 130 市道 90
I-462. 04	大沢山(1)	大沢	湯の入	I	1035		宿泊所	2	県道 100 市道 40 河川 100
I-462. 05	大沢山(2)	大沢	湯の入	I	18. 0		宿泊所	2	県道 150 市道 200 河川 120 橋梁 1
I-462. 06	大沢	大沢		I	34. 8		宿泊所 駅	11	鉄道 420 市道 280
I-462. 07	上野(1)	上野	山口	I	8. 0		宿泊所	2	国道 150 市道 110 河川 130
I-462. 08	上野(2)	上野	山口	I	6. 0		宿泊所	2	国道 100 河川 70
I-462. 09	塩沢入	石打		I	3. 0		宿泊所	1	
I-462. 11	上野(3)	上野	マガメ	I	1. 8		宿泊所	2	国道 60 市道 30 私道 20 河川 120 橋梁 1
I-462. 12	石打	石打	諏訪上	I	72. 0		宿泊所	13	市道 600
I-462. 13	上村	石打	諏訪上	I	5. 5		宿泊所	8	市道 100
I-462. 14	沢口	滝谷		I	95. 0		公民館 発電所	11	県道 450 市道 500 河川 280 橋梁 1
I-462. 15	蟹沢新田	蟹沢新田	蟹沢入	I	52. 5		公民館	1	国道 370 市道 650
I-462. 16	五十嵐	石打	五十嵐	I	42. 0		宿泊所	7	市道 600
I-462. 17	清水	清水	登川	I	14. 4		発電所	1	河川 250
I-462. 19	上野(4)	上野		I	0. 9		宿泊所	1	市道 10 私道 30 河川 30 橋梁 1

(塩沢地域)

箇所番号	箇所名	位 置		危険箇所等の種類	雪崩危険斜面面積 (千㎡)	保 全 対 象			
		大字	字等			人家戸数	公共的建物		公共施設
							種類	戸数	
I-462. 20	長崎	長崎		I	22. 9		寺	1	
I-462. 21	滝谷	滝谷		I	72. 8		知的障がい者施設		市道 280
Ⅱ-462. 01	清水	清水		Ⅱ	70. 6				市道 310
Ⅱ-462. 02	台上	台上		Ⅱ	108				市道 550 河川 220
Ⅱ-462. 03	枝吉	枝吉		Ⅱ	33. 4				県道 110

(六日町地域)

箇所番号	箇所名	位 置		危険箇所等の種類	雪崩危険斜面面積(千㎡)	保 全 対 象			
		大字	字等			人家戸数	公共の建物		公共施設
							種類	戸数	
I-463. 01	麓	麓	北山ノ根	I	5. 0	10			
I-463. 04	山口	山口	堂地	I	108. 0	34			
I-463. 05	広堀	広堀		I	10. 8	1			
I-463. 07	二日町	二日町	山ハナ	I	5. 0	8			
I-463. 10	坂戸	坂戸	坂戸山	I	720. 0	47			
I-463. 11	薬師峯	坂戸	薬師峯	I	2. 0	6			
I-463. 12	清水	清水		I	8. 6	6			
I-463. 13	爛野	坂戸	爛野	I	360. 0	47			
I-463. 14	深沢	深沢	山岸	I	54. 0	27			
I-463. 15	清水瀬(1)	清水瀬	船沢	I	480. 0	25			
I-463. 16	清水瀬(2)	清水瀬	入山	I	1, 512. 0	14			
I-463. 17	畔地	畔地	山際	I	48. 0	17			
I-463. 19	下大月	大月	大西	I	864. 0	35			
I-463. 20	畑沢	永松		I	27. 0	9			
I-463. 21	永松	永松	内山	I	72. 0	5			
I-463. 22	清水瀬(3)	清水瀬		I	3, 600. 0	10			
I-463. 23	小川	小川		I	1, 363. 0	12			
I-463. 24	広堀	山口		I	84. 7	10			
I-463. 25	山谷	山谷		I	49. 4	24			
I-463. 26	畔地新田	畔地新田		I	34. 1	40			
Ⅱ-463. 01	小栗山	小栗山	北沖	Ⅱ	7. 8	4			
Ⅱ-463. 02	十二沢	小栗山	宮田	Ⅱ	11. 0	4			
Ⅱ-463. 03	二日町	二日町		Ⅱ	48. 9	4			
Ⅱ-463. 04	深沢	深沢		Ⅱ	178. 7	2			
Ⅱ-463. 05	永松	永松		Ⅱ	805. 7	2			
Ⅱ-463. 06	麓	麓		Ⅱ	54. 8	3			
Ⅲ-463. 01	岡(1)	岡		Ⅲ	550. 8				
Ⅲ-463. 02	岡(2)	岡		Ⅲ	1, 155. 6				
Ⅲ-463. 03	深沢	深沢		Ⅲ	374. 2				
Ⅲ-436. 04	小川	小川		Ⅲ	82. 7				
Ⅲ-463. 05	清水瀬	清水瀬		Ⅲ	849. 8				

(大和地域)

箇所番号	箇所名	位 置		危険箇所等の種類	雪崩危険斜面面積 (千㎡)	保 全 対 象			
		大字	字等			人家戸数	公共的建物		公共施設
							種類	戸数	
I -464. 01	辻又	市野江丙		I	4. 8	8			
I -464. 02	湯谷	湯谷		I	3. 0	5			
I -464. 03	門前	門前		I	24. 0	5			
I -464. 04	新町	浦佐		I	99. 0	23			
I -464. 05	上町	浦佐	平石	I	27. 0	21			
I -464. 06	田町(1)	浦佐	一水口	I	12. 5	2			
I 464. 07	市野江(1)	市野江	一水口	I	8. 3	6			
I 464. 08	茗荷沢	茗荷沢	上屋敷	I	18. 0	9			
I 464. 09	荒山	荒山		I	54. 0	17			
I -464. 11	大倉	大倉		I	1, 800. 0	54			
I -464. 12	細越	大崎		I	14. 5	12			
I -464. 13	水尾(1)	水尾		I	210. 0	14			
I -464. 14	水尾(2)	水尾		I	13. 5	19			
I -464. 15	水尾(3)	水尾		I	108. 0	34			
I -464. 16	市野江(2)	市野江	一水口	I	24. 0	16			
I -464. 17	田町(2)	浦佐		I	8. 7	28			
I -464. 18	浦佐門前	浦佐		I	24. 0	7			
Ⅱ -464. 01	穴地(1)	穴地		Ⅱ	297. 4	3			
Ⅱ -464. 02	穴地(2)	穴地		Ⅱ	37. 5	1			
Ⅱ -464. 03	町屋	五箇		Ⅱ	22. 3	2			
Ⅱ -464. 04	柳古新田	大崎		Ⅱ	87. 6	1			
Ⅲ -464. 01	船ヶ沢新田	船ヶ沢新田	船ヶ沢新田	Ⅲ	106. 7				

3－7 警戒ため池

池名	所在地	貯水量	堤高	備考
下出浦	南魚沼市下出浦	66,000 m ³	8.0m	

3－8 排水ポンプ車設置場所

排水河川名 (排水名)	位置	排水河川名 (浸水側)	施設	所在地
刑部沢川	右岸	うるし沢川	うるし沢逆流防止水門	南魚沼市浦佐地内
魚野川	左岸	菅有沢川	菅有沢川樋門	南魚沼市浦佐地内
山王川	左岸	山王川	土地改良区樋管	南魚沼市大月地内

3-9 浸水想定区域内 要配慮者利用施設等

施設名称	住所	施設区分			
		医療施設	児童・ 学校施設	高齢者 施設	障がい者 施設
三用小学校	南魚沼市芋赤 1135		○		
魚野の家うらさ	南魚沼市浦佐 603-5				○
NPO ドリームハウス	南魚沼市浦佐 603-5				○
グループホームおひさま 駅前ハウス	南魚沼市浦佐 366-4				○
南魚沼市大和ほのぼの広場	南魚沼市浦佐 1188-2		○		
大和中学校	南魚沼市浦佐 5278-2		○		
浦佐小学校	南魚沼市浦佐 5278-1		○		
浦佐認定こども園	南魚沼市浦佐 5278-9		○		
浦佐認定こども園 子育て支援センター ひだまり	南魚沼市浦佐 5278-9		○		
大空クラブ	南魚沼市浦佐 5278-9		○		
新潟県地域医療推進機構魚沼基幹病院	南魚沼市浦佐 4132	○			
魚沼基幹病院院内保育所魚沼めぐみ	南魚沼市浦佐 4132		○		
ゆきぐに大和診療所	南魚沼市浦佐 4115	○			
ゆきぐに大和診療所 院内保育所ゆきんこハウス	南魚沼市浦佐 4115		○		
特別養護老人ホーム 八色園	南魚沼市浦佐 4059-1			○	
八色園デイサービスセンター	南魚沼市浦佐 4059-1			○	
萌気園浦佐診療所	南魚沼市浦佐 5363-1	○			
浦佐萌気園診療所 病児保育棟 花てまり	南魚沼市浦佐 5363-1		○		
萌気園通所リハビリセンター浦佐	南魚沼市浦佐 5363-1			○	
しょうたき萌気 たもんの郷	南魚沼市浦佐 5363-1			○	
グループホーム 桐の花	南魚沼市浦佐 5141-5			○	
ケアハウス鈴懸	南魚沼市浦佐 5142-1			○	
工房とんとん	南魚沼市浦佐 5143-1				○
グループホームおひさま おひさまハウス	南魚沼市浦佐 5143-1				○
国際情報高等学校	南魚沼市浦佐 5664-1		○		
デイサービスセンター越南 「薬師の湯」	南魚沼市五日町 204-1			○	
グループホーム越南「薬師」	南魚沼市五日町 204-1			○	
ケアセンター蕨神	南魚沼市一村尾 1837			○	

施設名称	住所	施設区分			
		医療施設	児童・ 学校施設	高齢者 施設	障がい者 施設
あおば保育園	泉甲 241-1		○		
萌気園さくり温泉デイサービスセンター	南魚沼市宮 1119			○	
萌気園小規模多機能ホームさくりの郷	南魚沼市宮 770			○	
医療法人社団河内医院	南魚沼市六日町 119	○			
上町保育園	南魚沼市六日町 928-3		○		
野の百合こども園	南魚沼市六日町 1225-1		○		
野の百合こども園 子育て支援センター	南魚沼市六日町 1225-1		○		
野の百合家庭教育館	南魚沼市六日町 1225		○		
六日町小学校	南魚沼市六日町 1267-1		○		
六日町クラブ	南魚沼市六日町 1267-1		○		
こども広場たんぽぽハウス	南魚沼市六日町 1479-1		○		
特別養護老人ホームこころの杜	南魚沼市六日町 1148-1			○	
健康倶楽部つどい	南魚沼市六日町 1141-1			○	
グループホーム 花水木	南魚沼市六日町 1141-1			○	
デイサービスセンター ポプラ	南魚沼市六日町 1141-1			○	
たんぽぽ保育園	南魚沼市坂戸 347-9		○		
ふれ愛支援センター	南魚沼市坂戸 399-1				○
相談支援センターみなみうおぬま	南魚沼市坂戸 399-1				○
NPO 友の家	南魚沼市坂戸 399-1				○
ケアハウス坂戸レジデンス	南魚沼市坂戸 7-21			○	
悠々の杜	南魚沼市坂戸 6-3			○	
グループホーム悠々の杜	南魚沼市坂戸 6-3			○	
特別養護老人ホーム坂戸楽生園	南魚沼市坂戸 7-3			○	
グループホームひだまり さかどホーム	南魚沼市坂戸 20				○
グループホームひだまり 第2 さかど	南魚沼市坂戸 16-1				○
めぐみ野こども園	南魚沼市西泉田 201-6		○		
老人デイサービスセンター遊楽園	南魚沼市東泉田 898-1			○	
塩沢中学校	南魚沼市中 778-1		○		
心と体の機能回復センター まこトレ	南魚沼市中 793-1			○	
牧之保育園	南魚沼市中 700		○		
グループホーム大空	南魚沼市目来田 86-4			○	
小規模多機能介護センター 大空の家	目南魚沼市来田 86-5			○	
中之島小学校	南魚沼市中子新田甲 265-1		○		

施設名称	住所	施設区分			
		医療施設	児童・ 学校施設	高齢者 施設	障がい者 施設
中之島クラブ	南魚沼市中子新田甲 265-1		○		
舞子保育園	南魚沼市仙石 1-16		○		
セルプこぶし工房 こそめ	南魚沼市五郎丸 5-1				○
公益社団法人地域医療振興協会 今泉記念館ゆきあかり診療所	南魚沼市下一日市 855	○			
石打クラブ	南魚沼市君沢 507-2		○		
グループホームやまびこ	南魚沼市石打 311-1			○	
小規模多機能介護センター 石打の家	南魚沼市石打 206-15			○	
悠々の杜石打	南魚沼市石打 190-5			○	

3-10 土砂災害警戒区域（特別警戒区域）内 要配慮者利用施設等

施設名称	住所	警戒 区域	特別警戒 区域	災害の種類	区域名	危険箇所番号
萌気園グループホーム「ふきのとう」 萌気園大和通所介護「地蔵の湯」	南魚沼市市野江甲 2-1	○	○	急傾斜地の崩壊	市野江甲(1)	南魚沼-464.001
萌気園浦佐有料老人ホーム「ハイマートハイム・島田」	南魚沼市浦佐 211-1	○		土石流	うるし沢川	Y1011-I-44
特別養護老人ホーム 雪椿の里 雪椿の里デイサービスセンター	南魚沼市穴地 14-1	○		土石流	オソノイリ	Y1011-J-29
五日町病院	南魚沼市五日町 2375	○		土石流	押堀川(1)	Y1111-I-46-(1)
指定障害福祉サービス事業所「太陽・大地の家」	南魚沼市五日町 2456-1	○				
事業所内保育所「なかば保育園」	南魚沼市五日町 2321	○				
介護老人保険施設越南苑	南魚沼市五日町 2405	○				
五日町保育園	南魚沼市五日町 2262-1	○				
南魚沼市福祉センター「しらゆり」	南魚沼市小栗山 303-1	○		土石流	11-11-21 I 11-11-22 I	Y1111-I-21 Y1111-I-22
グループホームひだまり こぐりやまホーム	南魚沼市小栗山 864	○		土石流	11-11-21 I	Y1111-I-21
六日町中学校	南魚沼市六日町 282	○		土石流	11-11-25 I	Y1111-I-25
障がい者支援施設まきはたの里	南魚沼市滝谷 992-1	○		土石流	ソリマ	462-湯沢-004

施設名称	住所	警戒 区域	特別警戒 区域	災害の種類	区域名	危険箇所番号
栃窪小学校	南魚沼市栃窪 409	○	○	土石流	伊田川(3)	Y1211- I -37-3
				土石流	伊田川(4)	Y1211- I -37-4
				地すべり	滝谷沢	K462. 02/N-9554
塩沢商工高等学校	南魚沼市泉盛寺 701-1	○		土石流	滝谷沢	K462. 02/N-9554
雲洞デイサービスセンター つばき園	南魚沼市雲洞 623-5	○		土石流	大堀川(1)	Y1211- I -03-1
雲洞グループホーム つばき園					大堀川(2)	Y1211- I -03-2
塩沢金城わかば児童館・金城幼稚園 塩沢金城わかば 子育て支援センター	南魚沼市塩沢 1393	○		地すべり	滝谷沢	K462. 02/N-9554

4 避難所等に関する資料

4-1 指定緊急避難場所・指定避難所（△は条件あり）

番号	施設（場所）名	所在地	電話番号	指定緊急 避難場所	指定 避難所	面積（㎡）	収容人数 （2人/3.3㎡）	備考
1	赤石小学校体育館	南魚沼市荒金 273-2	025-779-3005	○	○	633	382	
2	赤石小学校グラウンド	南魚沼市荒金 273-2	025-779-3005	○		9,997		
3	三用小学校体育館	南魚沼市芋赤 1135	025-779-3006	○	○	635	384	水害発生時は注意
4	三用小学校グラウンド	南魚沼市芋赤 1135	025-779-3006	○		8,673		水害発生時は不可
5	浦佐小学校体育館	南魚沼市浦佐 5278-1	025-777-2040	○	○	838	506	水害発生時は注意
6	浦佐小学校グラウンド	南魚沼市浦佐 5278-1	025-777-2040	○		12,464		水害発生時は不可
7	大和中学校体育館	南魚沼市浦佐 5278-2	025-777-3171	○	○	1,440	872	水害発生時は注意
8	大和中学校グラウンド	南魚沼市浦佐 5278-2	025-777-3171	○		26,160		水害発生時は不可
9	大和野球場	南魚沼市浦佐 5278-5	025-773-6630	○		13,000		水害発生時は不可
10	南魚沼市大和公民館	南魚沼市浦佐 5175-1	025-777-4671	○	○	1,050	636	水害発生時は注意
11	南魚沼市大和B&G海洋センター体育館	南魚沼市浦佐 5278-5	025-773-6630	○	○	1,102	666	水害発生時は注意
12	国際大学体育館	南魚沼市国際町 777	025-779-1111		○	792	480	
13	大崎小学校体育館	南魚沼市大崎 1855	025-779-2013	○	○	631	382	
14	大崎小学校グラウンド	南魚沼市大崎 1855	025-779-2013	○		6,677		
15	大崎保育園遊戯室	南魚沼市大崎 3329-3	025-779-2762	○	○	127	76	
16	大崎保育園野外遊戯場	南魚沼市大崎 3329-3	025-779-2762	○		1,200		
17	大崎農業会館	南魚沼市大崎 4178-2	025-779-2761	○	○	297	180	
18	大崎農業会館駐車場	南魚沼市大崎 4178-2	025-779-2761	○		974		
19	藪神小学校体育館	南魚沼市一村尾 800	025-777-2226	○	○	838	506	

番号	施設（場所）名	所在地	電話番号	指定緊急 避難場所	指定 避難所	面積（㎡）	収容人数 （2人/3.3㎡）	備考
20	藪神小学校グラウンド	南魚沼市一村尾 800	025-777-2226	○		10,793		
21	後山小学校体育館	南魚沼市市野江乙 1009-1	0257-59-2171	○	○	518	312	
22	後山小学校グラウンド	南魚沼市市野江乙 1009-1	0257-59-2171	○		3,823		
23	南魚沼市藪神地域コミュニティセンター （まほろば）	南魚沼市一村尾 2921	025-777-4862	○	○	809	490	
24	辻又多目的センター	南魚沼市市野江丙 462	02579-4-4984		○	417	252	地震発生時は不可
25	辻又多目的センターグラウンド	南魚沼市市野江丙 462	02579-4-4984	○		3,383		
26	城内小学校体育館	南魚沼市上原 68	025-775-2004	○	○	698	422	
27	城内小学校グラウンド	南魚沼市上原 68	025-775-2004	○		12,229		
28	八海中学校第一体育館	南魚沼市上原 129-6	025-775-2011	○	○	895	542	
29	八海中学校第二体育館	南魚沼市上原 129-6	025-775-2011	○	○	513	310	
30	八海中学校グラウンド	南魚沼市上原 129-6	025-775-2011	○		12,255		
31	南魚沼市農業体験実習館（レイホー八海）	南魚沼市山口 1677-1	025-775-3655	○	○	773	468	
32	城内地域開発センター	南魚沼市上原 632-24	025-775-2002	○	○	368	222	
33	旧五日町小学校グラウンド	南魚沼市五日町 640-1	025-776-2041	○		7,239		
34	旧大巻小学校グラウンド	南魚沼市四十日 1790-1	025-776-2064	○		8,809		
35	おおまき小学校体育館	南魚沼市大杉新田 416-2	025-776-2046	○	○	918	556	
36	おおまき小学校グラウンド	南魚沼市大杉新田 416-2	025-776-2046	○		10,598		
37	五日町雪国スポーツ館	南魚沼市寺尾 1491	025-773-6630	○	○	735	444	
38	五日町雪国スポーツ館駐車場	南魚沼市寺尾 1491	025-773-6630	○		2,500		
39	五十沢小学校体育館	南魚沼市宮 472-3	025-774-2059	○	○	460	278	
40	旧五十沢中学校体育館	南魚沼市宮 472	025-774-2009	○	○	871	526	

番号	施設（場所）名	所在地	電話番号	指定緊急 避難場所	指定 避難所	面積（㎡）	収容人数 （2人/3.3㎡）	備考
41	五十沢小グラウンド	南魚沼市宮 472	025-774-2009	○		14,352		
42	五十沢体育館（旧五十沢小学校）	南魚沼市原 331-1	025-773-6630	○	○	770	466	
43	五十沢グラウンド（旧五十沢小学校）	南魚沼市原 331-1	025-773-6630	○		7,300		
44	旧西五十沢小学校グラウンド	南魚沼市宮村下新田 224-2	025-773-6671	○		5,200		
45	二日町体育館	南魚沼市二日町 428-1	025-773-6630		○	972	588	水害発生時は注意
46	二日町グラウンド	南魚沼市二日町 444	025-773-6630	○		39,000		水害発生時は注意
47	六日町小学校体育館	南魚沼市六日町 1267-1	025-772-2028		○	905	548	水害発生時は注意
48	六日町小学校グラウンド	南魚沼市六日町 1267-1	025-772-2028	○		15,173		水害発生時は不可
49	北辰小学校体育館	南魚沼市余川 1220-2	025-773-3611	○	○	1,230	744	
50	北辰小学校グラウンド	南魚沼市余川 1220-2	025-773-3611	○		15,000		
51	六日町中学校第一体育館	南魚沼市六日町 282	025-772-2225	○	○	775	468	
52	六日町中学校第二体育館	南魚沼市六日町 282	025-772-2225	○	○	896	542	
53	六日町中学校グラウンド	南魚沼市六日町 282	025-772-2225	○		37,410		
54	六日町高等学校第一体育館	南魚沼市余川 1380-2	025-772-3224	○	○	1,000	606	
55	六日町高等学校第二体育館	南魚沼市余川 1380-2	025-772-3224	○	○	1,150	696	
56	六日町高等学校グラウンド	南魚沼市余川 1380-2	025-772-3224	○		20,200		
57	八海高等学校大体育館	南魚沼市余川 1276	025-772-3281	○	○	1,024	620	
58	八海高等学校グラウンド	南魚沼市余川 1276	025-772-3281	○		8,000		
59	総合支援学校体育館	南魚沼市西泉田 47-2	025-773-3770	○	○	284	172	
60	上町保育園遊戯室	南魚沼市六日町 928-3	025-773-6187		○	158	94	水害発生時は注意
61	上町保育園野外遊戯場	南魚沼市六日町 928-3	025-773-6187	○		800		水害発生時は不可
62	南魚沼市民会館	南魚沼市六日町 865	025-773-5500		○	2,100	1,272	水害発生時は注意

番号	施設（場所）名	所在地	電話番号	指定緊急 避難場所	指定 避難所	面積（㎡）	収容人数 （2人/3.3㎡）	備考
62	南魚沼市民会館	南魚沼市六日町 865	025-773-5500		○	2,100	1,272	水害発生時は注意
63	南魚沼市民会館駐車場	南魚沼市六日町 865	025-773-5500	○		17,900		水害発生時は不可
64	南魚沼市役所南分館	南魚沼市六日町 185-1	025-773-6671		○	283	170	水害発生時は注意
65	南魚沼市スポーツコミュニティ センターアリーナ （ディスポート南魚沼）	南魚沼市坂戸 372	025-773-6620		○	2,381	1,442	水害発生時は注意
66	南魚沼市スポーツコミュニティ センター駐車場（ディスポート南魚沼）	南魚沼市坂戸 372	025-773-6620	○		10,200		水害発生時は不可
67	南魚沼市ふれ愛支援センター	南魚沼市坂戸 399-1	025-772-8866		○	1,547	936	水害発生時は不可
68	上の原高原体育館	南魚沼市小栗山 1903-1	025-773-6671	○	○	1,470	890	
69	上の原グラウンド	南魚沼市小栗山 1899-4	025-773-6671	○		11,000		
70	上田小学校体育館	南魚沼市長崎 30	025-782-0506	○	○	655	396	
71	上田小学校グラウンド	南魚沼市長崎 30	025-782-0506	○		9,645		
72	南魚沼市上田雪国スポーツセンター （旧第二上田小学校体育館）	南魚沼市長崎 2941	025-782-0758	○	○	640	386	
73	旧第二上田小学校グラウンド	南魚沼市長崎 2941	025-782-0758	○		7,506		
74	南魚沼市上田農村環境改善センター	南魚沼市長崎 824-1	025-782-5301	○	○	507	306	
75	大福寺工業団地多目的広場	南魚沼市長崎 824-1	025-773-6630	○		12,576		
76	栃窪小学校体育館	南魚沼市栃窪 409	025-782-0744		○	260	156	土砂災害発生時は不可
77	塩沢小学校体育館	南魚沼市塩沢 1538-1	025-782-0070	○	○	1,037	628	
78	塩沢小学校グラウンド	南魚沼市塩沢 1538-1	025-782-0070	○		16,297		
79	塩沢中学校第一体育館	南魚沼市中 778-1	025-782-0508		○	1,236	748	水害発生時は注意
80	塩沢中学校第二体育館	南魚沼市中 778-1	025-782-0508		○	761	460	水害発生時は注意

番号	施設（場所）名	所在地	電話番号	指定緊急 避難場所	指定 避難所	面積（㎡）	収容人数 （2人/3.3㎡）	備考
81	塩沢中学校グラウンド	南魚沼市中 778-1	025-782-0508	○		43,278		水害発生時は不可
82	塩沢勤労者体育センター	南魚沼市塩沢 1112-39	025-773-6630	○	○	732	442	
83	塩沢公民館講堂	南魚沼市塩沢 608-1	025-782-6630		○	292	176	
84	塩沢グラウンド	南魚沼市塩沢 608-2	025-773-6630	○		6,123		
85	塩沢中央公園	南魚沼市塩沢 1112-36	025-773-6662	○		2,800		
86	中之島小学校体育館	南魚沼市中子新田甲 265-1	025-782-0102		○	794	480	水害発生時は注意
87	中之島小学校グラウンド	南魚沼市中子新田甲 265-1	025-782-0102	○		9,518		水害発生時は不可
88	南魚沼市中之島農村環境改善センター	南魚沼市仙石 1-20	025-782-1997		○	471	284	水害発生時は注意
89	大原運動公園多目的グラウンド	南魚沼市万条新田 417	025-783-3533	○		29,000		
90	旧石打小学校体育館	南魚沼市君沢 507-2	025-783-2023		○	640	386	水害発生時は注意
91	石打小学校体育館	南魚沼市石打 2-1	025-783-2022	○	○	900	544	
92	石打小学校グラウンド	南魚沼市石打 2-1	025-783-2022	○		8,866		
93	南魚沼市トレーニングセンター	南魚沼市下一日市 31-1	025-773-6630	○	○	520	315	
94	石打グラウンド	南魚沼市下一日市 31-1	025-783-3290	○		10,106		

4-2 福祉避難所

番号	施設（場所）名	所在地	電話番号	面積（㎡）	収容人数 （1人/3.3㎡）	備考
1	工房とんとん	南魚沼市浦佐 5143-1	025-780-4118	117	35	
2	雪椿の里	南魚沼市穴地 14-1	025-780-1155	170	51	
3	総合支援学校（まかろん）	南魚沼市西泉田 47-2	025-773-3770	100	30	
4	こころの杜	南魚沼市六日町 1148-1	025-770-1123	194	48	収容人数（1人/4㎡）
5	健康倶楽部つどい	南魚沼市六日町 1141-1	025-773-3555	53.5	13	収容人数（1人/4㎡）

4-3 炊出施設

番号	施設名	所在地	電話番号	供給能力
1	大和給食センター	南魚沼市浦佐 5278-6	025-777-2429	1500
2	六日町給食センター	南魚沼市二日町 431-2	025-772-3236	2100
3	塩沢給食センター	南魚沼市中 778-1	025-782-0550	1500
4	南魚沼市塩沢公民館	南魚沼市塩沢 608-1	025-782-0100	70
5	中之島小学校	南魚沼市中子新田 265-1	025-782-0102	350
6	石打小学校	南魚沼市石打 2-1	025-783-2022	270
7	旧石打小学校	南魚沼市君沢 507-2	025-783-2023	180
8	上田小学校	南魚沼市長崎 30	025-782-0506	180
9	うえだ保育園	南魚沼市長崎 30-2	025-782-0092	60
10	牧之保育園	南魚沼市中 700	025-782-1746	150
11	舞子保育園	南魚沼市仙石 1-16	025-782-0436	80
12	石打保育園	南魚沼市下一日市 737-1	025-783-3624	45
13	上関保育園	南魚沼市関 1132-5	025-783-2956	60
14	後山小学校	南魚沼市市野江乙 1009-1	0257-59-2171	20
15	三用保育園	南魚沼市前原町 847	025-779-3051	70
16	赤石保育園	南魚沼市茗荷沢 710-1	025-779-3008	65
17	大崎保育園	南魚沼市大崎 3329-3	025-779-2762	120
18	藪神保育園	南魚沼市九日町 1632-1	025-777-2331	120
19	浦佐認定こども園	南魚沼市浦佐 5278-9	025-777-5560	240
20	上原保育園	南魚沼市上原 241-1	025-775-2114	90
21	あおば保育園	南魚沼市泉甲 241-1	025-775-2274	105
22	五日町保育園	南魚沼市五日町 2262-1	025-776-2155	80
23	四十日保育園	南魚沼市四十日 443	025-776-3551	60
24	宮保育園	南魚沼市宮 677-2	025-774-2066	90
25	西五十沢保育園	南魚沼市津久野 964-1	025-772-3044	70
26	八幡保育園	南魚沼市六日町 19-5	025-772-2715	120
27	上町保育園	南魚沼市六日町 928-3	025-773-6187	60
28	めぐみの保育園	南魚沼市西泉田 201-6	025-773-5257	95

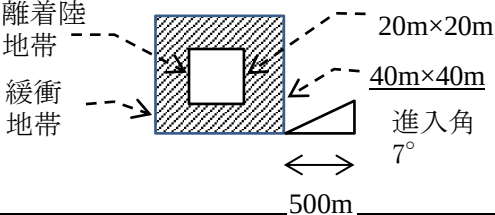
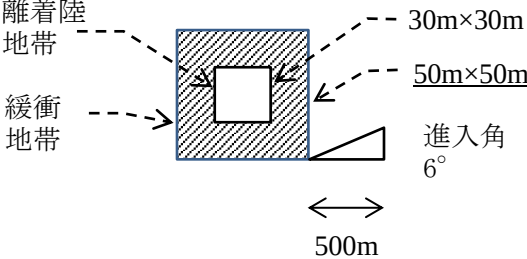
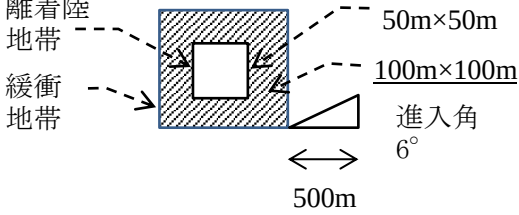
4-4 ヘリポート適地

番号	施設(場所)名	幅×長さ	住所地	施設代表者 又は責任者	電話番号 FAX 番号	避難 場所 との 兼用	仮設住宅建 設予定地と の兼用
1	塩沢商工高校 グラウンド	80×100	南魚沼市泉盛寺 701	校長	025-782-1111 025-782-4890		
2	塩沢中学校 グラウンド	80×100	南魚沼市中 778-1	校長	025-782-0508 025-782-4731	兼	
3	塩沢小学校 グラウンド	70×90	南魚沼市塩沢 1538-1	校長	025-782-0070 025-782-9997	兼	
4	中之島小学校 グラウンド	60×90	南魚沼市中子新田甲 265-1	校長	025-782-0102 025-782-9850	兼	
5	旧石打小学校 グラウンド	60×90	南魚沼市君沢 507-2	校長	025-783-2023 025-778-3023	兼	
6	石打小学校 グラウンド	60×90	南魚沼市石打 2-1	校長	025-783-2022 025-778-3024	兼	
7	上田小学校 グラウンド	60×90	南魚沼市長崎 30	校長	025-782-0506 025-782-5811	兼	
8	旧第二上田小学校 グラウンド	60×80	南魚沼市長崎 2941	校長	025-782-0758 025-782-5911	兼	
9	塩沢グラウンド (塩沢公民館裏)	60×80	南魚沼市塩沢 608-2	教育長	025-782-0100 025-782-3888	兼	
10	石打グラウンド	60×80	南魚沼市下一日市 31-1	教育長	025-783-3295 025-783-3296	兼	
11	大福寺工業団地 多目的広場	80×90	南魚沼市長崎 824-1	教育長	025-773-6630 025-772-8161	兼	
12	大原運動公園 多目的グラウンド	90×110	南魚沼市万条新田 417	教育長	025-783-3523 025-788-0247	兼	
13	六日町小学校 グラウンド	120×80	南魚沼市六日町 1267-1	校長	025-772-2028 025-773-2350	兼	兼
14	五十沢小学校 グラウンド	100×70	南魚沼市宮 472	校長	025-774-2009 025-774-3181	兼	兼
15	五十沢グラウンド (旧五十沢小)	100×50	南魚沼市原 331-1	教育長	025-773-6630 025-772-8161	兼	兼
16	城内小学校 グラウンド	100×50	南魚沼市上原 68	校長	025-775-2004 025-775-2301	兼	兼

番号	施設(場所)名	幅×長さ	住所地	施設代表者 又は責任者	電話番号 FAX 番号	避難 場所 との 兼用	仮設住宅建 設予定地と の兼用
17	八海中学校 グラウンド	100× 100	南魚沼市上原 129-6	校長	025-775-2011 025-775-3784	兼	兼
18	旧五日町小学校 グラウンド	100×50	南魚沼市五日町 640-1	校長	025-776-2041	兼	兼
19	旧大巻小学校 グラウンド	100×50	南魚沼市四十日 1790-1	校長	025-776-2064 025-776-2120	兼	兼
20	二日町グラウンド	200× 160	南魚沼市二日町 444	教育長	025-773-6620 025-773-6955	兼	兼
21	大和中学校 グラウンド	180× 100	南魚沼市浦佐 5278-2	校長	025-777-3171 025-777-4744	兼	
22	浦佐小学校 グラウンド	100×60	南魚沼市浦佐 5278-1	校長	025-777-2040	兼	兼
23	藪神小学校 グラウンド	80×40	南魚沼市一村尾 800	校長	025-777-2226 025-777-2396	兼	兼
24	後山小学校 グラウンド	70×40	南魚沼市市野江乙 1009-1	校長	025-759-2171 025-759-2160	兼	兼
25	大崎小学校 グラウンド	80×40	南魚沼市大崎 1855	校長	025-779-2013 025-779-4588	兼	兼
26	赤石小学校 グラウンド	80×40	南魚沼市荒金 273-2	校長	025-779-3005 025-779-3005	兼	兼
27	三用小学校 グラウンド	100×50	南魚沼市芋赤 1135	校長	025-779-3006 025-779-3006	兼	兼
28	ゆきぐに大和診療 所 駐車場	80×60	南魚沼市浦佐 4115	所長	025-777-2111 025-777-3853		
29	浦佐グラウンド	130×70	南魚沼市浦佐 4626-2	教育長	025-773-6630 025-772-8161		
30	大和野球場	100× 100	南魚沼市浦佐 5278-5	教育長	025-773-6630 025-772-8161	兼	
31	辻又多目的 センター	40×40	南魚沼市市野江丙 462	市長	02579-4-4984	兼	兼
32	消防大和分署	60×30	南魚沼市茗荷沢 1033-1	分署長	025-779-4600 025-779-4602		
33	巻機山管理棟 駐車場	47×40	南魚沼市清水 407	清水生産 森林組合	025-782-3402		

34	八海山スキー場 (第二駐車場)	85×83	南魚沼市山口 1610	六日町八海 山スキー場	025-775-3311		
番号	施設(場所)名	幅× 長さ	住所地	施設代表者 又は責任者	電話番号 FAX 番号	避難 場所 との 兼用	仮設住宅建 設予定地と の兼用
35	上国大沢駐車場	150×50	南魚沼市樺野沢 112-1	株式会社上 越観光開発	025-782-1030		
36	三国川ダム グラウンド	108×67	南魚沼市舞台 760	市長	025-773-6665 025-773-6710		
37	八海山麓スキー場 駐車場	100×45	南魚沼市荒金 56-1	八海山麓 スキー場	025-779-3103		

4-5 臨時ヘリポート

区分	ヘリポート選択の目安	左の基準に対応可能機種			
小型		陸上自衛隊	OH-1	機体長	13.40m
			OH-6	機体長	9.30m
		県警察本部	はるかぜ	機体長	13.00m
		新潟県	BK117C-2	機体長	13.03m
		ドクターヘリ			
中型		陸上自衛隊	UH-1J	機体長	17.44m
			UH-60JA	機体長	19.76m
		海上自衛隊	UH-60J	機体長	19.76m
		航空自衛隊	UH-60J	機体長	19.76m
		海上保安庁	らいちょう1	機体長	17.70m
			らいちょう2	機体長	17.70m
		県警察本部	こしかぜ	機体長	16.2m
			ときかぜ	機体長	17.12m
		県危機対策課	はくちょう	機体長	16.62m
大型		陸上自衛隊	CH-47JA	機体長	30.18m
		海上自衛隊	MH-53E	機体長	30.20m
		航空自衛隊	CH-47J	機体長	30.18m

注 この基準は、国土交通省及び防衛相の定めた（認めた）基準とは異なり、個々の機関における機種に対する基準を考慮し、新潟県が災害時のヘリポート適地として定めたものである。

「選定にあたって考慮すべき事項」

1 勾配

十分に平坦であり、最大勾配は5%（4.5°）未満であること。

2 離着陸地帯及び緩衝地帯については、障害物や吹き飛ばすような物を置かず、人の立ち入りが禁止できること。

3 広さが基準以下の場合はヘリコプターが空中に停止し、吊り下げ、吊り上げ又は投下等の措置を実施することがある。

4 ヘリコプター活動を考慮し、運用に適した場所を指定する。

5 冬季積雪の多い場合は、グラウンド等地面の状況にこだわることなく、田畑付近に障害物のない場所を圧雪する。

4－6 地域防災拠点

南魚沼市では、災害対策本部の活動を円滑に行い、かつ市街地周辺の避難場所確保のため地域防災拠点として市役所本庁舎隣接地に防災広場を設置した。

施設概要

所在地	南魚沼市六日町 137-2
面積	2,400 m ²
主要設備	緊急車両スペース、住民避難スペース、テント設営スペース、駐車場スペース、マンホールトイレ関連施設、防災倉庫

4－7 市内の公共的入浴施設

地域	施設名称	住所	電話番号
塩沢	金城の里	南魚沼市島新田 764	025-782-0339
六日町	福祉センターしらゆり	南魚沼市小栗山 303-1	025-772-3601
大和	老人福祉センター湯咲荘	南魚沼市大崎 594-9	025-779-2278
	八海山麓サイクリングターミナル	南魚沼市荒金 70	025-779-2962

4－8 災害情報発信基地

南魚沼市では、国土交通省北陸地方整備局三国川ダム管理所の協力を得て、三国川ダム管理資料館にて同所の把握する災害情報を発信する。

施設名称	三国川ダム管理所資料館
所在地	南魚沼市清水瀬 686-59
電話番号	025-774-3015

5 緊急輸送道路に関する資料

区分	道路種別	路線名	起点	終点	路線延長(km)	道路管理者
第1次	高速自動車国道	関越自動車道	南魚沼郡湯沢町大字土樽 (群馬県県境)	長岡市上除町野田 (長岡 JCT)	93.60	NEXCO 東日本
第1次	国道 (指定)	国道 17 号	南魚沼郡湯沢町大字三国 (群馬県県境)	長岡市川崎町字野口 (国道 8 号)	102.50	国土交通省
第1次	国道 (指定)	国道 17 号 (浦佐バイパス)	南魚沼市市野江甲	魚沼市虫野	5.00	国土交通省
第1次	国道 (指定)	国道 17 号 (六日町バイパス)	南魚沼市竹俣	南魚沼市庄之又	0.60	国土交通省
第1次	国道 (指定外)	国道 253 号	上越市三ッ屋 (国道 8 号)	南魚沼市余川 (国道 17 号)	67.16	新潟県
第1次	国道 (指定外)	八箇峠道路	南魚沼市余川	十日町市八箇	10.00	新潟県
第2次	国道 (指定外)	国道 353 号	南魚沼市関 (国道 17 号)	十日町市池尻 (国道 253 号)	40.42	新潟県
第2次	主要地方道	小千谷川口大和線	南魚沼市浦佐	南魚沼市浦佐 (国道 17 号)	0.70	新潟県
第2次	一般県道	六日町停車場線	南魚沼市六日町 (国道 17 号)	南魚沼市坂戸	0.50	新潟県
第2次	一般県道	下折立浦佐停車場線	南魚沼市茗荷沢 (国道 291 号)	南魚沼市浦佐	4.62	新潟県
第2次	一般県道	市野江浦佐線	南魚沼市浦佐	南魚沼市浦佐 (国道 17 号)	1.00	新潟県
第2次	一般県道	五箇小出線	南魚沼市五箇 (国道 17 号)	魚沼市青島	1.20	新潟県
第3次	主要地方道	塩沢大和線	南魚沼市関	南魚沼市関 (国道 17 号)	0.50	新潟県
第3次	一般県道	落合六日町線	南魚沼市清水瀬	南魚沼市二日町 (国道 291 号)	10.50	新潟県
第3次	一般県道	石打停車場線	南魚沼市関	南魚沼市関	0.30	新潟県

6 医療等に関する資料

6-1 医療施設

(1) 近隣病院

病院名	所在地	電話番号 FAX 番号	経営主体	使用許可病床数						診療項目
				一 般	療 養	精 神	結 核	感 染 症	総 数	
魚沼基幹病院	〒949-7302 南魚沼市 浦佐 4132	025-777-3200 025-777-2811	医療法人 新潟県地域医 療推進機構	400		50		4	454	内・循内・消 内・血内・腎 内・神内・消 外・呼外・心 外・整・脳 外・形・精・ リウ・小・ 皮・泌・産 婦・眼・耳・ リハ・放診・ 放治・病診・ 救急・矯歯・ 歯外・麻・内 分代内・呼感 内・乳内分外
南魚沼 市民病院	〒949-6680 南魚沼市 六日町 2463- 1	025-788-1222 025-788-1231	南魚沼市	140					140	内・呼内・循 内・消内・腎 内・神内・ 外・消外・肛 外・整・形・ リウ・小・ 皮・泌・婦・ 眼・耳・リ ハ・放・歯・ 小歯・歯外・ 麻

市立ゆきぐに 大和診療所	〒949-7302 南魚沼市 浦佐 4115	025-777-2111 025-777-3853	南魚沼市	45					45	内・外・ 精・小・神 内・リハ・ リウ・歯・ 小歯
齋藤記念病院	〒949-6602 南魚沼市 欠之上 478-2	025-773-5111 025-773-3024	医療法人 齋藤記念病院	50	48				98	整・神内・ 消外・リ ウ・脳外・ 胸外・肛 外・乳外・ リハ
五日町病院	〒949-7101 南魚沼市 五日町 2375	025-776-3113 025-776-3114	医療法人 越南会			196			196	内・精・心 内
湯沢町保険 医療センター	〒949-6101 湯沢町大字 湯沢 2877-1	025-780-6543 025-784-1900	公益社団法人 地域医療振興 協会	40	50				90	内・外・ 小・整・ 眼・歯

(2) 市内医療機関

名 称	診療科目	住所	電話番号
荒川診療所	内科、小児科、心療内科	南魚沼市長崎 34-6	025-782-0524
ほうじゅクリニック	内科、循環器科	南魚沼市塩沢 207-2	025-782-6688
南魚沼市立中之島診療所	内科、小児科、皮膚科、外科	南魚沼市仙石 1-25	025-782-0130
あんべクリニック	内科、消化器内科、外科、リハビリテーション科、麻酔科	南魚沼市塩沢 1055-16	025-782-5335
藤島眼科医院	眼科	南魚沼市六日町 1881	025-772-2059
河内医院	内科、小児科	南魚沼市六日町 119	025-772-2355
萌気園二日町診療所	内科、神経内科、リウマチ科、小児科、泌尿器科、整形外科、耳鼻咽喉科	南魚沼市二日町 212-1	025-778-0088
南魚沼市民病院附属城内診療所	内科、ペインクリニック内科	南魚沼市泉 154-1	025-775-2009
萌気園浦佐診療所	内科、小児科、整形外科	南魚沼市浦佐 5363-1	025-777-5222
やすかわ整形外科医院	リウマチ科、整形外科、リハビリテーション科	南魚沼市六日町 101-8	025-781-5320
米倉医院	内科、消化器内科、皮膚科、小児科、	南魚沼市六日町 101-8	025-778-1121
ゆきあかり診療所	内科、皮膚科、小児科、外科	南魚沼市下一日市 855	025-788-0760
六日町こどもクリニック	アレルギー科、小児科	南魚沼市余川 3362-1	025-775-7171
萌気園あやめ診療所	小児科、心療内科	南魚沼市浦佐 330-7	025-780-4377
うらさ耳鼻科クリニック	耳鼻科	南魚沼市浦佐 1534-3	025-780-4800

6－2 医薬品調達先

医薬品	(株)バイタルネット 長岡支店 長岡市新産 2-1-14 0258-46-9911	(株)マルタケ長岡店 長岡市新産 3-5-4 0258-47-1531	東邦薬品(株)長岡営業所 長岡市新産 1-1-6 0258-46-9171
医療資器材	ジェイメディカル(株) 長岡営業所 長岡市中之島 1781-4 0258-61-5351	源川医科器械(株) 長岡営業所 長岡市稲保 4-720-6 0258-22-6711	橋本医科器械(株) 柏崎市中央町 7-7 0257-24-3231
	(株)悠久堂医科器械店 長岡市石動南町 8-1 0258-47-1848		
輸血用血液	新潟県赤十字血液センター (献血ルーム 千秋) 長岡市千秋 2 丁目 1087-1 リバーサイド千秋 センタープラザ 2 階 0258-29-2350		

7 無線通信に関する資料

7-1 非常通信無線を信頼できる主要無線局

機関名	住所	電話番号
国土交通省湯沢砂防事務所	湯沢町大字神立 23	025-784-2263
東北電力ネットワーク(株)魚沼電力センター	南魚沼市六日町 29-3	025-770-0597

7-2 防災行政無線のある関係機関

局主	機関名	担当課・係	電話番号
固定局	南魚沼地域振興局	企画振興部総務担当	025-772-2372
固定局	湯沢町	総務管理課防災管財係	025-784-3451
固定局	魚沼市	防災安全課	025-792-9214
固定局	十日町	防災安全課	025-757-3197
固定局	長岡市	危機管理防災本部	0258-39-2262

8 災害時優先電話に関する資料

No.	電話番号	施設名	住所
1	025-775-2505	養護老人ホーム魚沼荘	南魚沼市長森 1008
2	025-775-2275	城内診療所	南魚沼市泉 154-1
3	025-772-7215	八幡保育園	南魚沼市六日町 19-5
4	025-772-3044	西五十沢保育園	南魚沼市津久野 964-1
5	025-772-3271	六日町小学校	南魚沼市六日町 1267-1
6	025-772-2750	六日町中学校	南魚沼市六日町 282
7	025-774-3144	畔地浄水場	南魚沼市畔地 315
8	025-774-2002	五十沢地域開発センター	南魚沼市宮 472-3
9	025-774-2059	五十沢小学校	南魚沼市宮 472-3
10	025-775-2002	城内地域開発センター	南魚沼市上原 632-24
11	025-775-2004	城内小学校	南魚沼市上原 68
12	025-775-3784	八海中学校	南魚沼市上原 129-6
13	025-775-2274	あおば保育園	南魚沼市泉甲 241-1
14	025-776-2032	大巻地域開発センター	南魚沼市寺尾 238-1
15	025-776-2046	おおまき小学校	南魚沼市大杉新田 416-2

No.	電話番号	施設名	住所
16	025-776-2155	五日町保育園	南魚沼市五日町 2262-1
17	025-777-2040	浦佐小学校	南魚沼市浦佐 5278-1
18	025-777-2226	藪神小学校	南魚沼市一村尾 800
19	025-777-2259	南魚沼市広域働く婦人の家	南魚沼市浦佐 571-1
20	025-777-2893 025-777-5130	大和庁舎	南魚沼市浦佐 1188-2
21	025-777-3171	大和中学校	南魚沼市浦佐 5278
22	025-777-4671	大和公民館	南魚沼市浦佐 5175
23	025-779-2013	大崎小学校	南魚沼市大崎 1855
24	025-782-0070	塩沢小学校	南魚沼市塩沢 1550-1
25	025-782-0092	うえだ保育園	南魚沼市長崎 30-2
26	025-782-1746	牧之保育園	南魚沼市中 700
27	025-783-2956	上関保育園	南魚沼市関 1132-5
28	025-783-3624	石打保育園	南魚沼市下一日市 737-1
29	025-782-0102	中之島小学校	南魚沼市中子新田甲 265-1
30	025-782-0436	舞子保育園	仙南魚沼市石 1-16
31	025-782-0508	塩沢中学校	南魚沼市中 778-1
32	025-782-0100	塩沢公民館	南魚沼市塩沢 608-1
33	025-773-3230	総務課	南魚沼市六日町 180-1
34	025-779-2762	大崎保育園	南魚沼市大崎 3329-3
35	025-779-3008	赤石保育園	南魚沼市茗荷沢 710
36	025-779-3051	三用保育園	南魚沼市前原町 847
37	025-759-2171	後山小学校	南魚沼市市野江乙 1009-1
38	025-777-4862	コミュニティセンターまほろば	南魚沼市一村尾 2921
40	025-773-5257	めぐみ野保育園	南魚沼市西泉田 201-6
41	025-777-3864	ゆきぐに大和診療所	南魚沼市浦佐 4115
42	025-782-0339	環境衛生センター	南魚沼市島新田 764

No.	電話番号	施設名	住所
43	025-773-2709 025-782-5331	南魚沼市消防本部	南魚沼市竹俣 82-2
44	025-779-4600	南魚沼市消防大和分署	南魚沼市茗荷沢 1033-1
45	025-784-3377	南魚沼市湯沢消防署	湯沢町大字神立 2586 番地 1

9 気象に関する資料

9-1 警報・注意報発表基準（南魚沼地域）

警報・注意報発表基準一覧表

令和6年5月23日現在
発表官署 新潟地方気象台

南魚沼市	府県予報区	新潟県	
	一次細分区域	中越	
	市町村等をまとめた地域	南魚沼地域	
警報	大雨	表面雨量指数基準	9
	(浸水害)	土壌雨量指数基準	128
	洪水	流域雨量指数基準	田河川流域=4.3、辻又川流域=4.9、水無川流域=14.1、宇田沢川流域=13.4、四十日川流域=6.1、三国川流域=25.7、皆沢川流域=5.9、庄之又川流域=8、近尾川流域=6.8、鎌倉沢川流域=6.5、伊田川流域=4.5、高棚川流域=9.6、登川流域=19.6、一之沢川流域=6.2、大沢川流域=5.2
		複合基準 ^{*1}	鎌倉沢川流域=(5, 5.8)、伊田川流域=(5, 4)、高棚川流域=(5, 8.6)、登川流域=(5, 17.6)
		指定河川洪水予報による基準	魚野川[六日町・小出]
	暴風	平均風速	20m/s
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ60cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	5
		土壌雨量指数基準	83
	洪水	流域雨量指数基準	田河川流域=3.5、辻又川流域=3.9、水無川流域=11.2、宇田沢川流域=10.7、四十日川流域=4.8、三国川流域=20.5、皆沢川流域=4.7、庄之又川流域=6.4、近尾川流域=5.4、鎌倉沢川流域=5.2、伊田川流域=3.6、高棚川流域=7.6、登川流域=15.6、一之沢川流域=4.9、大沢川流域=4.2
		複合基準 ^{*1}	魚野川流域=(5, 29.4)、辻又川流域=(5, 3.9)、四十日川流域=(5, 3.8)、近尾川流域=(5, 4.3)、鎌倉沢川流域=(5, 4.2)、伊田川流域=(5, 3.6)、高棚川流域=(5, 7.6)、登川流域=(5, 15.6)、一之沢川流域=(5, 3.9)、大沢川流域=(5, 4.2)
		指定河川洪水予報による基準	魚野川[六日町・小出]
	強風	平均風速	4～9月 12m/s 10～3月 15m/s
	風雪	平均風速	4～9月 12m/s 10～3月 15m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ35cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
	雪	落雪等により被害が予想される場合	
	融雪	1. 積雪地域の日平均気温が10℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が7℃以上、かつ、日平均風速5m/s以上かつ日降水量が20mm以上	
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度 40% 実効湿度 65%	
	なだれ	1. 24時間降雪の深さが50cm以上で気温の変化が大きい場合 2. 積雪が50cm以上で最高気温が8℃以上になるか、日降水量20mm以上の降雨がある場合	
	低温	5～9月: 日平均気温が平年より3℃以上低い日が3日以上継続 11～4月: 海岸 最低気温-4℃以下 平野 最低気温-7℃以下 山沿い 最低気温-10℃以下	
	霜	早霜・晩霜期に最低気温3℃以下	
	着水・着雪	1. 着しい着水が予想される場合 2. 気温0℃付近で、並以上の雪が数時間以上降り続くと予想される場合	
	記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm

^{*1}(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

9-2 震度に関する情報

(1) 震度と揺れに関する情報

気象庁ホームページ抜粋

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据え付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されていないブロック塀も破損するものがある。

震度階級	木造建物（住宅）		鉄筋コンクリート造建物		地盤の状況	斜面等の状況
	耐震性が高い	耐震性が低い	耐震性が高い	耐震性が低い		
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂が見られることがある。	—	—	亀裂や液状化が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂が見られることがある。	—	壁、はり、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。		
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂が見られることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。	壁、はり、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、はり、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂が見られることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多い。傾くものや、倒れるものが多い。	壁、はり、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、はり、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が見られることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。	壁、はり、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、はり、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多い。		

地震が起きたら、緊急地震速報を見聞きしたら、あわてず、まず身の安全を！！

○頭を保護し、丈夫な机の下など安全な場所に避難

○あわてて外に飛び出さない（落下物や車が危険）

○揺れがおさまってから、あわてず火の始末

○あわてた行動、けがのもと

○運転中は、ハザードランプを点灯し、緩やかに減速

○近づくな、門や扉、自動販売機やビルのそば

○海岸でぐらっときたら高台へ

(2) 地震に関する情報の発表

気象庁では、地震発生後、新たなデータが入るにしたがって、順次以下のような情報を発表しています。

気象庁ホームページ抜粋

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、地震 3 以上を観測した地域名（全国を 188 地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度 3 以上 （津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度 3 以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 3 以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度 1 以上	震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね 30 分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合 や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1 km 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表。

10 災害協定に関する資料

10-1 民間企業等との協定

No	種別	内容	協定先	締結年月日
1	相互協力に関する協定	災害時における相互応援	北里大学保健衛生専門学院	平成24年4月1日
2	救援物資に関する協定	避難所等における寝具の供給	野口(株)石打営業所	平成17年4月13日
3	救援物資に関する協定	食料・飲料水の供給	しおざわ農業協同組合	平成17年4月18日
4	救援物資に関する協定	食料・飲料水の供給	テーブルマーク(株)新潟魚沼工場	平成17年5月13日
5	救援物資に関する協定	飲料水の供給	コカ・コーライーストジャパン(株)	平成17年5月16日
6	物資供給に関する協定	救援物資等の供給	NPO 法人コメリ災害対策センター	平成18年4月5日
7	防災活動協力に関する協定	食料・飲料水の供給、避難場所の提供	イオン(株)イオン六日町店	平成18年6月27日
8	レンタル機材供給協定	レンタル機材の供給	(株)アクティオ 北陸支店	平成18年11月28日
9	災害時の応援業務に関する協定	判定資器材の供給	(社)新潟県建築士会南魚沼支部	平成19年2月27日
10	災害時の応援業務に関する協定	調査、障害物除去、応急・復旧工事の資機材及び業務協力	南魚沼市建設業安全協議会	平成19年10月29日
11	災害時等の放送に関する協定	災害等に関する情報放送(緊急放送、割り込み)	(株)エフエム雪国	平成19年11月1日
12	災害時の応援業務に関する協定	調査、障害物除去、応急対策の資機材及び業務協力	南魚沼造園安全協議会	平成20年1月31日
13	災害時の応援業務に関する協定	調査、応急対策・復旧のための測量及び設計の資機材及び業務協力	(社)新潟県測量設計業協会	平成20年1月31日
14	災害時の応援業務に関する協定	捜索活動、災害救助犬の出動	災害救助犬十日町	平成20年6月27日
15	救援物資に関する協定	飲料水の供給	サントリービバレッジソリューション(株) 関東・甲信越支社	平成21年3月26日
16	災害時の応援業務に関する協定	調査、障害物除去、応急・復旧工事の資機材及び業務協力	南魚沼市融雪協会	平成21年7月24日

No	種別	内容	協定先	締結年月日
17	災害時の応援業務に関する協定	電気・電力設備の応急・復旧工事の業務協力	東北電力（株） 魚沼電力センター	平成 22 年 12 月 15 日
18	災害時の応援業務に関する協定	公共施設の建築電気設備の調査、障害物除去、応急対策工事	新潟県電気工事工業組合 魚沼支部	平成 23 年 1 月 15 日
19	救援物資に関する協定	LP ガスの供給	（一社）新潟県 LP ガス協会 魚沼支部	平成 23 年 3 月 1 日
20	救援物資に関する協定	飲料水の供給	（株）伊藤園	平成 25 年 10 月 30 日
21	災害時の石油燃料供給に関する協定	災石油燃料の供給	新潟県石油商業組合 南魚沼支部	平成 25 年 11 月 1 日
22	災害に係る情報発信等に関する協定	Yahoo! JAPAN による避難情報等の発信	LINE ヤフー（株）	平成 26 年 12 月 1 日
23	浄化槽の応急復旧に関する協定	浄化槽の応急復旧	（一社）新潟県浄化槽整備協会南魚沼支部	平成 27 年 6 月 4 日
24	地域防災力向上に関する包括連携協定	防災訓練・防災教育等への協力	損害保険ジャパン（株）	平成 29 年 6 月 26 日
25	災害時及び火災発生時の応援業務に関する協定	資機材・物資等の提供と斡旋	魚沼地区生コンクリート協同組合	平成 29 年 6 月 30 日
26	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	平常時及び災害発生時における地図製品の供給	（株）ゼンリン	平成 31 年 1 月 18 日
27	災害時における災害対策業務の協力に関する協定	被災状況等の調査および災害復旧のために必要な情報収集	金井度量衡（株）	令和 3 年 4 月 30 日
28	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	災害時におけるレンタル機材の提供	日立建機日本（株） 関東甲信越支社	令和 4 年 7 月 27 日
29	災害時における法律相談業務に関する協定	災害時の法律相談	新潟県弁護士会	令和 5 年 2 月 6 日
30	災害時等における応援業務に関する協定	被災状況等の調査および災害復旧のために必要な情報収集	（株）トップライズ	令和 6 年 5 月 13 日
31	災害時における物資の輸送等に関する協定	物資の輸送力の提供、物資の調達及び提供、物資拠点の提供	（一社）AZーCOM 丸和・支援ネットワーク	令和 6 年 5 月 31 日

10-2 他市町村との協定

No	種別	内容	協定先	締結年月日
1	災害時相互応援協定	災害時における相互応援	埼玉県深谷市	平成7年11月7日
2	災害時相互応援協定	災害時における相互応援	山形県米沢市	平成8年5月2日
3	災害時相互応援協定	災害時における相互応援	魚沼市、十日町市、湯沢町、 長岡市	平成8年10月1日
4	災害時相互応援協定	災害時における相互応援	千葉県いすみ市	平成12年11月2日
5	災害時相互応援協定	災害時における相互応援	燕市	平成24年5月18日
6	災害時相互応援協定	災害時における相互応援	埼玉県坂戸市	平成24年11月1日
7	災害時相互応援協定	災害時における相互応援	東京都江戸川区	令和2年8月26日
8	災害時避難応援協定	大規模災害時における避難に関する応援協定	埼玉県坂戸市	令和5年10月10日

10-3 国・県機関との協定

No	種別	内容	協定先	締結年月日
1	放流警報装置による災害情報等の伝達支援に関する協定	災害情報等の伝達提供	国土交通相三国川ダム 管理所	平成18年12月7日
2	災害時の情報交換に関する協定	災害情報の伝達支援	国土交通相北陸地方整備局	平成23年3月1日

10-4 郵政関係との協定

No	種別	内容	協定先	締結年月日
1	災害時における相互協力に関する協定	緊急車両の提供・被災及び避難情報等の提供・その他郵便業務に関する協力	南魚沼市 内郵便局	平成26年4月14日

様式 1 県、他地方公共団体への応援要請文書

(その 1 県への応援の要求)

年 月 日

新潟県知事

様

南魚沼市長



災害対策基本法第 68 条に基づく応援の要求について

表記について、下記のとおり応援を要求します。

記

- 1 災害の状況
- 2 応援（応援措置の実施）を要請する理由
- 3 応援を希望する人員又は物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- 4 応援（応援措置の実施）を必要とする場所
- 5 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
- 6 その他必要な事項

年 月 日

様

南魚沼市長



災害時の相互応援に関する協定書に基づく応援要請について

表記について、下記のとおり応援を要求します。

記

- 1 被害及び被害が想定される状況
- 2 応援項目の種類及び内容
- 3 応援を希望する機関
- 4 その他必要な事項

年 月 日

様

南魚沼市長



自衛隊の災害派遣要請依頼について

このことについて、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を依頼します。

記

- 1 災害の状況及び派遣を要請する事由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 その他参考となるべき事項

年 月 日

様

南魚沼市長



災害応急対策活動・復旧活動への協力をお願いについて

今般の災害に係る災害応急対策活動・復旧活動について、下記のとおりご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 協力の内容
- 2 従事場所
- 3 作業内容
- 4 人 員
- 5 従事時間
- 6 集合場所
- 7 その他必要な事項

様式4 ボランティア受付名簿

ボランティア受付名簿

No.

受付年月	住所	(フリガナ) 氏名	年齢	職業	電話番号	身内の住所・氏 名と電話番号 本人との続柄	本人希望のボラン ティア活動	活動期間 (日程)	備考

※ 備考の欄に作業内容等記入

様式4

様式 5 災害報告様式及び被害状況判断基準

(行政区等からの報告様式)

災 害 概 況 即 報

報告日時	年 月 日 時 分
行政区名	
報告者名	
電話番号	

災害名

(第 報)

災害の概況	発生場所					発生日時	月 日 時 分	
被害の状況	死傷者	死者	人	行方不明	人	住家	棟	
		負傷者	人	計	人	非住家 (倉庫、作業所等)	棟	
	避難場所 避難施設			避難者数	人	連絡先		
応急対策の状況								

報告先

六日町地域の方はこちら（南魚沼市役所本庁舎） ☎ 7 7 3 - 6 6 6 0 FAX 7 7 2 - 3 0 5 5
 大和地域の方はこちら（大和市民センター） ☎ 7 7 7 - 3 1 1 1 FAX 7 7 7 - 3 1 9 1
 塩沢地域の方はこちら（塩沢市民センター） ☎ 7 8 2 - 0 2 5 0 FAX 7 8 2 - 4 7 5 3

災害発生時には以下の施設にも職員が配置されるため、報告可能です

東地域開発センター
☎ 779-3312 FAX 779-3314

大崎農業会館
☎ 779-2761 FAX 779-2793
 菰神地域コミュニティセンター
☎ 777-4862 FAX 777-2292

城内地域開発センター
☎ 775-2002 FAX 775-2019

大巻地域開発センター
☎ 776-2032 776-2098

五十沢地域開発センター
☎ 774-2002 FAX 774-2003
 上田農村環境改善センター
☎ 782-5301 FAX 782-5302

中之島農村環境改善センター
☎ 782-1997 FAX 782-2129
 南魚沼市トレーニングセンター
☎ 783-3295 FAX 783-3296

(県への報告様式)

- 被害が判明したものとから至急、FAXにて報告してください。
(速報性を求めますので、第1報では全ての報告が記載されている必要はありません。)
○ 報告者、報告日時は必ず記載してください。

被害報告(第 報)

市町村名	市		報告者 電 話	課		報告日時	年 月 日 時 分 現在 続く・最終	
告	死	者	行 方 不 明		重 傷		軽 傷	
	被災状況	人数	被災状況	人数	被災状況	人数	被災状況	人数
に	人		人		人		人	
	建物	区分	全壊(棟)		半壊(棟)		一部損壊(棟)	
あ	被害原因	土砂崩	流出	その他	土砂崩	流出	その他	土砂崩
	棟数	世帯数	人数	棟数	世帯数	人数	棟数	世帯数
た	アパート等集合住宅	棟数	世帯数	人数	棟数	世帯数	人数	棟数
	被災世帯(世帯)							
つ	被災者(人)							
	公共施設	公立保育所	公民館	体育施設	その他			
て	倉庫							
	事庫							
は	作業所							
	その他							
果	幼稚園							
	小学校							
計	中学校							
	高等学校							
数	養護学校等							
	その他							
字	病院							
	社会福祉施設							
を	清掃施設	ごみ処理施設						
	し尿処理施設							
記	その他()							
	その他被害	被害内容	箇所数	被害内容	箇所数	被害内容	箇所数	被害内容
す	一般道路							
	農道							
る	林道							
	河川							
	農業用水路							
	港湾							
	砂防施設							
	被害船舶							
	その他()							
	火災発生	建物	件	危険物	件	その他	件	
	鉄道不通区間	路線名	線	駅～	駅	駅～	駅	
	水道	断水		世帯	配管被害		箇所	
	ガス	不通		世帯	配管被害		箇所	
	下水道を使えない世帯			世帯				
	田	流出	ha	埋没	ha	冠水	ha	浸水
	畑	流出	ha	埋没	ha	冠水	ha	浸水
	崖崩れ							
	土砂崩れ							
	地すべり							
	電話不通							
	電気停電							
	ブロック塀倒壊等							

5 その他

1 災害原因

2 災害の発生日時 年 月 日

3 災害の発生場所(必要により地図等を添付)

4 災害対策の概要

1 災害対策本部の名称

ア 災害対策基本法に 基づく本部・基づかない本部

イ 本部設置日時 年 月 日 時 分

ウ 本部解散日時 年 月 日 時 分

2 避難勧告・指示の状況

別紙避難等の状況報告のとおり

3 消防機関等の活動状況(延べ出勤人員)

消防職員 人 消防団員 人 市職員 人

4 応急措置の概要

◇被害状況判定基準

被害区分		判定基準
1 人的被害	死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
	重 傷 者	当該被害により負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のある者のうち、一ヶ月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽 傷 者	当該被害により負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のある者のうち、一ヶ月未満で治療できる見込みの者とする。
2 住家被害	住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟 数	建造物の単位で1つの建築物をいう。 主屋より延べ面積の小さい付属物が付着している場合（同一棟でなくとも同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場）同一棟とみなす。
	世 帯	生計を1つにしている実際の生活単位をいう。例えば、寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいる者については、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
	中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居住の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を損失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
	準半壊に至らない (一部損壊)	準半壊に至らない程度の住家の損壊で、補修を必要とする程度のものである。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。

	床上浸水	住宅の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂竹木の推積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水には至らない程度に浸水したものとする。

(注)

1. 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
2. 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
3. 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

被害区分		判定基準
3 非住家被害	非住家	住家以外の建物をいうものとする。
	公共建物	例えば市役所庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	非住家被害	全壊又は半壊の被害を受けたもののみ記入するものとする。
4 田畑の被害	田の流失、埋没	田の耕土が流失し又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失、埋没 畑の冠水	田の例に準じて取扱うものとする。

被害区分		判定基準
5 その他の被害	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	病 院	医療法第 1 条に規定する患者 20 人以上の収容施設を有する病院とする。
	道 路	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。
	橋 梁	道路を連結するために河川等の上に架設された橋とする。
	河 川	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利床止、その他の施設とする。
	砂 防	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設とする。
	清掃施設	ごみ処理又はし尿処理施設とする。
	崖 崩 れ	山及び崖崩れのうち、人家、道路等に影響を及ぼすものとする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	電 話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	水 道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	電 気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガ ス	LP ガスで供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	罹災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生活を一にしている世帯とする。
	罹 災 者	罹災世帯の構成員とする。
	火災発生	地震又は火山噴火に起因する場合のみの火災発生件数とする。
	公共文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には農地農業用施設、林業用施設、漁業施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路とする。
	その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、市役所庁舎、公民館等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	公共施設被害市町村	公共文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他公共施設の被害を受けた市町村とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

様式 5 - 4

様式6 避難者カード

避難者カード

受付処理欄 ※避難者は記入不要

避難所名: No. 受付者氏名:

入所年月日	年 月 日	ペットの有無	☐ あり ☐ なし (種類) 犬・猫・その他		
行政区名	区 (☐ 所属していない)				
住所					
代表者連絡先	自宅	携帯			
緊急連絡先 (親族等)	氏名	連絡先			
↓同居している家族全員を記入してください↓					
1	★代表者 (フリガナ) 氏 名	生 年 月 日	性別	代表者から 目録維持	
	(フリガナ)	明治・大正・昭和 年 月 日		本人	
		平成・令和 (歳)			
	避難の状況		健康状態	アレルギーや持病の有無等	
	☐ この避難所に避難している (場所:) ☐ 自宅に残っている(在宅避難) ☐ 避難所敷地内で車中泊 台数 台 (車種 色 No.) ☐ 連絡が取れない(安否不明) ☐ その他()	☐ 良好 ☐ けが(軽傷) ☐ 体調不良 (症状:) ☐ 要支援 (要支援事由:)	☐ 有 ☐ 無 内容()		
		記載内容の外部提供		体温	
		☐ 提供可能 ☐ 提供不可			
	2	(フリガナ) 氏 名	生 年 月 日	性別	代表者から 目録維持
(フリガナ)		明治・大正・昭和 年 月 日			
		平成・令和 (歳)			
避難の状況		健康状態	アレルギーや持病の有無等		
☐ この避難所に避難している (場所:) ☐ 自宅に残っている(在宅避難) ☐ 避難所敷地内で車中泊 台数 台 (車種 色 No.) ☐ 連絡が取れない(安否不明) ☐ その他()		☐ 良好 ☐ けが(軽傷) ☐ 体調不良 (症状:) ☐ 要支援 (要支援事由:)	☐ 有 ☐ 無 内容()		
		記載内容の外部提供		体温	
		☐ 提供可能 ☐ 提供不可			

※ 避難者カードに記載された情報は、避難所運営における各種支援活動において必要な情報であることから、避難所内で共有します。

※ 要配慮者情報や安否不明な方の情報は、支援や捜索の必要上、安否の外部提供を「否」とした場合でも、警察等の関係機関に情報を提供する場合があります。

様式7 避難者名簿

受付 No.	世帯主(代表者)名	避難者数	居住区分 区画No.	避難所に到着した日時				避難所を退出した日時				避難者カード 回収チェック	備考
				月	日	時	分	月	日	時	分		
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													

様式7

報告書(日報)

【報告日時】

年 月 日 () 午前 時 分

【施設名】

【管理責任者】

(年 月 日現在)

施設 の 状 況	建 物	異常なし ・ 異常あり ()			
	電 気	異常なし ・ 異常あり ()			
	水 道	異常なし ・ 異常あり ()			
	電 話	異常なし ・ 異常あり ()			
	食 料	不足なし ・ 不足あり ()			
	物資・器材	不足なし ・ 不足あり ()			
	その他				
避難者の状況		☐ 変更なし ☐ 変更あり (※変更があった者の氏名を下記に記入してください)		避難者数	人
新規受入者名		退 所 者 名			
ボランティア受入れ状況 有 ・ 無					
(人数、作業内容、作業時間)					
施設で直接調達した物資等 有 ・ 無					
(品目 数量 金額 購入先等)					
移送の協力 有 ・ 無					
(氏名 区間 走行距離)					
その他特記事項					

様式9 被災者台帳

被災証明 発行年月日	被災年月日	世帯主名 又は事業主名	被災の状況 (原因、人的・物的被害の状況等)
	被災場所		
第 号 ・ ・	・ ・		原因：1. 風水害 2. 地震 3. その他 () 4. 不明
			人的被害： 1. 死亡 () 2. 行方不明 () 3. 重傷 () 4. 軽傷 ()
	調査実施年月日		建物被害： 種類：1. 住家 2. 事務所 3. 倉庫 4. 工場 5. その他 ()
	調査担当者		被害：1. 全壊(焼) 2. 流出 3. 半壊(焼) 4. 床上浸水 5. 床下浸水 6. 一部損壊
第 号 ・ ・	・ ・		原因：1. 風水害 2. 地震 3. その他 () 4. 不明
			人的被害： 1. 死亡 () 2. 行方不明 () 3. 重傷 () 4. 軽傷 ()
	調査実施年月日		建物被害： 種類：1. 住家 2. 事務所 3. 倉庫 4. 工場 5. その他 ()
	調査担当者		被害：1. 全壊(焼) 2. 流出 3. 半壊(焼) 4. 床上浸水 5. 床下浸水 6. 一部損壊
第 号 ・ ・	・ ・		原因：1. 風水害 2. 地震 3. その他 () 4. 不明
			人的被害： 1. 死亡 () 2. 行方不明 () 3. 重傷 () 4. 軽傷 ()
	調査実施年月日		建物被害： 種類：1. 住家 2. 事務所 3. 倉庫 4. 工場 5. その他 ()
	調査担当者		被害：1. 全壊(焼) 2. 流出 3. 半壊(焼) 4. 床上浸水 5. 床下浸水 6. 一部損壊
第 号 ・ ・	・ ・		原因：1. 風水害 2. 地震 3. その他 () 4. 不明
			人的被害： 1. 死亡 () 2. 行方不明 () 3. 重傷 () 4. 軽傷 ()
	調査実施年月日		建物被害： 種類：1. 住家 2. 事務所 3. 倉庫 4. 工場 5. その他 ()
	調査担当者		被害：1. 全壊(焼) 2. 流出 3. 半壊(焼) 4. 床上浸水 5. 床下浸水 6. 一部損壊

様式9

()

罹 災 証 明 書

世帯主住所							
世帯主氏名							
世帯構成員	氏 名	続 柄	年 齢	氏 名	続 柄	年 齢	
		世帯主					

罹災原因	
------	--

被災住家※の 所在地	
住家※の被害の 程度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 中規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 準半壊 ☐ 準半壊に至らない (一部損壊)
浸水区分	☐ 床上浸水 ☐ 床下浸水 ☐ その他()

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

住家以外の被害	
---------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

南魚沼市長 林 茂男 ⑨

1. NTT災害用伝言ダイヤル

災害用伝言ダイヤルは、被災地内の電話番号をキーにして、安否等の情報を音声により伝達する、ボイスメールサービスです。日頃より、家族で災害発生時の利用について、話し合っておくことが重要となります。

□171 災害用伝言ダイヤルの利用方法（有料）

▽メッセージを入れる

- ① 171 をダイヤルする。
- ② 「1」を選ぶ。
- ③ 自分（被災地）の電話番号を市外局番からダイヤルする。
- ④ メッセージの「録音」をする。30 秒以内。

▽メッセージを聞く

- ① 171 をダイヤルする。
- ② 「2」を選ぶ。
- ③ 連絡を取りたい人の電話番号を市外局番からダイヤルする。
- ④ メッセージの「再生」。

2. 携帯電話用災害用伝言板

大規模災害発生時では携帯電話がつながりにくい状況が発生します。携帯電話会社が、災害時に家族・親類・知人などの安否確認に利用していただくため、災害用伝言板サービスを提供しています。震度6弱以上の地震などの大災害が発生した場合利用できます。

対応機種・操作方法が各社により異なりますので、各自で加入携帯電話の詳しい利用方法を確認しておいて下さい。（有料）

□docomo

http://www.nttdocomo.co.jp/info/disaster/disaster_board/

□au

<https://www.au.com/mobile/anti-disaster/saigai-dengon/>

□ソフトバンク

<https://www.softbank.jp/mobile/service/dengon/>

□ワイモバイル

<http://www.ymobile.jp/service/dengon/>

▽登録 「登録」⇒「メッセージ」⇒「登録」

▽確認 「確認」⇒「相手のケータイ電話番号」⇒「検索」